

官報号外

平成九年六月六日

○第一百四十九回 参議院会議録第三十一号(その一)

平成九年六月六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十二号

平成九年六月六日

午前十時開議

第一 可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

第二 千九百九十四年の關稅及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本國の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第五 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

第六 運輸施設整備事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 大学の教員等の任期に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(新藤十郎君) これより会議を開きます。
議員鳴崎均君は、去る五月十一日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

同君に対しましては、議長は既に弔詞をささげました。
〔絶賛起立〕
参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされさきに大蔵委員長議院運営委員長等の要職に就かれたまた國務大臣としての重任にあたられました議員徒三位勲一等鳴崎均君の長逝に対しつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をさせます。

○議長(新藤十郎君) 松浦孝治君から発言を求められております。この際、発言を許します。松浦孝治君。
君は、大正十二年三月二十八日、石川県小松市で、十三人兄弟の三番目としてお生まれになり、旧制小松中学に学ばれた君は、堂々とした体格を生かし相撲部で活躍されました。余りの強さに大相撲から入門の誘いがあつたと伺っております。しかし、やがて俊才として頭角をあらわした君は、第四高等学校を経て東京帝國大学法学部政治学科に進まれ、昭和二十一年高等試験行政科、司法科に合格、直ちに大蔵省に奉職されました。以来、津税務署長、大阪国税局総務課長、高松国税

が耳を疑い、ただただ茫然自失、同僚議員としてまことに痛惜のきわみであります。

君が倒れる前日の八日、大蔵委員会における外國為替及び外國貿易管理法改正案の審議において、委員会の開会宣言が終わるや否や、あの大きな体躯の君がやお立ち上がり、最初にこう言いました。「ここのこと」久しく国会を留守にしておりましたので的確な質問ができるのかどうか、時代の変化が非常に激しいだけに質問に立つても恐縮に思っておるわけですが、さいます」と、いかにも君らしい謹厳実直な人柄を思わせる前置きをして、寝る間を惜しんで仕上げた大量の質問原稿を手に、二時間近く全文文にわたり熱心な質疑を行ったあの君のお姿を私は決して忘れることができません。

この日の質疑の締めくくりとして、君は、外為法改正によって資本取引等の自由化が進む反面、機関投資家の問題だけでなく、一般国民・消費者のことを思い、そのためのルールをつくり、維持することの大切さを訴えられました。そして、翌週の十三日、十五日の委員会では引き続き今度は具体的に掘り下げた質問をする君は大いに張り切っておられました。それを果たせなかつたことはさぞかし御無念なことだと思います。

ここに、皆様のお許しを得て、徒三位勲一等故鳴崎均君の御生前をしのび、謹んで哀悼の辞をさせたいと存じます。

君は、大正十二年三月二十八日、石川県小松市で、十三人兄弟の三番目としてお生まれになり、旧制小松中学に学ばれた君は、堂々とした体格を生かし相撲部で活躍されました。余りの強さに大相撲から入門の誘いがあつたと伺っております。しかし、やがて俊才として頭角をあらわした君は、第四高等学校を経て東京帝國大学法学部政治学科に進まれ、昭和二十一年高等試験行政科、司法科に合格、直ちに大蔵省に奉職されました。以来、津税務署長、大阪国税局総務課長、高松国税

局直税部長兼調査監察部長、東京国税局關稅部長など、税務行政一筋に力を發揮されました。

この問には、終戦直後の日まぐるしい租税制度の変更とその後の税体系に影響を与えたシャウブ画序調整局物価政策課長としてその安定に尽力されました。その後も大蔵省主計局主計官、同總務課長、大臣官房文書課長、同審議官と激務をこなしてこられました。

昭和四十六年二月、参議院の石川地方区の補欠選挙では、地元の要請を断り切れず、大蔵省を辞

して出馬し、見事当選されたのであります。自來、三回にわたる参議院議員通常選挙で順調に当選を重ねられ、この間には通商産業政務次官、本院大蔵委員長、補助金等に関する特別委員長、議院運営委員長、昭和天皇御崩御の際の弔詞案起草に關する特別委員長など、数々の要職を務められました。昭和五十九年の第二次中曾根内閣では法務大臣に就任され、在任中には懸案であった登記特別会計の創設と登記事務のコンピューター化に尽力されたことは、今なお君の御功績として法務省内で語り伝えられています。

君は、党内においては、参議院自由民主党政策審議会会長、自由民主党税制調査会副会長として、特に税制については造詣が深く、とりわけ消費課税の実現についてはみずからも早くからその必要性を痛感し、実現に尽力されてきたのであります。その消費税法案は、昭和六十三年の第百十回臨時国会において成立したのであります。君は、長時間に及ぶ牛歩戰術や、當時議院運営委員長であった君自身に対する解説議案が提出されるなど、産みの苦しみを味わつたのであります。しかし、懸念された混乱もなく、無事これを乗り切ることができましたのは、ひとえに君の与員長として面目躍如たるものがありました。

官報(号外)

このように若き日の税務行政との出会い以来、これをライフルワークにしてきた君は、消費税導入直後の平成元年七月の参議院議員通常選挙では、消費税反対の逆風のあらしが吹き荒れる中で、周囲のとめるのも間かず筋を通し、真正面から消費税の必要性を訴えて回ったのであります。こうしたことでもあって、わずか千百七十一票差で涙をのむこととなりました。しかし、消費税制度はこの間国民に定着し、今日基幹税目の一となつてゐる所以であります。

昨年十月の繰り上げ当選により議員として復帰した君は、本年四月の消費税率5%への引き上げに対する冷静な国民の対応を国会からどのようにお気持ちで見られたのでありますか。まさに君のいちばん信念に対し、尊敬の念を禁じ得ません。

今日の厳しい内外の政治経済情勢のもとで、我が国がこれまで経験したことのない幾多の試練に直面しておりますが、このような大切な時期に突然君を失ったことは、御夫人を初め御遺族の悲しみはもとより、本院にとりましてもまことに痛恨のきわみであります。

君は、インターネットを通じ国民に次のようなメッセージを送っておられます。すなわち、「二十一世紀に向けて行政・経済・金融システム・社会保障・財政の五つの構造改革への道筋をつけるため、基本的な方向に誤りなきよう努めてまいりたい」というものであります。この志を引き継ぐのは我々の使命であり、その覚悟を嶋崎君のみたまにお約束いたしたいと思います。

ここに、嶋崎均君のありし日の人柄と輝かしい業績をしのび、院を代表して、心から哀悼の意を表する次第であります。

御冥福を心からお祈りいたします。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表(日本国)の譲許表の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

○議長(斎藤十朗君) 日程第三 サービスの貿易に関する一般協定の第四譲定書の締結について承認を求めるの件

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)

以上四件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長寺澤芳男君。

〔審査報告書及び議案は本号(その一)に掲載〕

〔寺澤芳男君登壇、拍手〕

○寺澤芳男君 ただいま議題となりました条約四件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

まず、可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約は、いわゆるプラスチック爆薬を使用したテロ行為を抑止する見地から、これまで探知が困難とされていたプラスチック爆薬の製造に際して、これに探知剤を添加することを義務づけ、識別措置がとられていないプラスチック爆薬の製造、移動等は禁止すること等について定めるものであります。

委員会におきましては、本条約の実効性確保のための措置、我が国空港におけるプラスチック爆薬のチェック体制等について質疑が行われました。が、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

次に、関税及び貿易に関する一般協定の日本国との譲許表に係る確認書は、世界貿易機関WTO設立協定に含まれている我が国の譲許表に関して、新たに約四百六十品目の医薬品の関税を撤廃し、コンピューター、通信関連機器等を含む約二百品目の情報技術製品の関税を撤廃することを確認するものであります。

また、サービス貿易に関する一般協定の第四譲定書は、基本電気通信サービス分野の貿易について、多角的自由化を進展させるため、WTOの関係加盟国が、最惠国待遇を基本としつつ、市場アクセスを自由化し、内国民待遇を付与すると等を約束するものであります。

また、サービス貿易に関する一般協定の第四譲定書は、基本電気通信サービス分野の市場開放においては、基本電気通信サービス委員会におきましては、基本電気通信サービス分野の市場開放、我が国における外資規制等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共产党の立木委員より両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

最後に、包括的核実験禁止条約、いわゆるCTBTは、ジュネーブ軍縮会議での交渉を経て、昨年九月十日、国連総会において採択されたものであり、核兵器の拡散防止、核軍備の縮小等に効果的に貢献するため、あらゆる場所において核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止するとともに、あわせて、条約上の義務の実施を確保するための検証措置として国際監視制度の整備、現地査察の実施等について規定するものであります。

委員会におきましては、橋本内閣総理大臣の出席を得て、条約成立の意義と効果の見通し、検証措置の有効性、未臨界実験やシミュレーション実験に係る諸問題、北東アジア非核地帯構想、核廃絶に向けた我が國の外交努力等について質疑が行

われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

〔賛成者起立〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表(日本国)の譲許表の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件及びサービスの貿易に関する一般協定の第四譲定書の締結について承認を求めるの件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 本件を承認することに賛成の者起立

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、両件は承認することに決しました。

次に、包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よつて、本件は承認することに決しました。

官 報 (号 外)

○議長(高橋十朗君) 日程第五 行政書士法の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)を議題に

といたします。
まず、提出者の趣旨説明を求めます。地方行政
委員長峰崎直樹君。

〔議案は本号（その一）に掲載〕

○峰崎直樹君登壇、拍手）
〔峰崎直樹君登壇、拍手〕
士法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容をおいて全会一致をもって起草、提出したものであります。
本法律案は、去る六月三日、地方行政委員会に御説明申し上げます。
行政書士は、國家資格者として、官公署へ提出する書類その他権利義務または事実証明に関する業務を行つことにより、行政の円滑な推進に寄与し、及び国民の利益の速やかな実現に貢献しているところであります。日まぐるしく変貌する社会にあって、その業務は、制定・改廃される法令に精通し、複雑化、高度化する行政に対応することが要求され、極めて高度な内容のものとなつております。また、近年、行政事務の合理化、効率化が求められており、その点からも行政書士の業務の重要性はますます大きなものとなつてきております。
本法律案は、このような現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を整備するとともに、法律の目的規定を設けることとするものであります。
次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

本法律案は、このような現状を踏まえ、行政書士の業務の質を確保するため、行政書士の欠格事由に破産者で復権を得ないものを加え、罰則を備えるとともに、法律の目的規定を設けることとするものであります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、目的規定の創設についてであります。行政書士法は、行政書士の制度を定め、その業務

の適正を図ることにより、行政に関する手続の凹凸滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とするなどを新たに規定することとしております。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 運輸施設整備要請
業団法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたしました。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長直道
鳴上(丁旨)。

○議長(斎藤十朗君)　過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

題といだします。
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長清
水嘉与子君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○清水嘉与子君登壇、拍手

案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大学等における教育研究の進展に寄与するため、任期を定めることができる場合そ

の他教員等の任期について必要な事項を定める」とにより、大学等への多様な人材の受け入れを図らうとするふりをうながす。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、任期つきポストの対象範囲、教員

の業績評価システムのあり方、任期を付された教員の待遇改善、私立大学における任期制導入の際

の手続等の諸問題につきまして質疑が行われましたが、これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して阿部委員より反対の意見が述べ

られ、続いて、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なあ、本法律案に対し、七項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

官 報 (号 外)

平成九年六月六日 参議院会議録第三十二号(その一) 議長の報告事項

大藏委員	大藏委員	文教委員	文教委員
辞任	辞任	辞任	辞任
山崎	勝年君	依田	智治君
清水	力君	高橋	令則君
地方行政委員	澄子君	梶原	敬義君
辞任	朝日	俊弘君	補欠
	朝日	今井	高橋
法務委員	順子君	星野	朋市君
辞任	補欠	金田	勝年君
依田	智治君	小島	慶三君
昭次君	補欠		

厚生委員	辭任	農林水産委員	今井	澁君	朝日	俊弘君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の議案が提出された。	公職選挙法の一部を改正する法律案(公職選挙法改正に関する調査特別委員長提出)(衆第三六号)	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(赤羽一嘉君外十五名提出)(衆第三六号)	建築士法の一部を改正する法律案(永田良雄君外六名発議)(参第八号)	阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律案(赤羽一嘉君外十五名提出)(衆第三六号)	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(赤羽一嘉君外十五名提出)(衆第三六号)
建設委員	辞任	労働委員	高橋	令則君	山崎	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の議案が提出された。	行政改革・税制等に関する特別委員	村沢	牧君	清水	力君
科学技術特別委員	辞任	星野	明市君	山崎	牧君	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の議案が提出された。	中尾	慶三君	本岡	昭次君	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の議案が提出された。	吉川	春子君	萱野	茂君	補欠
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議員から次の議案が提出された。	吉岡	吉典君	茂君	牧君	補欠

律案(赤羽一嘉君外十五名提出)(衆第三十七号)
同日議長は、次の議員提出案を労働委員会に付託した。
解雇等の規制に関する法律案(吉川春子君外二
名発議)(參第一号)
解雇等の規制に関する法律の施行に伴う関係法
律の整備等に関する法律案(吉川春子君外一名
発議)(參第一号)
同日議長は、次の衆議院提出案を文教委員会に付
託した。

官 報 (号外)

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生委員会

理事 濑谷 英行君 (菅野壽君の補欠)

農林水産委員会

理事 谷本 魏君 (谷本魏君の補欠)

理事 一井 淳治君 (一井淳治君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案(照屋寛徳君外四名発議) (参第九号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

特殊法人の財務諸表等の作成及び公開の推進に関する法律案(閣法第六九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

建築士法の一部を改正する法律案(永田良雄君外六名発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一
部を改正する法律案

内航海運組合法の一部を改正する法律案

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に
関する法律の一部を改正する法律案

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ
き、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法
律案(閣法第八五号)審査報告書

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求
めるの件(閣法第一二号)審査報告書

同日議長は、次の公聽会開会承認要求を承認し
た。

公聽会開会承認要求書

一、議案の名称

臓器の移植に関する法律案(第百三十九回国
会衆第一二号)

臓器の移植に関する法律案(参第二号)

臓器の移植に関する法律案(第百三十九回国
会衆第一二号)及び臓器の移植に関する法律
案(参第三号)について

一、開会の日 平成九年六月十三日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十
二条により承認を求めます。

平成九年六月五日

臓器の移植に関する法律案(第百三十九回国
会衆第一二号)及び臓器の移植に関する法律
案(参第三号)について

一、開会の日 平成九年六月十三日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十
二条により承認を求めます。

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
旨の通知書を受領した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一
部を改正する法律

内航海運組合法の一部を改正する法律

船舶安全法及び海洋汚染及び海上災害の防止に
関する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、国会において承認すること
を議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を
受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づ
き、関東運輸局千葉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

平成九年六月六日 参議院会議録第二十一号(その一)

官報号外 平成九年六月六日

○ 第百四十四回 参議院会議録第三十一号(その一)

[本号(その一)参照]

審査報告書

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する

条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月三日

外務委員長 寺澤 芳男

参議院議長 斎藤 十朗殿

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する

条約

一、委員会の決定の理由

この条約は、可塑性爆薬を使用したテロリズムの行為を抑止するため、識別措置がとられていない可塑性爆薬の製造の禁止等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、国際的なテロリズムを防止するための国際協力に貢献するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求めるの件
この条約の締結について承認を求めるの件
ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する

第一条

この条約の適用上、

1 「爆薬」とは、「可塑性爆薬」と一般に呼ばれる爆発性を有する製品(可燃性又は弾力性のある薄板状の爆薬を含む)であつてこの条約の技術附属書に規定するものをいう。

2 「探知剤」とは、探知を可能にするため爆薬に添加される物質であつてこの条約の技術附属書に規定するものをいう。

3 「識別措置」とは、この条約の技術附属書の規定に従つて爆薬に探知剤を添加することをい

う。

4 「製造」とは、爆薬を製造するあらゆる工程(再処理を含む)をいう。

5 「正式に認められた軍用火工品」には、これらが製造された締約国の法令に従つて専ら軍隊又

ける国際文書が緊急に必要とされていることを認識し、

可塑性又は薄板状の爆薬についてその探知のための識別措置をとることに関する国際的な制度を立案する作業を強化するよう国際民間航空機関に要請した十九百八十九年六月十四日の国際連合安

全保障理事会決議第六百三十五号及び千九百八十九年十二月四日の国際連合総会決議第二十九号(第四十四回会期)を考慮し、

可塑性又は薄板状の爆薬についてその探知のための識別措置をとることに関する新たな国際文書の作成について最高の優先度で支持した国際民間航空機関決議第A八号(同機関の総会がその第二十七回会期において全会一致で採択したもの)に留意し、

国際民間航空機関の理事会がこの条約の作成において果たした役割及びこの条約の実施についての任務を引き受けれる意思を有する」として満足の意をもって留意して、

次のとおり協定した。

第二条

締約国は、その領域内で識別措置がとられていない爆薬を製造することを禁止し及び防止するために必要かつ効果的な措置をとる。

第三条

締約国は、その領域内での識別措置がとられていない爆薬を製造することを禁止し及び防止するために必要かつ効果的な措置をとる。

は警察のために製造された砲弾、爆弾、弾丸、地雷、ミサイル、ロケット弾、成形炸薬、擲弾及び穿孔器を含むが、これらに限られない。

6 「製造国」とは、その領域内で爆薬が製造される国をいう。

官報(号外)

又は警察の機能を果たす当局が保有しており、かつ、正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれていないもののすべてをこの条約の趣旨に反しない目的のために廃棄し若しくは消費し、これらに識別措置をとり又はこれらを永久に無力なものにするのことを確保するため必要な措置をとる。

4 締約国は、自国の領域内で発見された識別措置がとられていない爆薬で1から3までに規定していないものを自国の領域内でできる限り速やかに廃棄することを確保するために必要な措置をとる。識別措置がとられていない爆薬で自國についてこの条約が効力を生じた日に軍隊又は警察の機能を果たす当局が保有しており、かつ、正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれているものについては、そのような措置を必要としない。

5 締約国は、この条約の技術附属書第一部Ⅱに規定する爆薬がこの条約の趣旨に反する目的のために転用され又は使用されることを防止するため、これらの爆薬の所持及び譲渡を嚴重かつ効果的に管理するために必要な措置をとる。

6 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた後に製造された識別措置がとられていない爆薬でこの条約の技術附属書第一部Ⅱの規定に従って正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることとはならなかつたもの及び同部Ⅱの(同から)までのいづれの規定にも該当しなくなつた識別措置がとられていない爆薬を自国の領域内ができる限り速やかに廃棄することを確保するために必要な措置をとる。

第五条

1 この条約により、国際民間航空機関の理事会(以下「理事会」という)が締約国の指名する者のうちから任命する十五人以上十九人以下の委員会は、

1 委員会は、理事会の承認を得て、その手続規則を採択する。	2 委員会の委員は、三年の任期で在任するものとし、再任されることができる。	3 委員会の委員は、理事会の改正案は、委員会の会期の会合は、国際民間航空機関の本部において少なくとも年一回又は理事会が指示し若しくは承認する場所において及び時期に招集される。	4 委員会は、理事会に報告する。理事会は、委員会の報告を審議し、理事会に報告する。理事会は、委員会の報告を審議し、理事会に報告する。
5 委員会は、理事会の承認を得て、その手続規則を採択する。	6 委員会は、爆薬の製造、識別措置及び探知についての技術の進歩を評価する。	7 委員会は、理事会を通じて、その評価の結果を締約国及び関係国際機関に報告する。	8 委員会は、理事会に報告する。
9 委員会は、必要な場合には、理事会に対して得られない場合には、委員会は、委員の三分の一以上の多數による議決で決定する。	10 委員会は、理事会の勧告に基づき、締約国に對してこの条約の技術附属書の改正を勧告することができる。	11 委員会は、その勧告についてコンセンサス方式によつて決定することに努める。コンセンサスが得られない場合には、委員会は、委員の三分の一以上の多数による議決で決定する。	12 委員会は、理事会に報告する。
13 委員会は、理事会の勧告に基づき、締約国に對してこの条約の技術附属書の改正を提案することができる。	14 委員会は、理事会に報告する。	15 委員会は、理事会に報告する。	16 委員会は、理事会に報告する。

第六条

1 いづれの締約国も、この条約の技術附属書の改正を理事会に提出することができる。

2 委員会は、1の規定に従つて提出された締約

1 この条約は、千九百九十一年二月十二日から三月一日までの間モントリオールにおいて開催された航空法に関する国際会議に参加した国による署名のため、千九百九一年三月一日にモントリオールにおいて開放するものとし、千九百九一年三月一日後は、3の規定に従つて効力を生ずるまで、モントリオールの国際民間航空機関の本部においてすべての国による署名たために開放しておく。この条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができ	2 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。	3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。	4 改正案に明示的に反対した締約国は、その後、受諾書又は承認書の寄託により、改正に拘束されることに同意することを表明することができます。
5 理事会は、五以上の締約国が改正案に反対した場合には、更に審議するため当該改正案を委員会に付託する。	6 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	7 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	8 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
9 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	10 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	11 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	12 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
13 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	14 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	15 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	16 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。

第七条

1 いづれの締約国も、この条約の技術附属書の改正を理事会に提出することができる。

2 委員会は、1の規定に従つて提出された締約

1 この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。	2 締約国は、可能な場合には、委員会が第六条の規定に基づく任務を遂行するに当たつて役立つ情報を理事会に送付する。	3 1 この条約は、千九百九十一年二月十二日から三月一日までの間モントリオールにおいて開催された航空法に関する国際会議に参加した国による署名のため、千九百九一年三月一日にモントリオールにおいて開放するものとし、千九百九一年三月一日後は、3の規定に従つて効力を生ずるまで、モントリオールの国際民間航空機関の本部においてすべての国による署名たために開放ておく。この条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができ
4 理事会は、理事会の改正案に基づき、締約国に對してこの条約の技術附属書の改正を勧告することができる。	5 締約国は、理事会に對してこの条約を実施するためとった措置を常時通報する。理事会は、その通報をすべての締約国及び関係国際機関に送付する。	6 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
7 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	8 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	9 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
10 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	11 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	12 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
13 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	14 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	15 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。

第八条

1 いづれの締約国も、この条約の技術附属書の改正を理事会に提出することができる。

2 委員会は、1の規定に従つて提出された締約

1 この条約の技術附属書は、この条約の不可分の一部を成す。	2 第十一条
2 第十二条	この条約の技術附属書は、この条約の不可分の一部を成す。
3 第十三条	この条約の技術附属書は、この条約の不可分の一部を成す。
4 第十四条	この条約の技術附属書は、この条約の不可分の一部を成す。
5 第十五条	この条約の技術附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第十条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。	2 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。	3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。
4 改正案に明示的に反対した締約国は、その後、受諾書又は承認書の寄託により、改正に拘束されることに同意することを表明することができます。	5 理事会は、五以上の締約国が改正案に反対した場合には、更に審議するため当該改正案を委員会に付託する。	6 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
7 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	8 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	9 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
10 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	11 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	12 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。
13 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	14 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。	15 理事会は、改正案が3の規定に従つて採択されなかつた場合には、すべての締約国の会議を招集することができる。

第十二条

1 この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。	2 第十三条
3 第十四条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
4 第十五条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
5 第十六条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
6 第十七条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。

第十三条

1 この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。	2 第十八条
3 第十九条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
4 第二十条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
5 第二十一条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
6 第二十二条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。

第十四条

1 この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。	2 第二十三条
3 第二十四条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
4 第二十五条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
5 第二十六条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
6 第二十七条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。

第十五条

1 この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。	2 第二十八条
3 第二十九条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
4 第三十条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
5 第三十一条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。
6 第三十二条	この条約は、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。

第十六条

官報 (号外)

2 この条約は、国によって批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。
 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託者として指名される国際民間航空機関に寄託する。各国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託するときは、製造国であるかどうかを宣言する。

3 この条約は、三十五番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託者に寄託された日の後六十日目の日に効力を生ずる。ただし、寄託を行った国の中五以上の国が2の規定に従つて五の製造国である旨を宣言したことを条件とする。

4 この条約は、五番目の製造国された場合には、この条約は、五番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後六十日目の日に効力を生ずる。

5 この条約が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第一百一条及び国際民間航空機関(一千九百四十四年シカゴ)第八十三条の規定に従つて、この条約を登録する。

第十四条 寄託者は、すべての署名国及び締約国に対して、次の事項を速やかに通報する。

- 1 この条約の各署名及びその日
- 2 批准書、受諾書、承認書又は加入書の各寄託及びその日(寄託した国が製造国であることを明示したかどうかに特に特に言及する。)
- 3 この条約の効力発生の日
- 4 この条約又はその技術附屬書の改正の効力発生の日
- 5 第十五条の規定により行われた廃棄
- 6 第十一條の規定により行われた宣言

参議院議長 斎藤 十朗殿

外務委員長 寺澤 芳男

1 いづれの締約国も、寄託者に対する書面による通告によりこの条約を廃棄することができるとする。

2 廃棄は、寄託者がその通告を受領した日の後百八十日で効力を生ずる。

3 以上の証拠として、下名の全権委員は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百九十一年三月一日にモントリオールで、英語、フランス語、ロシア語、スペイン語及びアラビア語による真正な五本文から成る原本一通を作成した。

I 第一部 爆薬の定義

第一条1の爆薬とは、(a)又は二以上の種類の高性能爆薬(不純物を含まない形状において摄氏二十五度の温度で蒸気圧が○・〇〇〇一バスクル未満のもの)からなり、(b)結合剤を含んでおり及び(c)混合物として通常の室温で展性又是可撓性のある物をいう。

II 次の(a)から(d)までの爆薬は、Iの爆薬の定義に該当する場合でも、次に規定する目的のために保有され若しくは使用され又は次に規定するように組み込まれている限り、第一条1の爆薬とされない。

(a) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(c) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(d) 製造国についてこの条約が効力を生じた後三年以内に、当該製造国の領域内で正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることが予定されており又は組み込まれている爆薬。当該三年の期間内に製造された当該軍用火工品は、第四条4に規定する正式に認められた軍用火工品とみなす。

この部において、IIの(a)から(c)までの「正式に認められた」とは、締約国の法令に従つて許容されていることをいうものとし、「高性能爆薬」には、シクロテトラメチレンテトラニトロアミン(HMX)、ペントエリトリトルテトラニトロアート(PETN)及びシクロトリメチレントリニトロアミン(RDX)を含むが、これらに限られない。

第二部 探知剤

探知剤とは、次の表に掲げる物質をいう。この表に掲げる探知剤は、蒸気によって探知する方法による爆薬の探知度を高めるために使用される。探知剤の爆薬への添加については、それぞれの場合に当該探知剤が完成品に均一に分散される方法で行う。当該完成品中の製造の時点での探知剤の最低濃度は、この表に示すとおりとする。

探知剤の名称	分子式	分子量	質量比による最濃度
エチレンギリコールジニトロアート(EGDN) (D-MNB)	C ₂ H ₄ (NO ₂) ₂	152	○・二ペーセント
パラモノニトロトルエン(D-MNT) オルトモノニトロトルエン(O-MNT)	C ₆ H ₄ NO ₂ C ₇ H ₆ NO ₂	176 137	○・一ペーセント ○・五ペーセント

通常の合成の結果、指定された探知剤のいずれかを必要な最低濃度以上の水準で含有する爆薬は、識別措置がとられているものとする。

審査報告書

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求める件

この確認書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃及び医薬品の関税撤廃の対象商品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものである。我が国がこの確認書を締結することは、国際貿易を促進する見地から有意義であると考えられるので、おおむね妥当な措置と認める。

官 報 (号 外)

八四六九・一一	八五三三・三一
八四七〇・一〇	八五三三・三九
八四七〇・二二	八五三三・四〇
八四七〇・二九	八五三六・五〇
八四七〇・三〇	八五四一・一〇
八四七〇・九〇	八五四一・二一
八四七一・一〇	八五四一・二九
八四七一・四一	八五四一・四〇
八四七一・四九	八五四一・五〇
八四七一・五〇	八五四一・六〇
八四七一・五〇	八五四一・六〇
八四七一・七〇	八五四一・二三
八四七一・八〇	八五四一・一四
八四七一・九〇	八五四一・一九
八四七三・二一	八五四一・三〇
八四七三・二九	八五四一・四〇
八四七三・三〇	八五四一・五〇
八四七三・五〇	八五四一・九〇
八四七三・五〇	八五四二・一〇
八四八〇・七一	八五四三・一一
八五〇四・四〇	八五四四・七〇
八五〇四・五〇	九〇一六・一〇
八五一八・一〇	九〇一六・二〇
八五一八・二九	九〇一六・八〇
八五一八・三〇	九〇一六・九〇
八五一〇・二〇	九〇一七・三〇
八五三三・九〇	九〇一七・八〇
八五四三・二二	九〇一七・九〇
八五四三・三二	九〇一七・九〇
八五四三・三九	九〇一七・九〇
八五四三・四一	九〇一七・九〇
八五四三・四九	九〇一七・九〇
八五四三・九〇	九〇一七・九〇
八五三三・一一	八五四四・四一(*)
八五三三・二九	八五四四・四五(*)
八五四四・五一(*)	

表II

表III(注)

注 この表の適用上、「部分品」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約の第一六部注2(b)及び第九〇類注2(b)に従って特定される項に分類されるものをいう。

石英反応管及びホルダー(半導体ウエハー製造用のもので拡散用及び酸化用の炉へ挿入するよう設計したものに限る。)

化学的気相成長装置(半導体製造用のものに限る。)

レジスト剥離装置(半導体製造用のものに限る。)の部分品

レジスト剥離装置及び半導体ウエハーの洗浄装置

切断装置(半導体用の単結晶をウエハーにし又はウエハーをチップにするものに限る。)

切断装置(半導体用の単結晶をウエハーにし又はウエハーをチップにするものに限る。)の部分品

ダイシング装置(半導体ウエハー用のものに限る。)の部分品

レーザーカッター(半導体製造において回路の接触した部分をレーザービームにより切断するものに限る。)の部分品

レジスト剥離装置及び半導体ウエハーの洗浄装置の部分品

封止装置(半導体の組立て用のものに限る。)の部分品

自動搬送装置、自動操作装置及び自動保管装置(半導体ウエハー、ウエハーカセット、ウエハー

ボックスその他の半導体デバイス用の物に使用するものに限る。)

物理的気相成長装置(スペッタリングによるものに限る。)

ウェットエッチング装置、現像装置、レジスト剥離装置及び洗浄装置(半導体ウエハー用又はフ

ラットパネルディスプレイの基板用のものに限る。)

ダイボンディング装置、テーブボンダー及びワイヤボンダー(半導体の組立て用のものに限る。)

ベンディングマシン、フォールディングマシン及びストレートニングマシン(半導体のリード用のものに限る。)

物理的気相成長装置(半導体製造用のものに限る。)

スピンドル式レジスト塗布装置

物理的気相成長装置(スペッタリングによるものに限る。)の部分品

ダイボンディング装置、テーブボンダー及びワイヤボンダー(半導体の組立て用のものに限る。)の部分品

スピンドル式レジスト塗布装置の部分品

ウェットエッチング装置、現像装置、レジスト剥離装置及び洗浄装置(半導体ウエハー用又はフ

ラットパネルディスプレイの基板用のものに限る。)の部分品

自動搬送装置、自動操作装置及び自動保管装置(半導体ウエハー、ウエハーカセット、ウエハー

ボックスその他の半導体デバイス用の物に使用するものに限る。)の部分品

平成九年六月六日 参議院会議録第二十一号(その一)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する
認書の締結について承認を求める件

四

物理的気相成長装置半導体製造用のものに限る。)の部分品
急速加熱装置(半導体ウエハー用のものに限る。)

急速加熱装置(半導体ウエーハー用のものに限る)の部分品
ウエーハープローバー

光学式双眼実体顕微鏡(半導体ウエハー又はレチクルの操作用及び搬送用に特に設計した装置を取

付けたものに限る。()

顯微鏡写真用の顯微鏡(半導体ウエハ又はレチクルの操作用及び搬送用に特に設計した装置を取付けたものに限る。)

光学式双眼実体顕微鏡(半導体ウエハー又はレチクルの操作作用及び搬送用に特に設計した装置を取

付けたものに限る。)の部分品及び附属品

顕微鏡写真用の顕微鏡(半導体ウエハー又はレチクルの操作用及び搬送用に特に設計した装置を取

付けたものに限る)の部分品及び附属品

（第二回）ハ風銃（半連体）エハーブはレテタルの操作用及て搬送用に特に設計した装置を取り付
たものに限る。）

電子ビーム顕微鏡(半導体ウエハー又はレチクルの操作用及び搬送用に特に設計した装置を取り付

たものに限る。)の部分品及び附屬品

パターンジエネレーター(レジストを塗布した基板からマスク又はレチクルを製造するために使用する)の構成

（種類のものに限る）

る種類のものに限る。)の部分品及び附屬品。

ペターンジェネレーター(レジストを塗布した基板からマスク又はレチクルを製造するために使用

る種類のものに限る。)の部分品

表IV(注)

注 この表の適用上、「部分品」とは、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際規約の第一六条の「部分」及び第二〇条の「貢品」の二種つて特指される貢品を分類するものである。

総の第一六部注(四)及び第六力(類注2)は從つて特定される項目分類されるものをいふ。

注 データ処理以外の特定の機能を有する機械、自動データ処理機械を自藏する機械及び自動

データ処理機械と連係して作動する機械でこの附屬書上の規定に該当しないものは、この附

属書の対象とならない。

次の能力を有する自動データ処理機械(注)

(a) 处理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。

(b) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができる。)

使用者が特定する算術計算を実行する」と。

(6) かんたんに処理用プロセス(処理の進行中ににおいて論理半曲によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。

卷之三

注 この附属書において、自動データ処理機械というときは、当該機械が中央処理装置の支援によって電話信号、テレビジョン信号その他のアナログ式の又はデジタル式に処理されたオーディオ信号又はビデオ信号を受信し及び処理することができるかできないかを問わない。

増幅器(この附属書の対象となる有線電話用の製品のリピーターとして使用するものに限る。)及びその部分品、

ネットワーク用の機器

フラットパネルディスプレイ(液晶方式、エレクトロルミネセンス方式、プラズマ方式、蛍光方式その他の方のものを含むものとし、この附属書の対象となる製品用のものに限る。)及びその部分品

モニター

ローカルエリアネットワーク(LAN)用及びワイドエリアネットワーク(WAN)用の装置(自動データ処理機械及びそのユニットの相互接続(中央処理装置、記憶装置、入力装置及び出力装置その他資源を共用するため主として使用するネットワークのためのものに限る。)のために専ら又は主として使用する製品(例えば、アダプター、ハブ、リピーター、コンバータ、集信装置、プリッジ、ルーター並びに自動データ処理機械及びこれを構成するユニットに組み込む印刷回路組立を含む。)

自 動 デ タ 処 理 機 械 用 の 表 示 装 置 (注) (陰極線管(ドットマトリクスピッチが○・四ミリメートル未満のものに限る。)を有するもので、この表に定義するコンピュータの中央処理装置の支援によらなければテレビジョン信号その他のアナログ式の又はデジタル式に処理されたオーディオ信号又はビデオ信号の受信及び処理のいずれもすることができるものに限る。)

注 テレビジョン(高品位テレビジョンを含む。)は、この附属書の対象とならない。

光 学 式 デ イ ス ク 記 憶 装 置 (コンパクトディスク駆動装置及びデジタルビデオディスク駆動装置を含み、自動データ処理機械用のものに限るものとし、書き込み、記録若しくは読み取りの能力があるかないか又は自動データ処理機械のハウジングに収納されているかいないかを問わない。)

無線呼出し用装置及びその部分品

プロックター(第八四・七一項の入力装置若しくは出力装置であるかないか又は第九〇・一七項の製図機器若しくは写真機械であるかないかを問わない。)

印 刷 回 路 組 立 (注)(ペーソナルコンピュータメモリーカード国際協会(P.C.M.C.I.A)の規格に適合するカードその他の外部接続用のものを含むものとし、この附属書の対象となる製品用のものに限る。)

注 印刷回路組立とは、第八五・三四項の一以上の印刷回路(一以上の能動素子を有するものに限り、受動素子を有するか有しないかを問わない。)から成るものとし、「能動素子」とは、第五八五・四一項のダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス(光電性を有するか有しないかを問わない。)並びに第八五・四二項の集積回路及び超小型組立をいう。

投影式表示装置(フラットパネルを使用するもので自動データ処理機械とともに使用し及び中央処理装置により生成されたデジタル情報を表示することができるものに限る。)

官 報 (号外)

財産的価値を有する形式の記憶装置及び媒体(ベルヌイボックス、サイクエスト又はジップドラップというカートリッジ式記憶装置を含み、自動データ処理機械用のものに限るものとし、取り外し可能な媒体を有するか有しないか又は磁気式、光学式その他の方式のものであるかを問わない。)

マルチメディアの機能を追加する機器のキット(少なくともスピーカー又はマイクロホン並びに自動データ処理機械及びこれを構成するユニットがオーディオ信号を処理することを可能にする印刷回路組立(サウンドカードを含む。)を含むものとし、自動データ処理機械用及びこれを構成するユニット用のもので小売り用のものに限る。)

セットトップボックス(通信機能を有するものに限る。)

インターネットへのアクセス用のモードを自藏し及び対話式の情報交換の機能を有する装置(マイクロプロセッサーを使用するものに限る。)

第三十八表の日本国の譲許表の附属書

(3) 中「付表I」を「付表IA及び付表IB」に改める。

(4) 中「付表IV」を「付表II」を「付表IIA及び付表IIB」に改める。

(6) 中「付表IV」を「付表IVA及び付表IVB」に改める。

付表Iを付表IAとする。

付表IA 指定を受けた医薬の有効成分

第二八四一・一〇号カルバルドラーートの項を削る。

二八四一・九〇 カルバルドラーート

第二九〇三・二三号トリクロロエチレンの項を削る。

第二九〇三・三〇号ノルフルランの項を削る。

第二九〇三・五一号リンダンの項を削る。

第二九〇六・一二号ベンジルアルコールの項を削る。

第二九一四・三九号コリメシンクリンの項を削る。(注)

第二九一五・二九号塩基性酢酸亜鉛の項を削る。

第二九二一・一九号タウリンの項の次に次のように加える。

二九二一・一九 トリクロルメチ

第二九二二・一九号トリクロルメチの項を削る。

第二九二三・一九号アダフルドラーートの項の次に次のように加える。

二九二三・一九 アダフルドラーート

第二九二三・一九号アルファメサドールの項の次に次のように加える。

二九二三・一九 アルプラフェノン

第二九二二・一九号ベンフルオレクスの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 ベルラフェノン

第二九二二・一九号ベータメサドールの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 ビソプロロール

第二九二二・一九号ボルナブリノの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 ボルナプロロール

第二九二二・一九号ブフェナドリンの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 ブノロール

第二九二二・一九号ブラノロール

第二九二二・一九 プタミラート

第二九二二・一九 プロロール

第二九二二・一九 プラノロール

第二九二二・一九号アトベンジンの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 ブトフィロロール

第二九二二・一九号クロルフェノキサミンの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 シクロプロロール

第二九二二・一九号シロバミンの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 シクロラノロール

第二九二二・一九号クリスマトルの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 クロラノロール

第二九二二・一九号ダボキセチンの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 デコミノール

第二九二二・一九号デラムシクランの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 デナベリン

第二九二二・一九号ジシクロベリンの項の次に次のように加える。

二九二二・一九 デタノサール

第二九二二・一九号デキスプロラノロール

第二九二二・一九号ジエチフェン

第二九二二・一九号ジフェメリ

官 報 (号 外)

二九三一・一九 ジフェテロール	二九三一・一九 レボベタキソロール
二九三一・一九 ジメノキサドール	二九三一・一九 レボブノロール
第二九三一・一九号ジフェンヒドラミンの項の次に次のように加える。	第二九三一・一九 レボモブロール
二九三一・一九 ジフラフェノン	第二九三一・一九号メクロキサミンの項の次に次のように加える。
二九三一・一九 ジシラムジル	第二九三一・一九 メドリルアミン
二九三一・一九 ドロキシフェン	第二九三一・一九号メグロキサミンの項の次に次のように加える。
二九三一・一九 エシプラミジル	第二九三一・一九 メチラミジル
二九三一・一九 エリコロール	第二九三一・一九号メブリルカインの項の次に次のように加える。
二九三一・一九 エスマロール	第二九三一・一九 メチブロロール
二九三一・一九 エタフェノン	第二九三一・一九 メトブロロール
第二九三一・一九号エントロキサミンの項の次に次のように加える。	第二九三一・一九 モキシシント
二九三一・一九 エキサプロロール	第二九三一・一九 モネベンタート
二九三一・一九 フェドトジン	第二九三一・一九 モブロロール
二九三一・一九 フェナルコミン	第二九三一・一九 ナドロール
第二九三一・一九号フルオキセチンの項の次に次のように加える。	第二九三一・一九 ナフェトロール
二九三一・一九 フルソキソロール	第二九三一・一九号オキサプロチリンの項の次に次のように加える。
二九三一・一九 ガングレフエン	第二九三一・一九号ミルテカインの項の次に次のように加える。
二九三一・一九 グアフェカイノール	第二九三一・一九 ナドロール
二九三一・一九 グアイアクタミン	第二九三一・一九 ナオキセラジン
第二九三一・一九号ヘキサンダーロードールの項の次に次のように加える。	第二九三一・一九 オクスピレノロール
二九三一・一九 ヘキソベンジン	第二九三一・一九号オキシブチニン
第二九三一・一九号ヘキシルカインの項の次に次のように加える。	第二九三一・一九 パノミフェン
二九三一・一九 イドロブロロール	第二九三一・一九 パレトキシンカイン
第二九三一・一九号インダノレクスの項の次に次のように加える。	二九三一・一九 パルゲベリン
二九三一・一九 インデノロール	二九三一・一九 パルゴロール
二九三一・一九 イプロキサミン	二九三一・一九 ペンブトロール
第二九三一・一九号トシリ酸イトラミンの項の次に次のように加える。	二九三一・一九 ペントキシベリン
二九三一・一九 ケトカイイン	第二九三一・一九号フェニルトロキサミンの項の次に次のように加える。
二九三一・一九 ケトカイノール	二九三一・一九 プレナルテロール
第二九三一・一九号レバセチルメサドールの項の次に次のように加える。	第二九三一・一九号プロアジフェンの項の次に次のように加える。

官 報 (号外)

- 二九三・一九 プロシノロール
 第九三・一九号プロネタロールの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 プロパフェノン
 第九三・一九号プロパノカインの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 プロプラノロール
 第九三・一九号リトロスルファンの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 ロシベリン
 第九三・一九号サファインゴールの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 サルボグレラート
 第九三・一九号セタジンドールの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 ソルペカイノール
 二九三・一九 スピレンンドロール
 第九三・一九号タモキシフェンの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 チロロン
 第九三・一九号トフェナシンの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 トリプロロール
 第九三・一九号トレプチラミンの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 トリメブチン
 二九三・一九 トリパラノール
 第九三・一九号トロマンタジンの項を削る。
 第九三・一九号タモキシフェンの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 チロメダン
 第九三・一九号ボグリボースの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 キセニサラート
 二九三・一九 キシペノロール
 二九三・一九 キシブランロール
 二九三・一九 キシロキセミン
 二九三・一九 ゾカイノン
 第九三・一九号ドベキサミンの項の後に次のように加える。
 二九三・一九 ホソバミン
- 二九三・二九号ミトクロミンの項の後に次のように加える。
 二九三・二九 オキサブレキシン
 第九三・三〇号カチノンの項を削る。(注)
 第九三・四二号グルタミン酸の項を削る。
 第九三・四九号アスペラギン酸の項の後に次のように加える。
 二九三・四九 アトリムスチン
 第九三・四九号ベンゾナタートの項を削る。
 第九三・四九号ベトキシカインの項を削る。
 第九三・四九号エンフェナム酸の項の後に次のように加える。
 二九三・四九 エトフェナマート
 第九三・四九号ロイシノカインの項を削る。
 第九三・四九号グリシンの項を削る。
 二九三・四九 リサジマート
 第九三・四九号フェレデータトナトリウムの項の後に次のように加える。
 二九三・四九 テロフェナマート
 第九三・五〇号アダプロロールの項を削る。
 第九三・五〇号アルブレノロールの項を削る。
 第九三・五〇号アミトリブチリノキシドの項を削る。
 第九三・五〇号カンシル酸アモキシンドラミンの項を削る。
 第九三・五〇号アトリムスチンの項を削る。
 第九三・五〇号ベルラフェノンの項を削る。
 第九三・五〇号ベタキソロールの項を削る。
 第九三・五〇号バメタンの項の後に次のように加える。
 二九三・五〇 ベトキシカイン
 第九三・五〇号ビソプロロールの項を削る。
 第九三・五〇号ボルナプロロールの項を削る。
 第九三・五〇号ブノロールの項を削る。
 第九三・五〇号ブプラノロールの項を削る。
 第九三・五〇号ブタミラートの項を削る。
 第九三・五〇号ブトフィロロールの項を削る。
 第九三・五〇号シクロプロロールの項を削る。

官報(号外)

- 第一九三・五〇号キシロキセミンの項を削る。プロメテナミン
 第一九三・五〇号ゾカイノンの項を削る。
 第一九三・一〇号塩化コリיןの項を削る。
- 第一九三・二九号トリメトベンズアミドの項の次に次のように加える。
 一九三・四・二九一トロマンタジン
 一九三・六・九〇一パクリノロール
- 第一九三・八・〇〇号ピマゲジンの項を削る。
 第一九三・八・〇〇号キシモブロフェンの項の次に次のように加える。
 一九三・九・九〇一アミトリプチリノキシンド
 一九三・九・九〇一カンシル酸アモキシドラミン
- 第一九三・九・九〇号ベンザブリノキシドの項の次に次のように加える。
 一九三・九・九〇一クロミフェノキシド
 一九三・九・九〇一オキシフェントレックス
- 第一九三・九・九〇号ナフタロホスの項の次に次のように加える。
 一九三・九・九〇一トルシクラート
- 第一九三・九・九〇号チオジグリコールの項を削る。
 第一九三・九〇号トルシクラートの項を削る。
 第一九三・九九号ラクチートールの項を削る。
- 第一九三・二九号イバゾシンの項を削る。
 第一九三・三九号フルスビベロンの項の次に次のように加える。
 一九三・三九一フルスピリレン
- 第一九三・三九号酒石酸ヒドロキシピリジンの項の次に次のように加える。
 一九三・三九一イバゾシン
 一九三・三九一イコスピラミド
- 第一九三・三九号ビニゾラストの項の次に次のように加える。
 一九三・三九一ビペロン
- 第一九三・五九号トリアンピジンの項を削る。
 第一九三・五九号メチオブリムの項の次に次のように加える。
 一九三・三九一メトラリンドール
- 第一九三・五九号トリアンピジンの項を削る。
 第一九三・五九号アントラザフェンの項の次に次のように加える。
 一九三・五九一マクロゴール
- 第一九三・七九号デュプラセタムの項の次に次のように加える。
 一九三・七九一セルレチド
 一九三・七九一エレディシン
- 第一九三・七九号ロリシプリンの項を削る。
 第一九三・九〇号アルギブレシンの項を削る。(注)
 第一九三・九〇号アルギブレストシンの項を削る。(注)
 第一九三・九〇号ビリペロンの項を削る。
 第一九三・九〇号エレドインの項を削る。
 第一九三・九〇号セルレチドの項を削る。
 第一九三・九〇号シクロスピボリンの項を削る。
 第一九三・九〇号フリスピリレンの項を削る。
 第一九三・九〇号イコスピラミドの項を削る。
 第一九三・九〇号エトラリンドールの項を削る。
 第一九三・九〇号ロリシクリジンの項の次に次のように加える。
 一九三・九〇一ロリシブリノ
 第一九三・九〇号トリアフンギンの項の次に次のように加える。
 一九三・九〇一トリアンピジン
 第一九三・九〇号トリプトファンの項を削る。
 第一九三・九〇号フルモキソニドの項を削る。(注)
 第一九三・九〇号ラクタルファートの項の次に次のように加える。
 一九三・九〇一ラクチートール
- 第一九三・一〇号カルビミドカルシウムの項を削る。
 第一九三・一〇号オクトキシノールの項の次に次のように加える。
 三四〇一・一三一ポロキサレン
 三四〇一・一三一ポリソルベート
- 第一九三・一〇号ボリテフの項を削る。
 第一九三・一〇号カルボマーの項を削る。
 第一九三・一〇号マクロゴールの項を削る。

官 報 (号 外)

第二九〇七・一〇号マクロゴールエスティルの項を削る。
 第三九〇七・二〇号ボロキサレンの項を削る。
 第三九〇七・二〇号ボリソルベートの項を削る。
 第三九〇七・二〇号チロキサボールの項を削る。
 第三九〇七・六〇号ペゴテラートの項を削る。
 第三九〇八・一〇号ポリカブランの項を削る。

第三九一〇・〇〇号ジメチコンの項を削る。
 第三九一二・二〇号ピロキシリソの項を削る。
 第三九一二・三一号カルメロースの項を削る。
 第三九一二・三九号ヒプロメロースの項を削る。

注 これらの产品については、この附属書の(1)及び(2)に従つて無税待遇を与える。
付表IAの次に次の一表を加える。

付表IB 指定を受けた医薬の有効成分(一回目の見直しによる追加)

号	品	名
二八四四・四〇	イオロブリド ⁽¹²³⁾	
二八四四・四〇	フリホスミンテクネチウム ^(99mTc)	
二八四六・九〇	ガドベルセタミド	
二八四六・九〇	ガドキセト酸	
二八四六・九〇	スプロジアミド	
二八四六・九〇	イドラマントン	
二九一四・四〇	ベダプロフェン	
二九一六・三九	デキスケトプロフェン	
二九一八・三〇	セラトロダスト	
二九一八・九〇	ピミルプロスト	
二九二一・四九	ラサギリン	
二九三二・四九	ダバブタン	
二九三三・九〇	臭化ラウルセチウム	
二九三四・一〇	アデルミドロール	
二九三四・一〇	チマルファシン	
二九三四・一〇	トラデカミド	
二九三四・一〇	ベルセタミド	
二九三四・一〇	ロビリド	
二九三四・一〇	タミバロテン	
二九四五・一九	ビスナファイド	
二九五五・一〇	アブチガネル	
二九五六・九〇	ラジボン	

二九五六・九〇	ラフルニムス
二九一八・〇〇	フェンレウトン
二九三〇・九〇	ビカルタミド
二九三〇・九〇	デキセカドトリル
二九三〇・九〇	ポビルカスト
二九三一・〇〇	ラセカドトリル
二九三一・〇〇	インカドロン酸
二九三一・〇〇	オルパドロン酸
二九三一・〇〇	ジフロシロン
二九三一・九九	アルテフレン
二九三一・九九	ベルバスター
二九三一・九九	クロモグリク酸リセチル
二九三一・九九	エバルドゾタン
二九三一・九九	イラルカスト
二九三一・九九	ランプロストン
二九三一・九九	オロパタジン
二九三一・九九	ザナミビル
二九三一・九九	エリサルタン
二九三一・九九	ガルダンセトロン
二九三一・二九	イミダブリラト
二九三一・二九	ゾレドロン酸
二九三一・二九	イルベサルタン
二九三一・二九	ベシビルジン
二九三一・三九	ホジビル
二九三一・三九	イノガトラン
二九三一・三九	イタメリソ
二九三一・三九	ラミフィバン
二九三一・三九	マンガホジビル
二九三一・三九	ニカナルチン
二九三一・三九	ピクラミラスト
二九三一・三九	スピログルミド
二九三一・三九	タルサクリジン
二九三一・三九	トロビルジン
二九三一・三九	バロフロキサン
二九三一・四〇	ベシル酸シストラクリウム

官 報 (号 外)

二九三三・四〇	モンテルカスト
二九三三・四〇	プレマフロキサシン
二九三三・四〇	キフラボン
二九三三・四〇	アダタンセリン
二九三三・五九	アデホビル
二九三三・五九	シドホビル
二九三三・五九	エフレチリジン
二九三三・五九	イガニジビン
二九三三・五九	ロブカビル
二九三三・五九	マピナスチン
二九三三・五九	マザペルチン
二九三三・五九	オシナプロン
二九三三・五九	リピサルタン
二九三三・五九	ルザドラン
二九三三・五九	タゴリジン
二九三三・五九	ボリコナゾール
二九三三・五九	ザレプロン
二九三三・五九	フライダフィバン
二九三三・五九	ゲクロスボリン
二九三三・七九	リレキニル
二九三三・七九	オルブリノン
二九三三・七九	オキセクロスボリン
二九三三・七九	タソサルタン
二九三三・七九	トボリノン
二九三三・九〇	アビテサルタン
二九三三・九〇	アシタザノラスト
二九三三・九〇	アナストロゾール
二九三三・九〇	アトルバスタチン
二九三三・九〇	ビバリルジン
二九三三・九〇	カンデサルタン
二九三三・九〇	よう化カンドクロニウム
二九三三・九〇	エフェガトラン
二九三三・九〇	エミデルチド
二九三三・九〇	ゴララチド
二九三三・九〇	イロマスタット
二九三三・九〇	イピダクリン
二九三三・九〇	ランペリソン

平成九年六月六日

参議院会議録第三十二号(その一)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する件

一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確

一九三三・九〇	レトロゾール
一九三三・九〇	ミベフラジル
一九三三・九〇	ミピトロバン
一九三三・九〇	ボミサルタン
一九三三・九〇	ラモセトロン
一九三三・九〇	ルフィナミド
一九三三・九〇	シナルカスト
一九三三・九〇	テルミサルタン
一九三四・一〇	トロバフロキサシン
一九三四・一〇	カルタステイン
一九三四・一〇	ラモセトロン
一九三四・一〇	ボミサルタン
一九三四・一〇	シナルカスト
一九三四・一〇	デノチビル
一九三四・一〇	パミコグレル
一九三四・一〇	タゾフェロン
一九三四・一〇	ザンキレン
一九三四・二〇	ルベルゾール
一九三四・二〇	ペロスピロン
一九三四・二〇	ジプラシドン
一九三四・二〇	アルニジタン
一九三四・九〇	アホビルセン
一九三四・九〇	アザランスタット
一九三四・九〇	アジミリド
一九三四・九〇	アルネスピロン
一九三四・九〇	バチマスタッフ
一九三四・九〇	ベルピバム
一九三四・九〇	アザランスタット
一九三四・九〇	カペシタビン
一九三四・九〇	ダリフェナシン
一九三四・九〇	ダルシドミン
一九三四・九〇	デキスペメドラク
一九三四・九〇	エロピブラゾール
一九三四・九〇	エプロサルタン
一九三四・九〇	ホジブジンチドキシリ
一九三四・九〇	グレンバスタチン
一九三四・九〇	イフェトロバン
一九三四・九〇	イレブシミド
一九三四・九〇	イロニダブ
一九三四・九〇	イミトロダスト
一九三四・九〇	イペノキサゾン

官 報 (号 外)

平成九年六月六日 参議院会議録第三十一号(その二)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

二九三四・九〇	ラフチジン
二九三四・九〇	レピルジン
二九三四・九〇	レボルメロキシフェン
二九三四・九〇	レボセモチアジル
二九三四・九〇	モファロテン
二九三四・九〇	ナピタン
二九三四・九〇	ネチブジン
二九三四・九〇	オントゾラスト
二九三四・九〇	パナメシン
二九三四・九〇	パジナクロン
二九三四・九〇	バズフロキサシン
二九三四・九〇	ブルリフロキサシン
二九三四・九〇	ロセペファント
二九三四・九〇	セチペファント
二九三四・九〇	タザロテン
二九三四・九〇	キサノメリン
二九三四・九〇	ゾラサルタン
二九三五・〇〇	デラビルジン
二九三五・〇〇	デレクアミン
二九三五・〇〇	ドミトロバン
二九三五・〇〇	エルセンチリド
二九三五・〇〇	レキシパンファント
二九三五・〇〇	ナブサガットラン
二九三五・〇〇	ヌペファント
二九三五・〇〇	ラマトロパン
二九三五・〇〇	サミキソグレル
二九三五・〇〇	サブリサルタン
二九三五・〇〇	スアリモド
二九三五・〇〇	チロフィパン
二九三五・〇〇	トラフェントリン
二九三五・〇〇	ザフィルカスト
二九三五・〇〇	セブリロース
二九三五・〇〇	ドルナーゼアルファ
二九三五・〇〇	イミゲルセラーゼ
二九三五・〇〇	レジスマーゼ
二九三五・〇〇	モンテプラーゼ
二九三五・〇〇	ナテプラーゼ

三五〇七・九〇	ペゴルゴテイン
三九一一・九〇	コレステラン
三九一一・九〇	塩化ポリキセトニウム
三九一三・九〇	ベタシゾフィラン
三九一三・九〇	セルトバリンナトリウム
三九一三・九〇	ミノルテパリンナトリウム

付表IIを付表IIAとし、同表の次に次の一表を加える。

付表IIB

I INNを有する有効成分の塩、エステル又は水和物を表すための接頭語及び接尾語(一回目の見直しによる追加)

アセツラート	N-アセチルグリシンアート
アシストラート	アコキシル
アンソナート	アンソナート
ベンザチン	ベンザチン
ベンゼンスルホナート	ベンゼンスルホナート
ベゾミル	ベゾミル
ブシクラート	ブシクラート
ブナブシリラート	ブナブシリラート
ブテブラーート	ブテブラーート
タート-ブチル	タート-ブチル
ターシヤリイ-ブチル	ターシヤリイ-ブチル
タ-ブチルアミン	タ-ブチルアミン
ブチル-エステル	ブチル-エステル
カンホル-スルホナート	カンホル-スルホナート
カンホルスルホナート	カンホルスルホナート
カルベシラート	カルベシラート
p-クロロベンゼンスルホナート	p-クロロベンゼンスルホナート
シクロタート	シクロタート
シピオナート	シピオナート
クロシラート	クロシラート
クロシラート	クロシラート
クロベファート	クロベファート
クロマカート	クロマカート
クロメシラート	クロメシラート
N-シクロヘキシルスルファマート	N-シクロヘキシルスルファマート

官 報 (号 外)

シクロペニタンプロピオナート	ラウリル
シクロタート	ラウリルスルファート
シピオナート	ラウリルスルファート
ダプロバート	ラウリル
デアニル	ラウリルスルファート
デシル	ラウリルスルファート
ジブジナート	メガラート
ジブナート	メンボナート
ジエタノールアミン	メタンスルホナート
ジゴリル	メチルスルファート
N・N-ジメチルベータ-アラニン	四メチルビシクロ[1.1.1]オクト-1-エン-1-カルボキシラート
ジオラミン	モフェチル
ジスルファート	一・五-ナフタレンジスルホナート
ジスルフィド	二-ナフタレンスルホナート
ドコシル	オクチル
ドホスファート	オラミン
エダミン	オキソグルラート
エジシラート	パントテナート スルファート
エボラミン	ペニヂド
エルブミン	ピボキセチル
エタボナート	ボタシウム スルファート
一・二-エタンジスルホナート	プロピオナート ドデシル スルファート
エタンスルホナート	プロピオナート ラウリル スルファート
エタノールアミン	プロキセチル
エチレンジアミン	一ピロリジンエタノール
ファルネシル	ソジウム ラウリル スルファート
フェンジゾアート	ソジウム ラウリル スルファート
フルオロスルホナート	ソジウム ラウリル スルファート
ホステダート	ソジウム ラウリル スルファート
ヘミスルファート	ソジウム メタンスルホナート
ヒベンザート	ソジウム 三-スルホベンゾアート
ヒベンザート	ソジウム スルホベンゾアート
ヒクラート	ステアグラート
ヒドロゲンスルファート	スルフィナート
ヒドロゲンスルフィット	スルフィット
○-(四-ヒドロキシエタンスルホナート)	テノアート
二-ヒドロキシエタンスルホナート	テトラデシル ヒドロゲン ホスファート
イソカブロアート	

平成九年六月六日 参議院会議録第三十二号(その一)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件

一四

号	品名
二八四三・三〇	(アルファードーグルコピラノシルチオ)金
二九〇三・六九	一ークロローーー(クロロジフェニルメチル)ベンゼン
二九〇三・六九	アルファ・四ジブロモーーフルオロトルエン
二九〇六・二九	二ー(ーS・ーR)ーーフルオローーヒドロキシーーイソプロピルホナート
二九〇七・二九	二ー三・五トリメチルヒドロキノン
二九〇九・五〇	四一二ー(シクロプロピルメトキシ)エチルフェノール
二九一四・四〇	十一アルファーヒドロキシブレグンー四エンー三・二十一ジオン
二九一四・五〇	五・六ジメトキシンダンーーオン
二九一四・五〇	九一ペータ、十一ペータ-エボキシー十七・二十一ジヒドロキシー十
二九一四・七〇	二十一ークロロー九一ペータ、十一ーペータ-エボキシー十七ーヒドロキシー十六アルファーメチルブレグナーー四ジエンー三・二十一ジオン
二九一五・三九	二十ーオキソブレグナー五・十六ジエンー三ーペータイル アセタート
二九一五・九〇	ベンチルクロロホルマート
二九一六・三九	トランスー四ー(ローカロフエニル)シクロヘキサンカルボン酸
二九一七・一九	(E)-オクトーー四ーエンーー八ー酸
二九一七・三九	トリエチル 三ープロモプロパンーーーーートリカルボキシラート
二九一八・一三	インダンー五ーイル ヒドロゲン フエニルマロナート
二九一八・一七	ジベンゾイルーー酒石酸
エチル D,L-マンデラート	
ドロキシオクトーーー(エニル)シクロベンチル 酢酸	(ーR・三R・五S)ーーー五ジヒドロキシーーー((E))-(二S)ーーーヒ
三一クロロホルミルーートリル アセタート	

官 報 (号 外)

二九三三・二五	二一(一)ベンジル—四—ビペリジル)メチレン—五・六—ジメトキシン ベンジル(=—オノン)
二九三三・三五	二一(一)ベンジル—四—メチル—四—ニトロイミダゾール (R.S.)—二(一)(一)ベンジル—四—ビペリジル)メチル)—五・六—ジメトキシン シインダン—一(一)オン
二九三三・三九	二一(一)ベンジル—一(一)ピリジル ベンジル(=—オノン)
二九三三・三九	N—(三級ブチル)—二(一)メチルピリジン—一(一)カルボキサミド N—(二)プロモ—一(一)ピリジル P—トリル ケトン
二九三三・三九	一(一)二(一)(四—カルボキシフェノキシ)エチル)ビペリジニウム クロリド 四—カルボキシ—四—フェニルビペリジニウム P—トルエンスルホナート
二九三三・三九	一(一)二(一)(五—ベンゾ[五・六]シクロヘプタ[一(一)メチル—四—ビペリジリデン]—五H—ベンゾ[五・六]シクロヘプタ[一(一)“b”]ビリジン
二九三三・三九	三—(二(一)クロロフェニル)エチル)ピリジン—一(一)カルボニトリル 三—(二(一)二(一)クロロフェニル)エチル)ピリジン—一(一)カルボニトリル
二九三三・三九	一(一)二(一)ピリジル)ケトンロヒドロクロリド ピペリジル ピペリジルエチル)ピリジル—二(一)ピリジル 一(一)メチル—四—
二九三三・三九	二(一)クロロ—三(一)ピリジルアミン 二(一)クロロ—三(一)ピリジルアミン
二九三三・三九	二(一)二(一)ジフェニル—四—ビペリジノバレロニトリル 二(一)二(一)ジフェニル—四—メトキシフェニル)エチル)一(一)ピペリジルアミン ジヒドロクロリド
二九三三・三九	五—(一)メチル—四—ビペリジル)五H—ジベンゾ[a・d]シクロヘプテング—五—オール ヒドロクロリド ド(E)—O—メチルオキシム ヒドロクロリド
二九三三・三九	一(一)二(一)メチル—一(一)五・六—テトラヒドロピリジン—一(一)カルバルデヒド 一(一)二(一)ピリジル)一(一)ビロリジン—一(一)イル)一(一)P—トリル)プロパン—一(一)オール
二九三三・三九	二(一)クロロ—三(一)ピリジルアミン 二(一)クロロ—三(一)ピリジルアミン ジヒドロクロリド
二九三三・四〇	ベンジルモイルヒドロ—一(一)イソキノリル)一(一)ヒドロキシ—一(一)フェニルオメチルブロピルカルバマート カルボモイルヒドロ—一(一)イソキノリル)一(一)ヒドロキシ—一(一)カルボニトリル
二九三三・四〇	七(一(二(一)三級ブトキシカルボニルアルミニ)ピロリジン—一(一)イル)一(一)クロロ—一(一)ジヒドロキノリン—三(一)カルボン酸 ロロ—一(一)シクロプロピル—六—フルオロ—四—オキソ—一(一)ジヒドロ
二九三三・四〇	ド(S・四 aS・八 aS)N—(三級ブチル)—一(一)(二(一)S・三S)—二(一)ヒドロキシ—一(一)ヒドロキシ—一(一)カルボニトリル ド(S・四 aS・八 aS)N—(三級ブチル)—一(一)(二(一)S・三S)—二(一)ヒドロキシ—一(一)メチルベンズアミド)一(一)ヒドロ
二九三三・四〇	ルチオブチルペルヒドロイソキノリン—三(一)カルボキサミド—メタンスルホン酸(=—オノン) ヒドロキノリン—三(一)カルボン酸
二九三三・四〇	七(一)クロロ—一(一)シクロプロピル—六—フルオロ—四—オキソ—一(一)ジヒドロキノリン—三(一)カルボン酸 エチル—一(一)シクロプロピル—六—七(一)フルオロ—一(一)カルボニル)ビニル)ベンズアルデヒド ヒドロキノリン—三(一)カルボキシラート
二九三三・四〇	一(一)シクロブチルペルヒドロイソキノリン—三(一)カルボキサミド—メタンスルホン酸(=—オノン) ヒドロキノリン—三(一)カルボニトリル
(九S・十三S・十四S)—三(一)メトキシモルフィナン ヒドロクロリド	

二九三三・四〇	ペントメチレン ピス[三-(一-(三・四-ジメトキシ-二・三・四-テトラヒドロ)-イソキノリル]プロピオ
二九三三・五九	ナート-レッシュ酸(…)
二九三三・五九	二-(二-(アセトアミド)-六-オキソ-六・九-ジヒドロ-ヘキサード-ト-アセタート-アセチル-アセタート-アセトアミド)アセチル
二九三三・五九	二-(アミノ-六-クロロブリ
二九三三・五九	二-(二-(アミノ-六-オキソ-一・六-ヘンジヒドロ-九H-ブリン-九-イ
二九三三・五九	ル)-メトキシ)エチル N-(ベンジルオキシカルボニル)-L-パリナート
二九三三・五九	二-(R・四S)-一-(ベンジル-五-[二-(二-(三級ブチルカルバモイル)-四-
二九三三・五九	S-[二-(R)-二-(ヒドロキシインダン)-一-イル]-四-ヒドロキシ-N-(二-
二九三三・五九	二-(R・四S)-一-(ベンジル-五-[二-(三級ブチルカルバモイル)-四-
二九三三・五九	S-[二-(R)-二-(ヒドロキシインダン)-一-イル]-四-ヒドロキシ-N-(二-
二九三三・五九	二-(S)-一-(三級ブチルカルボニル)-三-(三級ブチルカルバモイル)ビ
二九三三・五九	ペラジン
二九三三・五九	一-(二-クロロフェニル)ビペラジン ヒドロクロリド
二九三三・五九	一-(二-クロロフェニル)ビペラジン ヒドロクロリド
二九三三・五九	シトシン
二九三三・五九	二-(二-ジクロロ-六・七・八・九・十・十二-ヘキサヒドロアゼビノ
二九三三・五九	二-(二-三-ジクロロ-フェニル)ビペラジン ヒドロクロリド
二九三三・五九	二-エトキシ-五-フルオロロピリジン-四(=H)-オン
二九三三・五九	二-(エチル-二-ジオキスピペラジン-一-カルボニル)クロリド
二九三三・五九	エチル(七-クロロ-一-ジオキスピペラジン-一-カルボニル)クロリド
二九三三・五九	キナゾリン-二-イルアセタート-四-ジオキスピペラジン-一-カルボニル
二九三三・五九	四-エチル-二-ジオキスピペラジン-一-カルボニル クロリド
二九三三・五九	一-(四-フルオロフェニル)ビペラジン ジヒドロクロリド
二九三三・五九	イソプロピル[(二-(ビペラジン)-二-イル)-三-ビリジル]アミン
二九三三・五九	一-(二-メトキシフェニル)ビペラジン
二九三三・五九	一-(二-メトキシフェニル)ビペラジン ヒドロクロリド
二九三三・五九	(七RS・九aRS)-ペルヒドロピリド[(=)-(-a)]ビラジン-七-イルメ
二九三三・五九	タノール
二九三三・五九	一-フェニルビペラジニウム クロリド
二九三三・五九	四-(ビペラジン-二-イル)-二-六-ピス(ビロリジン-二-イル)ピリミ
二九三三・五九	ジン
二九三三・五九	トリオノン-ヘキシルオキシカルボニルオキシエチル
二九三三・五九	四-(二-(R・三S)-二-メトキシ-二-オキソシクロヘキシル)アセチルジ
二九三三・五九	ン-二-(オノン-ヘキシルオキシカルボニル)オキシエチル
二九三三・五九	テトラヒドロ-二-メチル-二-チオキソ-一-二-四-トリアジン-五-
二九三三・五九	六-ジオノン
二九三三・五九	a-ロキシエチル-五-メトキシ-二-オキソ-二-五-六-七-八-八
二九三三・五九	a-ハロ-オクタヒドロアゼト[(=)-(-a)]イソインドール 四-カルボキ
二九三三・五九	シラート

二九三三・七九	(三-R・四-S) - 二 - ヒドロキシ - 四 - フェニルアゼチジン - 一 - オキソ - 一 - カリウム - 一 - (一 - ヒドロキシエチル) - 五 - メトキシ - 一 - オキソ - 一 - 二、五、六、七、八、八a、八b - オクタヒドロアゼト - 二 - 一 - a - イソイ
二九三三・七九	p - ニトロベンジル - (一-R・五R・六S) - 六 - ((R) - 一 - ヒドロキシエチル) - 二 - 三 - (一 - H - インドール - 三 - イル) - 二 - メチル - 一 - オキソ - 一 - ピンドール - 四 - カルボキシラート
二九三三・九〇	N - ((R) - 一 - ((R) - 一 - ((一 - アダマンチルオキシカルボニル)アミノ) - 二 - 三 - (一 - H - インドール - 三 - イル) - 二 - メチル - 一 - オキソ - 一 - ピルアミノ) - D - グルタル - (一 - チアルアミノ - D - グルタル - (一 - チアルアミノ))
二九三三・九〇	三 - ((S) - 二 - (L - アラニルアミノ)ピロリジン - 一 - イル) - 一 - シクロブロピル - 六 - フルオロ - 四 - オキソ - 一 - 四 - ジヒドロ - 二 - 一 - ハ - ナフチリジン - 一 - 三 - カルボン酸 - ヒドロクロリド
二九三三・九〇	七 - ((S) - 二 - (一 - (三級ブロキシカルボニルアミノ) - 一 - オキソ - 一 - ピロピルアミノ)ピロリジン - 一 - イル) - 一 - シクロブロピル - 六 - フルオロ - 四 - オキソ - 一 - 四 - オキソ - 一 - 四 - ジヒドロ - 一 - ハ - ナフチリジン - 二 - カルボン酸
二九三三・九〇	三級ブチル - メソ - 二 - アザビシクロ [三 - 一 - 一] ヘキス - 六 - イルカルバマート - 三 - イルアミノ)エチル)カルバマート
二九三三・九〇	三級ブチル - ((R,S) - ピロリジン - 二 - イル)カルバマート
二九三三・九〇	七 - クロロ - 一 - シクロブロピル - 六 - フルオロ - 四 - オキソ - 一 - 四 - ジヒドロ - 一 - 八 - ナフチリジン - 二 - カルボン酸
二九三三・九〇	七 - クロロ - 五 - (一 - フルオロフェニル) - 二 - 三 - ジヒドロ - 一 - H - ト - 四 - ベンゾジアゼピン - 一 - イルメチルアンモニウム ピス(マレア - ト)
二九三三・九〇	八 - クロロ - 六 - (一 - フルオロフェニル) - 一 - メチル - 二 - a - 四 - ジヒドロ - 二 - 三 - H - イミダゾ - 二 - 五 - a - (一 - 四 - ベンゾジアゼピン
二九三三・九〇	七 - クロロ - 五 - (一 - フルオロフェニル) - 二 - メチル - 一 - (二 - トロメチレン) - 一 - ト - 三 - ジヒドロ - 一 - H - 一 - 四 - ベンゾジアゼピン - 四 - オキシリデン - 一 - 三 - ジヒドロ - 一 - H - 一 - 四 - ベンゾジアゼピン
二九三三・九〇	七 - クロロ - 五 - (一 - フルオロフェニル) - 二 - (二 - ヒドロキシメチル) - 五 - メチル - 四 - H - 一 - 二 - 五 - ジクロロ - 一 - (三 - メチル - 四 - H - 一 - 二 - 四 - トリアゾール - 四 - イル) - ベンゾフェノン
二九三三・九〇	五 - クロロ - 五 - (一 - フルオロフェニル) - 二 - (二 - ヒドロキシメチル) - 五 - メチル - 四 - H - 一 - 二 - 五 - ジクロロ - 一 - (三 - メチル - 四 - H - 一 - 二 - 四 - トリアゾール - 四 - イル) - ベンゾフェノン
二九三三・九〇	一 - 二 - 四 - トリアゾール - 四 - イル - ベンゾフェノン
二九三三・九〇	二 - 五 - ジクロロ - 一 - (三 - メチル - 四 - H - 一 - 二 - 四 - トリアゾール - 四 - イル) - ベンゾフェノン

官 報 (号 外)

平成九年六月六日 參議院

件ナリ九百九十九年四月の開戸税及て貿易に関する協定を第一回開港式典及第二回開港式典にて承認を求める所件ナリ日本本国の税制(税法)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求める所件ナリ

一八

審查報告書

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件
右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
平成15年3月3日

参議院議長 斎藤 十朗殿 外務委員長 寺澤 劲男
要領書

三九二一・九〇	三八一四・九〇	三八一四・九〇	三八一四・九〇	三九二一・九〇
ナトリウム	ベンゼンスルホンアミド	(R)-六・七-ジメトキシ-一-メチル-一-(三・四・五-トリメトイキシ-ペンジル)-一-ニ-三・四-テトラヒドロイソキンノリン-ジベンゾイル-レ-酒石酸(一-..-)	-一-三-ビス(四-ニ-トロフェニル)ウレア——四・六-ジメチルピリミジン-二-オール(一-..-)	二九四〇・〇〇
ダナパロイド	エチル	エチル-七-クロロ-一一-オキソヘプタノアート(トルエン溶液にしたものに限る。)	三八二四・九〇	三八二四・九〇
ナトリウム	ナトリウム	遺伝子を組み換えた大腸菌の培地における発酵から得た濃縮物(濃縮の中間段階にあるものに限る。)で、人顆粒球・マクロファージコロニー形成刺激因子を含有するもの(第三〇・〇二項の医薬品の製造に使用するものに限る。)	三八一四・九〇	三八一四・九〇
ダナパロイド	ナトリウム	ミクロモノスマラ・イニオエンシスの培地における発酵から得た濃縮物(濃縮の中間段階にあるものに限る。)で、抗生物質のシソマイシン(INN)及びネチルマイシン(INN)の製造に使用するもの	三八一四・九〇	三八一四・九〇
ナトリウム	ナトリウム	ミクロモノスマラ・ブルブレアの培地における発酵から得た濃縮物(濃縮の中間段階にあるものに限る。)で、抗生物質の硫酸ガムタマイシン(INN)を有する有効成分の塩、エステル又は複合物(INNM)及びイセバマイシン(INN)の製造に使用するもの	三九二一・九〇	三九二一・九〇

協定の基本電気通信の交渉に関する附属書に基
づく交渉の成果を示すものであり、基本電気通
信サービス分野に関し、世界貿易機関の関係加
盟国が、一層高い水準のサービスの貿易の自由
化を達成することを目的とし、市場アクセス、
内国民待遇等に係る特定の約束等を行ったもの
である。我が国がこの議定書を締結すること
は、我が国が世界の主要な基本電気通信サービ
スの貿易国であることにかんがみ、サービス分
野での多角的貿易体制の発展に寄与するという
見地から有意義であると考えられるので、おお
むね妥当な措置と認める。

一、費用
別に費用を要しない。

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十二日

参議院議長 伊藤宗一郎
衆議院議長 斎藤 十朗殿
参議院議長 斎藤 十朗殿

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件
サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件
サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の締結について承認を求めるの件

3 この議定書は、すべての関係加盟国がこれを受諾していることを条件として、千九百九十八年一月一日に効力を生ずる。すべての関係加盟国が千九百九十七年十一月一日前にこの議定書を受諾しなかつた場合には、同日前にこれを受諾した関係加盟国は、千九百九十八年一月一日前にその効力発生に関する決定を行うことができる。

4 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託する。世界貿易機関事務局長は、世界貿易機関の各加盟国に対し、この議定書の認証原本及びこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。

5 この議定書は、国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録する。

基本電気通信に関する自国の特定の約束に係る表又はサービスの貿易に関する一般協定第一条の免除に係る表をこの議定書に附属させる世界貿易機関(WTO)の加盟国(以下「関係加盟国」という。)は、

千九百九十四年四月十五日にマラケンヌにおいて採択された基本電気通信の交渉に関する閣僚決定に基づき交渉を行い、
基本電気通信の交渉に関する附属書に考慮を払つて、
次のとおり協定する。

日本国が特定の約束に係る表	
分野	市場アクセスに係る制限
2 通信サービス	制限しない。
C 電気通信サービス	制限しない。
1 第一種電気通信事業又は第二種電気通信事業によって提供される次に掲げる基本電気通信サービス	会社又は国際電信電話株式会社への直接的及び間接的な外国資本の参加の割合は、五分の一未満でなければならない。
(a) 音声電話サービス	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。
(b) パケット交換データ伝送サービス	(3) 日本電信電話株式会社又は国際電信電話株式会社の取締役及び監査役は、日本の国籍を有しなければならない。
(c) 回線交換データ伝送サービス	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(d) テレックス・サービス	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(e) ファクシミリ・サービス	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(f) 専用回線サービス	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。
(g) 第一種電気通信	(4) 各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。

号外 報告

4 機関の内部機関として、締約国会議、執行理事会及び技術事務局(国際データセンターを含む。)をこの条約により設置する。	通常の商業的かつ契約的な性質を有するものを除くほか、承認のために締約国会議に提出され協定で定める。
5 締約国は、この条約に従い機関がその任務を遂行することに協力する。締約国は、この条約の趣旨及び目的又はその規定の実施に関して提起される事項について、締約国間で直接又は機関若しくは他の適当な国際的な手続(国際連合憲章に基づく国際連合の枠内の手続を含む。)を通じて協議する。	5 締約国は、この条約に従い機関がその任務を遂行することに協力する。締約国は、この条約の趣旨及び目的又はその規定の実施に関して提起される事項について、締約国間で直接又は機関若しくは他の適当な国際的な手続(国際連合憲章に基づく国際連合の枠内の手続を含む。)を通じて協議する。
6 機関は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的の適時の及び効果的な達成に合致する方法で、この条約に規定する検証活動を行う。機関は、この条約に基づく自己の責任を果たすために必要な情報及び資料のみを要請する。機関は、この条約の実施を通じて知るに至った非軍事上及び軍事上の活動及び施設に関する情報の秘密を保護するためにすべての措置をとるものとし、特に、秘密の保護に関するこの条約の規定を遵守する。	6 機関は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的の適時の及び効果的な達成に合致する方法で、この条約に規定する検証活動を行う。機関は、この条約に基づく自己の責任を果たすために必要な情報及び資料のみを要請する。機関は、この条約の実施を通じて知るに至った非軍事上及び軍事上の活動及び施設に関する情報の秘密を保護するためにすべての措置をとるものとし、特に、秘密の保護に関するこの条約の規定を遵守する。
7 締約国は、この条約の実施に関連して機関から秘密のものとして受領する情報及び資料を秘密のものとして取り扱い、並びに当該情報及び資料に対し特別の取扱いを行う。締約国は、当該情報及び資料をこの条約に基づく自国の権利及び義務との関連においてのみ利用する。	7 締約国は、この条約の実施に関連して機関から秘密のものとして受領する情報及び資料を秘密のものとして取り扱い、並びに当該情報及び資料に対し特別の取扱いを行う。締約国は、当該情報及び資料をこの条約に基づく自国の権利及び義務との関連においてのみ利用する。
8 機関は、独立の機関として、国際原子力機関等の他の国際機関との間の協力のための措置を通じ、可能な場合には既存の専門的知識及び施設を利用するよう及び費用対効果を最大にするよう努める。当該措置については、軽微な及び	8 機関は、独立の機関として、国際原子力機関等の他の国際機関との間の協力のための措置を通じ、可能な場合には既存の専門的知識及び施設を利用するよう及び費用対効果を最大にするよう努める。当該措置については、軽微な及び
14 会議は、別段の決定を行ふ場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。	14 会議は、別段の決定を行ふ場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。
15 会議の特別会期の会合は、次のいずれかの場合	15 会議の特別会期の会合は、次のいずれかの場合
	通常の商業的かつ契約的な性質を有するものを除くほか、承認のために締約国会議に提出され協定で定める。
	9 機関の活動に要する費用については、国際連合と機関との間の加盟国の相違を考慮して調整される国際連合の分担率に従って締約国が毎年負担する。
	10 準備委員会に対する締約国の財政的負担については、適切な方法によって機関の通常予算に對する当該締約国の分担金から控除する。
	11 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の加盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に当該加盟国から支払われるべきである場合には、機関において投票権を有しない。
	12 締約国会議(以下「会議」という。)は、すべての締約国によって構成される。各締約国は、会議において一人の代表を有するものとし、代表は、代表代理及び随員を伴うことができる。
	13 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各会期の始めに、議長及び他の必要な役員を選出する。これらの者は、次の会期において新たな議長及び他の役員が選出されるまで在任する。
	14 会議は、各締約国は、一の票を有する。
	15 会議は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で手続事項についての決定を行う。
	16 会議は、第七条の規定に従って改正会議として開催することができる。
	17 会議は、第八条の規定に従って検討会議として開催することができる。
	18 会議は、会議が別段の決定を行ふ場合を除くほか、機関の所在地で開催される。
	19 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各会期の始めに、議長及び他の必要な役員を選出する。これらの者は、次の会期において新たな議長及び他の役員が選出されるまで在任する。
	20 定足数は、締約国の過半数とする。
	21 各締約国は、一の票を有する。
	22 会議は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で手続事項についての決定を行う。
	23 会議は、機関の主要な内部機関であり、このための手続に従いこの条約の附属書一の国の一覽表に新たな国を追加する決定を行う。会議は、この条約の附屬書一のその他の変更については、22の規定にかかわらず、コンセンサス方式によって決定する。
	24 会議は、機関の主要な内部機関であり、この条約に従ってこの条約の範囲内のいかなる問題又は事項(執行理事会及び技術事務局の権限及び任務に関するものを含む。)も検討する。会議は、締約国が提起し又は執行理事会が注意を喚起するこの条約の範囲内のいかなる問題又は事項についても、勧告及び決定を行うことができる。
	25 会議は、この条約の実施を監督し、その遵守状況を検討し、並びにその趣旨及び目的を推進するため行動する。会議は、執行理事会及び技術事務局の活動も監督するものとし、これらにコラボレーションによって行う。決定に当たってコンセンサスが得られない場合には、会議の議長は、いかなる投票も二十四時間延期し、この間にコンセンサスの達成を容易にするためのあらゆる努力を行い、及び当該二十四時間の終了の前に会議に報告する。当該二十四時間の終了の
	26 会議は、次のことを行う。

- (a) 執行理事会が提出するこの条約の実施に関する機関の報告並びに機関の年次計画及び年次予算を検討し及び採択し並びに他の報告を検討すること。

(b) 9の規定に従つて締約国が支払う分担金の率について決定すること。

(c) 執行理事会の理事国を選出すること。

(d) 技術事務局の事務局長(以下「事務局長」という。)を任命すること。

(e) 執行理事会が提出する執行理事会の手続規則を検討し及び承認すること。

(f) この条約の運用に影響を及ぼし得る科学及び技術の進歩を検討すること。このため、会議は、事務局長がその任務の遂行に当たって会議、執行理事会又は締約国に対してこの条約に関連する科学及び技術の分野における専門的な助言を行うことができるようにするために、科学諮問委員会を設置することを事務局長に指示することができる。この場合において、科学諮問委員会は、個人の資格において職務を遂行し、かつ、会議が採択する付託事項に従いこの条約の実施に関連する特定の科学の分野における専門的知識及び経験に基づいて任命される独立した専門家で構成される。

(g) 第五条の規定に従いこの条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するために必要な措置をとること。

- (i) 執行理事会が38(h)の規定に従って機関に代わって締結する協定又は取決めであつて技術事務局が締約国、締約国外の国又は国際機関との間で交渉したものと検討し及び承認すること。

(j) この条約に従つて自己の任務を遂行するためには必要と認める補助機関を設置すること。

(k) 適当な場合には23の規定に従つてこの条約の附屬書一を変更すること。

C 執行理事会

構成、手続及び意思決定

27 執行理事会は、五十一の理事国によって構成される。締約国は、この条の規定に従い、理事国としての任務を遂行する権利を有する。

28 衡平な地理的分配の必要性に考慮を払い、執行理事会の構成は、次のとおりとする。

(a) 十のアフリカの締約国

(b) 七の東欧の締約国

(c) 九のラテン・アメリカ及びカリブの締約国

(d) 七の中東及び南アジアの締約国

(e) 十の北アメリカ及び西欧の締約国

(f) 八の東南アジア、太平洋及び極東の締約国

これらの各地理的地域に属するすべての国は、この条約の附屬書一に掲げる。この条約の附屬書一については、適当な場合には、23及び26(k)の規定に従つて会議が変更する。この条約の附屬書一は、第七条に定める手続による改正又は修正の対象とされない。

29 執行理事会の理事国は、会議によって選出されれる。その選出のために、各地理的地域は、当

- (a) 各地理的地域に割り当てられる議席の少なくとも三分の一は、政治上及び安全保障上の利益に考慮を払い、国際的な資料によって決定されるこの条約に関連する原子力能力及び当該各地理的地域において決定される優先順位による次の基準の全部又は一部に基づいて指名される当該各地理的地域の締約国によって占められるものとする。

(b) (i) 國際監視制度の監視施設の数
(ii) 監視技術についての専門的知識及び経験
(iii) 機関の年次予算に対する分担金

各地理的地域に割り当てられる議席の一は、輪番制により、当該各地理的地域に属する締約国の中で締約国となつた時からの期間（執行理事会の理事国として選出されたこと）がある締約国については、その直前の任期が終了した時からの期間）が最も長い締約国のうち英語のアルファベット順による最初の締約国によって占められるものとする。そのような基準に従つて指名された締約国は、その議席の放棄を決定することができる。この場合において、その決定を行つた締約国は、事務局長に対し議席を放棄する旨の書簡を提出するものとし、当該議席は、この(b)の規定に従つて次の順位となる締約国によって占められるものとする。

(c) 各地理的地域に割り当てられる残余の議席は、当該各地理的地域に属するすべての締約国の中から輪番制又は選挙によって指名され

- 31 執行理事会の各理事国は、自國が選出された
會議の会期の終了の時からその後二回目に行わ
れる會議の年次通常会期の終了の時まで在任す
る。ただし、執行理事会の理事国を最初に選出
するに当たっては、選出される理事国の中から28
に規定する定められた理事国の数の割合に十分
な考慮を払って決定される二十六の理事国の任
期を二回目に行われる會議の年次通常会期の終
了の時までとする。

32 執行理事会は、その手続規則を作成し、承認
のためにこれを會議に提出する。

33 執行理事会は、その議長を理事国より選出す
る。

34 執行理事会は、通常会期として会合するほ
か、通常会期と通常会期との間においては、そ
の権限及び任務の遂行のために必要に応じて会
合する。

35 執行理事会の各理事国は、一の票を有する。

36 執行理事会は、すべての理事国の中半数によ
る議決で手続事項についての決定を行う。執行
理事会は、この条約に別段の定めがある場合を
除くほか、すべての理事国の中半数の多
数による議決で実質事項についての決定を行
う。実質事項であるか否かについて問題が生ず
る事項については、実質事項についての決定に
必要な多數による議決で別段の決定が行われな
い限り、実質事項として取り扱う。

権限及び任務

37 執行理事会は、機関の執行機関である。執

行理事会は、会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限及び任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するに当たり、会議による勧告、決定及び指針に従って行動し、並びにこれらの勧告、決定及び指針の継続的かつ適切な実施を確保する。

38 執行理事会は、次のことを行う。

- (a) この条約の効果的な実施及び遵守を促進すること。
- (b) 技術事務局の活動を監督すること。
- (c) この条約の趣旨及び目的を推進するための新たな提案の検討のために必要に応じて会議に勧告すること。
- (d) 締約国の国内当局と協力すること。
- (e) 機関の年次計画案及び年次予算案、この条約の実施に関する機関の報告案、執行理事会の活動に関する報告並びに執行理事会が必要と認め又は会議が要請するその他の報告を検討し及び会議に提出すること。
- (f) 会議の会期のための準備(議題案の作成を含む)を行うこと。
- (g) 第七条の規定に従い、運営上の又は技術的な性質の事項についての議定書又はその附属書の修正案を検討し及びその採択について締約国に勧告すること。
- (h) 会議が事前に承認することを条件として機関に代わって締約国、締約国以外の国又は国際機関と協定又は取決め(1)の協定及び取決

めを除く。)を締結し及びその実施を監督すること。

(c) 第五条の規定に従い、事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置に関するものとし、

会議に対して勧告を行い及び適当な場合には措置をとること。

D 技術事務局

39 執行理事会は、会議の特別会期の会合の開催を要請することができる。

- (a) 情報交換を通じてこの条約の実施についての締約国間及び締約国と技術事務局との間の協力を容易にすること。
- (b) 第四条の規定に従って締約国間の協議及び説明を容易にするうこと。
- (c) 第四条の規定に従って現地査察の要請及び報告を受領し及び検討し並びにこれらについて措置をとること。

40 執行理事会は、次のことを行う。

41

- (a) 執行理事会は、この条約の違反の可能性及びこの条約に基づく権利の濫用についての締約国が提起する懸念を検討する。この検討に当たり、執行理事会は、関係締約国と協議し及び、適当な場合には、当該懸念を提起された締約国に對し一定の期間内に事態を是正するための措置をとるよう要請する。執行理事会は、更に行動が必要であると認める場合には、特に、次の

42

この条約の遵守の検証に関する技術事務局の任務には、第四条の規定及び議定書に従って、特に、次のことを含むものとする。

- (a) 国際監視制度の運用を監督し及び調整することについて責任を負うこと。
- (b) 國際データセンターを運用すること。
- (c) 通常の活動として国際監視制度によつて得られるデータを受領し、処理し、分析し及びこれについて報告すること。
- (d) 監視観測所の設置及び運用について技術上の援助及び支援を行うこと。
- (e) 執行理事会が締約国間の協議及び説明を容易にするに当たつてこれを補佐すること。

43

この条約の遵守の検証に関する技術事務局の

- (a) 機関の計画案及び予算案を作成し及び執行理事会に提出すること。
- (b) この条約の実施に関する機関の報告案及び会議又は執行理事会が要請する場合には他の報告を作成し及び執行理事会に提出すること。
- (c) 会議、執行理事会その他補助機関に対しても、運営上及び技術上の援助を行つこと。
- (d) この条約の実施に関する機関の報告案及び会議又は執行理事会が要請する場合には他の報告を作成し及び執行理事会に提出すること。
- (e) 執行理事会が当該要請を検討することを容易にし、現地査察の実施のための準備を行い、現

地査察が行われている間技術上の支援を行い並びに執行理事会に報告すること。

(g) 締約国、締約国外の国又は国際機関との間で協定又は取決めについて交渉し及び、執行理事会が事前に承認することを条件として、締約国又は締約国外の国と検証活動に関する協定又は取決めを締結すること。

(h) この条約に規定する検証に関するその他の事項につき国内当局を通じて締約国を援助すること。

(e) 機関と他の国際機関との間の協定に関する 運営上の任務を遂行すること。
46 締約国が機関に対して行うすべての要請及び 通報は、当該締約国の国内当局を通じて事務局 長に送付される。当該要請及び通報は、この条 約の言語の一で行われる。当該要請及び通報に 対応するに当たり、事務局長は、当該要請及び 通報において使用された言語を使用する。
47 技術事務局は、機関の計画案及び予算案を作 成し及び執行理事会に提出する任務の遂行に當 たり、国際監視制度の一部として設置された各 施設に要するすべての費用についての明確な会 計処理の原則を決定し及び継続して適用する。 機関の他のすべての活動についても、同様に取 り扱う。
48 技術事務局は、その任務の遂行に関連して生 じた問題であつて、その活動の実施に当たって 知るに至りかつ関係締約国との間の協議を通じ て解決することができなかつたものを執行理事 会に對して速やかに通報する。
49 技術事務局は、その長でありかつ首席行政 官である事務局長及び科学要員、技術要員そ の他の必要な人員によって構成される。事務 局長は、執行理事会の勧告に基づき四年の任 期で会議によつて任命される。その任期につ いては、一回に限り更新することができる。最 初の事務局長については、準備委員会の勧告に 基づき会議がその第一回会期において任命す る。
50 事務局長は、技術事務局の職員の任命、組織 及び任務の遂行につき会議及び執行理事会に對 する。

して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決 定に当たっては、最高水準の専門的知識、経 験、能率、能力及び誠実性を確保することの必 要性に最大の考慮を払う。締約国の国民のみ が、事務局長、査察員並びに専門職員及び事務 職員となる。できる限り広範な地理的基礎に基 づいて職員を採用することが重要であることに ついて、十分な考慮を払う。職員の採用に當 たっては、技術事務局の任務を適切に遂行する ために必要な最小限度に職員を保つという原則 を指針とする。
51 事務局長は、適當な場合には、執行理事会と の協議の後、特定の問題について勧告を行うた めの科学の専門家の臨時の作業部会を設置する ことができる。
52 事務局長、査察員、査察補及び技術事務局の 職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる 政府からも又は機関外のいかなるところからも 指示を求める又は受けなければならない。これらの者 は、機関に対するのみ責任を有する国際公務員 としての立場に望ましくない影響を及ぼすおそ れのあるいかなる行動も差し控えなければなら ない。事務局長は、査察団の活動について責任 を負う。
53 締約国は、事務局長、査察員、査察補及び技 術事務局の職員が享受する特権及び免除は、議 定書に定める。

54 及び 55 の規定にかかわらず、検証活動が行 われている間事務局長、査察員、査察補及び技 術事務局の職員が享受する特権及び免除は、議 定書に定める。
55 締約国の代表、その代表代理及び隨員、執行 理事会に選出された理事国代表、その代表代 理及び隨員並びに事務局長、査察員、査察補及 び機関の職員は、機関に關連する自己の任務を 独立して遂行するために必要な特権及び免除を 享受する。
56 この条に規定する法律上の能力、特権及び免 除については、機関と締約国との間の協定及び 機関と機関が所在する国との間の協定で定め る。これらの協定は、26の(h)及び(i)の規定に 従つて検討され及び承認される。
57 54 及び 55 の規定にかかわらず、検証活動が行 われるため、国内当局を指定し又は設置し及 びこの条約が自國について効力を生じたとき は、その指定又は設置について機関に通報す る。国内当局は、機関及び他の締約国との連絡 のための国内の連絡先となる。
58 第三条 国内の実施措置

(c) 自國の国籍を有する自然人がいかなる場所 においても(a)の活動を行うことを国際法に 従つて禁止すること。
2 締約国は、1の規定に基づく義務の履行を容 易にするため、他の締約国と協力し、及び適当 な形態の法律上の援助を与える。
3 締約国は、この条の規定に従つてとる措置を 機関に通報する。
4 締約国は、この条約に基づく自國の義務を履 行するため、国内当局を指定し又は設置し及 びこの条約が自國について効力を生じたとき は、その指定又は設置について機関に通報す る。国内当局は、機関及び他の締約国との連絡 のための国内の連絡先となる。
5 第四条 検証
A 一般規定
1 この条約の遵守について検証するため、次 のものから成る検証制度を設ける。当該検証制 度は、この条約が効力を生ずる時に検証につい てこの条約が定める要件を満たすことができる ものとする。
(a) 國際監視制度
(b) 協議及び説明
(c) 現地査察
(d) 信頼の醸成についての措置
2 検証活動については、客観的な情報に基づ くものとし、この条約の対象である事項に限 定し、並びに締約国の主権を十分に尊重するこ とを基礎として並びにできる限り干涉の程度が 低く、かつ、当該検証活動の目的の効果的な及 び適時遂行に合致する方法で実施する。締約

国は、検証についての権利の濫用を差し控える。

3 締約国は、この条約の遵守についての検証を容易にするために、この条約に従って、前条4の規定に従って設置する国内当局を通じて特に次のことによつて機関及び他の締約国と協力することを約束する。

(a) 当該検証のための措置に参加するために必要な施設及び通信手段を設置すること。

(b) 國際監視制度の一部を成す国内の観測所から得られたデータを提供すること。

(c) 適当な場合には協議及び説明の手続に参加すること。

(d) 現地査察の実施を認めること。

(e) 適当な場合には信頼の醸成についての措置に参加すること。

4 すべての締約国は、技術的及び財政的な能力のいかんを問わず、検証についての平等の権利を有し、及び検証を受け入れる平等の義務を負う。

5 この条約の適用上、いかなる締約国も、一般的に認められている国際法の原則(國の主権の尊重の原則を含む。)に適合する方法で国内の検証技術によつて得た情報を使用することを妨げられない。

6 締約国は、この条約の検証制度又は5の規定による国内の検証技術の運用を妨げてはならない。ただし、この条約に關係しない機関に係る設備、活動又は場所を保護する締約国の権利を害するものではない。

7 締約国は、この条約に關係しない機関に係る設備を保護し並びにこの条約に關係しない秘密の情報及び資料の開示を防止するための措置をとる権利を有する。

設備を保護し並びにこの条約に關係しない秘密の情報及び資料の開示を防止するための措置をとる権利を有する。

8 更に、非軍事上及び軍事上の活動及び施設に関する情報であつて検証活動の間に得られたものの秘密を保護するためのすべての必要な措置がとられるものとする。

9 機関がこの条約によって設けられた検証制度を通じて得た情報については、8の規定に従うこととを条件として、この条約及び議定書の関連規定に従つてすべての締約国が利用することが可能である。

10 この条約は、科学的な目的のために行われる資料の国際的な交換を制限するものと解してはならない。

11 締約国は、適当な場合にはこの条約の検証制度の効率及び費用対効果を高めることとなる特定の措置を開発するため、検証制度を改善し及び追加的な監視技術(電磁衝撃波監視及び衛星による監視を含む。)の潜在的な検証能力を検討することについて機関及び他の締約国と協力することを約束する。そのような特定の措置は合意される場合には、第七条の規定に従つてこの条約の現行の規定若しくは議定書に若しくは議定書の追加的な規定として含められ又は、適当な場合には、第一條44の規定に従つて運用手引書に反映される。

12 締約国は、すべての締約国が国内における検証措置の実施を強化し及びこの条約の検証制度において使用される技術の平和的目的のための

応用から利益を受けることを可能にするための措置をとること。

に、当該技術についての交流を可能な最大限度まで行つことを容易にし及びその交流に参加することについての相互間の協力を促進することを行ふことを可能にし及びこの条約の運用を約束する。

13 この条約は、平和的目的のための原子力の応用を一層発展させるための締約国との経済的及び技術的な発展を妨げないよう態様で実施する。

14 技術事務局は、この条約の目的のため、この条約及び議定書に規定する検証の分野における任務を遂行するに当たり、締約国と協力して次のことを行つ。

(a) この条約に従つてこの条約の検証に関するデータ及び報告のために作成された資料を受領し及び配布するための措置並びにそのためのデータ世界的規模の通信基盤を維持するための措置をとること。

(b) 技術事務局内において原則としてデータの保管及び処理の中心となる国際データセンターを通じ通常の活動として次のことを行うこと。

(i) 國際監視制度によって得られるデータにについて要請を受領し及び要請を行うこと。

(ii) 適当な場合には、協議及び説明の手続、現地査察並びに信頼の醸成についての措置の結果得られたデータを受領すること。

(iii) この条約及び議定書に従つて締約国及び国際機関からその他の関連するデータを受領すること。

(iv) この条約及び議定書に従つて締約国及び他の締約国に対する要請を調整すること。

(v) 関係国が必要とする場合には、監視施設及びその通信手段の設置及び運用について技術

度、その構成要素及び国際データセンターの運用を監督し、調整し及び確保すること。

(d) この条約についての国際的な検証が効果的に行われるこことを可能にし及びこの条約の遵守についての懸念の早期の解決に資するため、合意される手続に従い通常の活動として国際監視制度によって得られるデータを処理し及び分析し並びにこれについて報告すること。

(e) すべてのデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)及び報告のために作成された資料をすべての締約国が利用することができるようになること。もっとも、締約国は、第二条7並びにこの条の8及び13の規定に従つて国際監視制度によって得られるデータの利用について責任を負う。

(f) すべての締約国に対し保管されているすべてのデータへの平等の、開かれた、利用しやすい、かつ、適時のアクセスを認めるること。

(g) すべてのデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)及び報告のために作成された資料を保管すること。

(h) 国際監視制度によって追加的なデータを得ることについての要請を調整し及び容易にすること。

(i) 追加的なデータについての一の締約国から他の締約国に対する要請を調整すること。

(j) 関係国が必要とする場合には、監視施設及びその通信手段の設置及び運用について技術

上の援助及び支援を行つこと。

- | |
|--|
| (k) 檢証制度によって得られるデータを取りまとめて、保管し、処理及び分析し並びにこれについて報告するに当たって技術事務局及び国際データセンターが使用する技術を締約国の要請に応じ当該締約国が利用することができるようすること。 |
| (l) 国際監視制度の運用及び国際データセンターの任務の遂行の全般を監視し及び評価し並びにこれについて報告すること。 |
| 15 技術事務局が14及び議定書に規定する検証の分野における任務の遂行に当たって使用する合意された手続は、関連する運用手引書で定めること。 |
| B 国際監視制度 |
| 16 國際監視制度は、地震学的監視施設、放射性核種監視施設(公認された実験施設を含む)、水中音波監視施設及び微気圧振動監視施設並びにその各通信手段によって構成され、並びに技術事務局の国際データセンターの支援を受けける。 |
| 17 國際監視制度は、技術事務局の権限の下に置かれる。國際監視制度のすべての監視施設については、議定書に従い、当該監視施設を受け入れ又はその他の方法によってこれについて責任を負う国が所有し及び運用する。 |
| 18 締約国は、データの国際的な交換に参加し及び国際データセンターが利用し得るすべてのデータへのアクセスが認められる権利を有する。締約国は、自国の国内当局を通じて国際機関は、国際監視制度についての費用負担 |
| 19 機関は、国際監視制度に含まれられる施設及び4に掲げるもの並びにその運用につき、これららの施設が議定書及び関連する運用手引書で定める技術上の要件に従って国際データセンターにデータを提供することについて関係国及び機関が合意する場合には、議定書第一部4に規定する協定又は取決めに従つて次のことに係る費用を負担する。 |
| (a) 新たな施設を設置し及び既存の施設の水準を高めること。ただし、これらの施設について責任を負う国がその費用を負担する場合は、この限りでない。 |
| (b) 國際監視制度の施設を運用し及び維持すること(適切な場合には、施設の安全を確保することを含む)並びにデータが改変されないとを確保するための合意された手続を適用すること。 |
| (c) 利用可能な手段で最も直接的な及び最も費用対効果の高いもの(必要な場合には、適切な通信の分歧点を経由するものを含む)によつて監視施設、実験施設、分析施設若しくは国内のデータセンターから国際データセンターへ国際監視制度によって得られるデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)を送付し又は監視施設から実験施設及び分析施設へ当該データ(適切な場合には、試料を含む)を送付すること。 |
| (d) 機関に代わつて試料の分析を行うこと。 |
| 20 機関は、議定書の附属書一の表1-Bに掲げる補助的な地震学的監視観測所網につき、議定書第一部4に規定する協定又は取決めに従つて次 |
| 3 あつて議定書の附属書一の表1-A、2-A、3-3及び4に掲げるもの並びにその運用につき、これららの施設が議定書及び関連する運用手引書で定める技術上の要件に従つて国際データセンターにデータを提供することについて関係国及び機関が合意する場合には、議定書第一部4に規定する協定又は取決めに従つて次のことに係る費用を負担する。 |
| (a) 補助的な地震学的監視観測所についてそのデータが改変されないことを確保すること。 |
| (b) 観測所の水準を必要とされる技術的基準に合致するよう高めること。ただし、当該観測所について責任を負う国がその費用を負担する場合は、この限りでない。 |
| (c) 観測所の水準を必要とされる技術的基準に合致するよう高めること。ただし、当該観測所について責任を負う国がその費用を負担する場合は、この限りでない。 |
| (d) 適切な既存の施設がない場合において必要なときは、この条約の目的のために新たな観測所を設置すること。ただし、当該観測所について責任を負う国がその費用を負担する場合は、この限りでない。 |
| 21 機関は、議定書第一部Fに規定する標準的な範囲内において国際データセンターが作成する資料及び提供するサービスのうち締約国が要請において選択したものを当該締約国に提供することに係る費用も負担する。追加的なデータの入手及び送付又は追加的な資料の作成及び送付に係る費用については、要請する締約国が負担する。 |
| 22 國際監視制度の施設を受け入れ又はその他の方法によってこれについて責任を負う締約国又は締約国外の国との間で締結される協定又は |
| 23 11に規定する措置であつて監視技術の追加又は除外によって国際監視制度に影響を及ぼすものについては、合意される場合には、第七条の1から6までの規定に従つてこの条約及び議定書に含める。 |
| 24 國際監視制度の次の変更は、直接影響を受ける国の同意を条件として、第七条の7及び8に規定する運営上の又は技術的な性質の項目とみなされる。執行理事会は、同条8(b)の規定に従つて当該変更が採択されるよう勧告する場合には、原則として、同条8(c)の規定に従い当該変更がその承認に関する事務局長の通知時に効力を生ずることについても勧告する。 |
| (a) いすれかの監視技術のための施設の数で議定書に定めるものの変更。 |
| (b) 特定の施設についてのその他の詳細(特 |

に、施設について責任を負う国、施設の所在地、施設の名称、施設の形式及び主要な地震学的監視観測所網又は補助的な地震学的監視観測所網のいずれに帰属させるかを含む。)の変更であつて議定書の附屬書一の表に反映されるもの

25 事務局長は、24に規定する修正案につき、第七条8(b)の規定に従つて執行理事会及び締約国に対して情報及び評価を提出するに当たつて次の事項を含める。

(a) 当該修正案についての技術上の評価

(b) 当該修正案の運営上及び財政上の影響についての記述

(c) 当該修正案によって直接影響を受ける国との協議についての報告(当該国の同意についての記述を含む)。

暫定的措置

26 事務局長は、議定書の附屬書一の表に掲げる監視施設の重大若しくは回復不可能な故障が生じた場合には、又は監視が及ぶ範囲のその他の一時的な縮小に対応するため、直接影響を受けた国と協議し及びその同意を得て並びに執行理事会及び直接影響を受ける国との同意を得て、一年を超えない期間の暫定的措置をとる。あつとも、必要な場合には、執行理事会及び直接影響を受ける国との同意を得て、一年間延長することができる。当該暫定的措置については、国際監視制度の稼働中の施設の数が関連する観測所網について定められる数を超えるものであつてはならず、当該観測所網についての運用手引書で定める技術上及び運用上の要件をできる限り満たすものとし、並びに

機関の予算の範囲内において実施する。事務局長は、更に、事態を是正するための措置をとり及びその恒久的な解決のための提案を行う。事務局長は、この26の規定に従つて行った決定をすべての締約国に通報する。

国内の協力施設

27 締約国は、国際監視制度の枠内でのデータの提供とは別個に、国際監視制度の一部を構成しない国内の監視観測所によって得られる補足的なデータを国際データセンターが利用することができるように機関との間で協力についての取決めを作成することができる。

28 27の協力についての取決めについては、次のとおり作成することができる。

(a) 技術事務局は、締約国の要請により及び当該締約国への費用で、特定の監視施設が国際監視制度の施設のための関連する運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たしていくことを証明するために必要な措置並びに当該特定の監視施設についてそのデータが改变されないことを確保するための措置をとった上で、執行理事会の同意を条件として、当該特定の監視施設を国内の協力施設として正式に指定する。技術事務局は、適当な場合には、当該要件を満たしていることの説明を更新するためには、あらゆる努力を払うべきである。もつとも、すべての締約国の現地査察を要請する権利は害されない。

29 締約国は、可能なときはいつでも、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を、まず、締約国間で、機関との間で又は機関を通じて、明らかにし及び解決するためにあらゆる努力を払うべきである。もつとも、すべての締約国の現地査察を要請する権利は害されない。

30 この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を明らかにし及び解決するよう29の規定によって他の締約国から直接要請された締約国は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその要請の後四十八時間以内に、その要請を行つた締約国に対する説明を行う。その要請を行つた締約国及びその要請を受けた締約国は、執行理事会及び事務局長に対してその要請及びこれへの対応について通報することができる。

(b) 技術事務局は、国内の協力施設の最新の監査表を保持し、及びこれをすべての締約国に配布する。

(c) 締約国の要請がある場合には、国際データセンターハは、協議及び説明を容易にし並びに

現地査察の要請についての検討を容易にするために国内の協力施設によって得られるデータを要請する。もつとも、当該データの送付に係る費用については、当該締約国が負担する。

31 締約国は、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を明らかにし、その要請及びこれへの対応について通報する。事務局長は、この32に規定する説明の要請及び当該他の締約国の対応についてその他のすべての締約国に對して迅速なく通報する。

31 締約国は、この条約の基本的義務の違反の可

するに当たつて援助するよう事務局長に要請する権利を有する。事務局長は、このような懸念に関連する適切な情報で技術事務局が保有するものを提供する。事務局長は、その援助を要請した締約国が要請する場合には、執行理事会に對しその援助の要請及びこれに応じて提供した情報について通報する。

32 締約国は、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を明らかにし、その要請を他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利を有する。この場合において、次の規定を適用する。

(a) 執行理事会は、事務局長を通じ、その要請を受領した後二十四時間以内に、当該他の締約国に対し、これを送付する。

(b) 当該他の締約国は、できる限り速やかに、八時間以内に、執行理事会に對して説明を行う。

(c) 執行理事会は、(b)の規定に従つて行われた説明に留意し、当該説明を受領した後二十四時間以内に、その要請を行つた締約国に對してこれを送付する。

(d) その要請を行つた締約国は、(b)の規定に従つて行われた説明が十分でないと認められる場合には、当該他の締約国から更に説明を得るよう執行理事会に要請する権利を有する。

32 執行理事会は、この32に規定する説明の要請及び当該他の締約国の対応についてその他のすべての締約国に對して迅速なく通報する。

33	32(d)の規定に基づいて要請を行つた締約国は、その得た説明が十分でないと認める場合には、執行理事会の理事国でない関係締約国が参加することができる执行理事会の会合の開催を要請する権利を有する。执行理事会は、当該会合において、この問題を検討し、及び次条の規定に基づく措置を勧告することができる。
34	締約国は、この条及び議定書第一部の規定に基づき、いかなる締約国の領域内若しくはいかなる締約国管轄若しくはいか他の場所についても又はいずれの国の管轄若しくは管理の下にない場所について現地査察を要請する権利を有する。
35	現地査察の唯一の目的は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が第一条の規定に違反して実施されたか否かを明らかにし及び違反した可能性のある者の特定に資する事実を可能な限り収集することとする。
36	要請締約国は、現地査察の要請をこの条約の範囲内で行い、及び37の規定に従つて当該要請において情報を提供する義務を負う。要請締約国は、根拠がない又は濫用にわたる査察の要請を差し控える。
37	現地査察の要請は、国際監視制度によって収集された情報若しくは一般的に認められている国際法の原則に適合する方法で国内の検証技術によつて得られた関連する技術上の情報又はこれらの組合せに基づくものとする。当該要請には、議定書第二部41に規定する事項を含める。
38	要請締約国は、執行理事会に対し現地査察の要請を行い、及び事務局長が速やかに手続を開始することができるよう同時に事務局長に対して当該要請を提出する。
39	執行理事会は、現地査察の要請を受領したときは、直ちにその検討を開始する。
40	事務局長は、現地査察の要請を受領した後、二時間以内に要請締約国に対して当該要請の受領を確認し、六時間以内に当該要請を査察が行われることが求められている締約国に通報する。
41	事務局長は、当該要請が議定書第一部41に定める要件を満たしていることを確認し、必要な場合には要請締約国が当該要件に従つて当該要請を行うことを援助し、並びに当該要請を受領した後二十四時間以内に執行理事会及び他のすべての締約国に対して当該要請を通報する。
42	技術事務局は、現地査察の要請が40の要件を満たしている場合には、現地査察のための準備を遅滞なく開始する。
43	事務局長は、いずれかの締約国管轄又は管理の下にある査察区域に係る現地査察の要請を受領したときは、査察が行われることが求められている締約国に対し、当該要請において提起された懸念について明らかにされ及びこれが解決されるように直ちに説明を求める。
44	事務局長は、当該説明の求めを受領した後速やかに、遅くとも七十二時間以内に、事務局長に対し、説明を行い及び利用可能な他の関連に対し、説明を行い及び利用可能な他の関連
45	執行理事会は、要請締約国が現地査察の要請において提起した懸念が解決されたと認めて当該要請を撤回する場合を除くほか、46の規定に従つて当該要請について決定する。
46	執行理事会は、要請締約国から現地査察の要請を受領した後九十六時間以内に当該要請について決定する。現地査察を承認する決定は、執行理事会の理事国三十以上の賛成票による議決で行われる。執行理事会が当該現地査察を承認しなかつた場合には、そのための準備は終了し、及び当該要請に基づく新たな措置はとられない。
47	査察団は、46の規定による現地査察の承認の後二十五日以内に、査察の経過報告を事務局長を通じて執行理事会に提出する。査察の継続は、執行理事会が当該経過報告を受領した後七十二時間以内にそのすべての理事国過半数による議決で査察を継続しないことを決定する場合を除くほか、承認されたものとされる。執行理事会が査察を継続しないことを決定する場合で査察の終了を承認しないと決定する場合を除く。
48	査察団は、現地査察が行われている間掘削の実施についての提案を事務局長を通じて執行理事会に提出することができる。執行理事会は、当該提案を受領した後七十二時間以内に当該提案について決定する。掘削を承認する決定は、執行理事会のすべての理事国過半数による議決で行われる。
49	査察団は、その査察命令を遂行することができることにするために査察期間の延長が不可欠であると認める場合には、事務局長を通じて執行理事会に対し、議定書第一部4に定める六十日の期間を超えて最長七十日の査察期間の延長を要請することができる。査察団は、その要請において、議定書第一部69に規定する活動及び技術であつて延長された期間中に実施し又は使用しようとするものを明示する。執行理事会は、その要請を受領した後七十二時間以内にこれについて決定する。査察期間の延長を承認する決定は、執行理事会のすべての理事国過半数による議決で行われる。
50	査察団は、47の規定に従つて現地査察の継続が承認された後いつでも、事務局長を通じて執行理事会に対し査察を終了させるための勧告を提出することができます。当該勧告は、執行理事会がこれを受領した後七十二時間以内にそのすべての理事国三分の二以上の多数による議決で査察の終了を承認しないと決定する場合を除く。

官報(号外)

くほか、承認されたものとされる。査察団は、査察が終了する場合には、議定書第一部の10及び11の規定に従って査察区域及び被査察締約国の領域からできる限り速やかに退去する。
51 要請締約国及び査察が行われることが求められている締約国は、現地査察の要請に関する執行理事会からできる限り速やかに退去する。
52 要請締約国及び被査察締約国は、その後の当該現地査察に関する執行理事会の審議にも投票権なしで参加することができる。
53 事務局長は、46から50までの規定に従って行われた執行理事会の決定並びに執行理事会に対する報告、提案、要請及び勧告を二十四時間以内にすべての締約国に通報する。
54 執行理事会が現地査察を承認した後の措置及び議定書に従い事務局長が選定した査察団によって遅滞なく実施される。査察団は、執行理事会が要請締約国から現地査察の要請を受領した後六日以内に入国情点に到着する。
55 事務局長は、現地査察の実施のための査察命令を発する。査察命令には、議定書第二部42に規定する事項を含める。
56 締約国は、自國の領域内又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所において機関がこの条約及び議定書に従って現地査察を実施することを認める。ただし、いかなる締約国も、自国の
57 被査察締約国は、この条約及び議定書によりて、次の権利を有し、及び次の義務を負う。
(a) この条約の遵守を証明するためあらゆる合理的な努力を払う権利及び義務並びにこのために査察団がその査察命令を遂行することができるようにする権利及び義務
(b) 国家の安全保障上の利益を保護し及び査察の目的に関係しない秘密の情報の開示を防止するため必要と認める措置をとる権利
(c) (b)の規定並びに財産権又は搜索及び押収に関する自国の憲法上の義務を考慮して、査察の目的に関連する事実を確定するための査察区域内へのアクセスを認める義務
(d) 第一条に規定する義務の違反を隠すためにこの57又は議定書第二部88の規定を援用しない義務
(e) 査察団がこの条約及び議定書に従って査察区域内を移動し及び査察活動を実施することを妨げない義務
58 現地査察に関する規定において「アクセス」とは、査察団及び査察のための装置の査察区域へ物理的なアクセス並びに当該査察区域内における査察活動の実施の双方をいう。
現地査察は、議定書に定める手続に従い、できる限り干渉の程度が低く、かつ、査察命令の効果的な及び適時遂行に合致する方法で実施される。査察団は、できる限り、最も干渉の程度が低い手続からとり、その後、この条約の違反の可能性の懸念について明らかにするための
領域内又は自國の管轄若しくは管理の下にある場所における二以上の現地査察を同時に受け入れることを要しない。
59 被査察締約国は、現地査察が行われている間を通じて査察団を援助し、及びその任務の遂行を容易にする。
60 被査察締約国は、議定書第一部の86から96までの規定に基づいて査察区域内のアクセスを制限する場合には、査察団との協議の上、代替的な手段によってこの条約の遵守を証明するためあらゆる合理的な努力を払う。
61 オブザーバー
(a) 各要請締約国は、被査察締約国の同意を得て、自國又は第二の締約国のいずれか一方の国民である一人の代表者を現地査察の実施に立ち会わせるために派遣することができる。
(b) 被査察締約国は、事務局長に対し、執行理事会が現地査察を承認した後十二時間以内に、提案されたオブザーバーを受け入れるか否かを通告する。
(c) 被査察締約国は、提案されたオブザーバーを受け入れる場合には、議定書に従ってそのオブザーバーに對してアクセスを認める。
(d) 被査察締約国は、原則として、提案されたオブザーバーを受け入れる。もともと、被査察締約国がその受け入れを拒否する場合には、その事実は、査察報告に記録される。
62 オブザーバーの合計は、三人を超えてはならない。
63 現地査察の間認められたアクセス(査察団に提供された代替的な手段を含める)の範囲及び程度に關する事実關係についての記述
(e) 査察の目的に關連するその他の詳細異なる見解を有する査察員がある場合には、当該見解を査察報告に付することができる。
64 事務局長は、被査察締約国に對して査察報告を利用可能にする。被査察締約国は、四十八時間以内に事務局長に対して意見を述べ及び説明を提供する権利並びに査察の目的に關係せず技術事務局の外部に送付されるべきではないと認める情報及び資料を特定する権利を有する。事務局長は、当該査察報告案の変更について被査察締約国が行う提案を検討し、及び可能な限りこれを採用するものとし、被査察締約国が述べた意見及び提供した説明を査察報告に付加する。
65 事務局長は、要請締約国、被査察締約国、執行理事会及び他のすべての締約国に對して査察報告を速やかに送付する。事務局長は、更に、執行理事会及び当該他のすべての締約国に対し、指定された実験施設における試料の分析の

- 結果を議定書第一部の規定に従つて速やかに送付し、並びに国際監視制度によって得られた関連するデータ、要請締約国及び被査察締約国による査察についての評価並びに事務局長が関連すると認めるその他の情報を速やかに送付する。もつとも、47に規定する査察の経過報告については、47に定める時間的な枠組みの範囲内で執行理事会に送付する。

66 執行理事会は、その権限及び任務に従い、64の規定に従つて送付された査察報告及び資料を検討し、並びに次の問題を検討する。

(a) この条約の違反があつたか否か。

(b) 現地査察を要請する権利が濫用されたか否か。

67 執行理事会は、その権限及び任務に従い65の規定に関して更に措置が必要となるとの結論に達する場合には、次条の規定に基づいて適当な措置をとる。

68 根拠がない又は濫用された現地査察の要請

69 執行理事会は、現地査察の要請の根拠がないということ若しくは現地査察の要請が濫用されたということを根拠として現地査察を承認しない場合又はこれらの理由により査察が終了する場合には、事態を是正するための適当な措置をとるか否かについて検討し及び決定する。当該措置には、次のことを含む。

(a) 技術事務局が行った準備に係る費用を支払うよう要請締約国に対して要求すること。

(b) 執行理事会が決定する一定の期間要請締約国の現地査察を要請する権利を停止する」と。

(c) 一定の期間要請締約国の執行理事会の理事

国としての任務を遂行する権利を停止する」と。

E 言額の醸成についての措置

- 68 締約国は、次のことのため、議定書第三部に規定する関連する措置を実施するに当たり、機関及び他の締約国と協力することを約束する。

a) 化学的暴発に関する検正のためのデータ

第六条 紛争の解決

- 法に適合する團體的措置を勧告する」ことができ
る。

4 会議又は事態が緊急である場合には執行理事
会は、問題(関連する情報及び判断を含む。)に
ついて国際連合の注意を喚起する」とができ
る。

第七条 改正

- 規定期に従い、これらの紛争の解決に関連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

5 会議及び執行理事会は、それぞれ、国際連合総会が許可することを条件として、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告的意見を与えるよう国際司法裁判所に要請する権限を与えられる。このため、第二条38(1)の規定に従つて機関と国際連合との間の協定を締結する。

6 この条の規定は、前二条の規定を害するものではない。

第七条 改正

1 いづれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約、議定書又は議定書の附属性書の改正を提案することができるものとし、7の規定に従つて議定書又はその附属性書の修正を提案することができる。改正のための提案は、2から8までに定める手続に従う。7に規定する修正のための提案は、8に定める手続に従う。

2 改正案は、改正会議においてのみ検討され及び採択される。

3 改正のための提案については、事務局長に通報するものとし、事務局長は、当該改正のための提案をすべての締約国及び寄託者に対して回章に付し、当該改正のための提案を検討するため改訂会議を開催るべきか否かについての締約国の見解を求める。事務局長は、締約国過半数が当該改訂のための提案を更に検討するることを支持する旨を当該改訂のための提案の回

章の後三十日以内に事務局長に通報する場合は、すべての締約国が招請される改正会議を招集する。

4 改正会議は、その開催を支持するすべての締約国が一層早期の開催を要請する場合を除くほか、会議の通常会期の後直ちに開催される。いかなる場合にも、改正会議は、改正案の回草の後六十日を経過するまでは開催されない。

5 改正は、改正会議において、いかなる締約国も反対票を投すことなく締約国の過半数が賛成票を投ずることによって採択される。

6 改正は、改正会議において賛成票を投じたすべての締約国が批准書又は受諾書を寄託した後三十日で、すべての締約国について効力を生ずる。

7 この条約の実行可能性及び実効性を確保するため、議定書の第一部及び第三部並びに議定書の附属書一及び附属書二の規定は、修正案が通常上の又は技術的な性質の事項にのみ関連する場合には、8の規定に従つて行われる修正の対象とされる。議定書及びその附属書のその他のすべての規定は、8の規定に従つて行われる修正の対象とされない。

8 7に規定する修正については、次の手続に従つて行う。

(a) 修正案については、必要な情報と共に事務局長に送付する。すべての締約国及び事務局長は、当該修正案を評価するための追加の情報を提供することができる。事務局長は、すべての締約国、執行理事会及び寄託者に対して当該修正案及び情報を速やかに通報する。

(b) 事務局長は、修正案を受領した後六十日以内に、この条約及びその実施に及ぼし得るすべての影響を把握するために当該修正案を評価するものとし、その結果についての情報をすべての締約国及び執行理事会に通報する。

(c) 執行理事会は、すべての入手可能な情報に照らして修正案を検討する(当該修正案が7に定める要件を満たしているか否かについて検討することを含む)。執行理事会は、当該修正案を受領した後九十日以内に、適当な説明を付して、執行理事会の勧告を検討のためにすべての締約国に通報する。締約国は、十日以内に当該勧告の受領を確認する。

(d) 修正案が採択されるよう執行理事会がすべての締約国もその勧告を受領した後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案は、承認されたものとみなされる。修正案が拒否されるよう執行理事会が勧告する場合において、いずれの締約国もその勧告を受領した後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案は、承認されたものとみなされる。修正案が拒否されるよう執行理事会が勧告する場合において、いずれの締約国もその勧告を受領した後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案は、拒否されたものとみなされる。

(e) 執行理事会の勧告が(d)の規定に従つて受け入れられない場合には、会議は、次の会期において修正案についての決定(当該修正案が7に定める要件を満たしているか否かについての決定を含む)を実質事項として行う。

(f) 事務局長は、この8に規定する決定をすべての締約国及び寄託者に通報する。

(g) この8に定める手続に従つて承認された修正は、他の期間を執行理事会が勧告し又は会

議が決定する場合を除くほか、すべての締約国につき、事務局長がその承認を通報した日の後百八十日で効力を生ずる。

第八条 この条約の検討

1 締約国の過半数による議決で別段の決定を行う場合を除くほか、前文の趣旨及び目的の実現並びにこの条約の遵守するようにこの条約の運用及び実効性を検討するため、この条約の効力発生の十年後に締約国会議を開催する。その検討に際しては、この条約に関連するすべての科学及び技術の進歩を考慮する。検討会議は、締約国を基づき平和的目的のための地下における核爆発の実施を認める可能性について検討する。検討会議は、コンセンサス方式により当該地下における核爆発を認めることができることを決定する場合には、この条約の適切な改正であつて当該地下における核爆発によって軍事上の利益が生ずることを排除するものを締約国に勧告するためには滞りなく作業を開始する。その改正案については、いずれかの締約国が事務局長に通報し、及び前条の規定に従つて取り扱う。

2 その後十年ごとに、会議がその前年に手続項として決定する場合には、同様の目的をもつて更に検討会議を開催することができる。会議が実質事項として決定する場合には、十年よりも短い間隔でそのような検討会議を開催することができる。

第十三条 加入

1 この条約が効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、その後はいつでもこの条約に加入することができる。

第十四条 効力発生

1 この条約は、その附属書一に掲げるすべての国の批准書が寄託された日の後百八十日で効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、署名のための開放の後一年を経過するまで効力を生じない。

2 検討会議は、通常、第二条に規定する会議の年次通常会期の後直ちに開催される。

第九条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

官 報 (号 外)

2 この条約がその署名のための開放の日の後三年を経過しても効力を生じない場合には、寄託者は、既に批准書を寄託している国の過半数の要請によってこれらの国の会議を招集する。この会議は、1に定める要件が満たされている程度について検討し並びに、この条約が早期に効力を生ずることを容易にするため、批准の過程を促進するため国際法に適合するいかなる措置をとることができるかについて検討し及びコンセンサス方式によって決定する。

3 2に定める手続は、2に規定する会議又はその後のそのような会議が別段の決定を行わない限り、この条約が効力を生ずるまで、その後のこの条約の署名のための開放の日に対応する各年の日について繰り返し適用される。

4 すべての署名国は、2に規定する会議及び3に規定するその後の会議にオブザーバーとして出席するよう招請される。

5 この条約は、その効力を生じた後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十六条 寄託者

1 この条約の寄託者は、国際連合事務総長とするものとし、同事務総長は、署名を受け付け並びに批准書及び加入書を受領する。

2 寄託者は、すべての署名国及び加入国に対し、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約並びにこの条約の改正及び修正の効力発生の日並びにその他の事項に係る通告の受領を速やかに通報する。

3 寄託者は、この条約の認証原本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

4 この条約は、寄託者が国際連合憲章第二百二十九条の規定に従って登録する。

第十七条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

条約の附属書一 第二条28に規定する国の一覧表

アフリカ
アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カメルーン、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャード、コモロ、コンゴー、象牙海岸共和国、ジブチ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エティオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、ケニア、レソト、リベリア、社会主義人民リビア・アラブ国、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、タンザニア連合共和国、ザイール、サンビンダ、タンザニア連合共和国、ザイール、サンビンダ及びジンバブエ

東欧

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、チエコ共和国、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国、ウクライナ及びユーロースラヴィア

ラテン・アメリカ及びカリブ
アンティグア・バーブーダ、アルゼンティン、パハマ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ及びヴェネズエラ

北東及び南アジア
アフガニスタン、バハレーン、バングラデシュ、ブータン、インド、イラン・イスラム共和国、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、レバノン、モルディブ、ネパール、オマーン、パキスタン、カタル、サウディ・アラビア、スリ・ランカ、シリ

オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボディア、中国、クック諸島、朝鮮民主主義人民共和国、フィジー、インドネシア、日本国、キリバス、ラオス人民民主共和国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、ミャンマー、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプア・ニューギニア、フィリピン、大韓民国、西サモア独立国、シンガポール、ソロモン諸島、タイ、トンガ、トウヴァル、ヴァヌアツ及ビヴィエトナム

東南アジア、太平洋及び極東

カンボディア、中国、クック諸島、朝鮮民主主義人民共和国、フィジー、インドネシア、日本国、キリバス、ラオス人民民主共和国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、ミャンマー、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプア・ニューギニア、フィリピン、大韓民国、西サモア独立国、シンガポール、ソロモン諸島、タイ、トンガ、トウヴァル、ヴァヌアツ及ビヴィエトナム

条約の附属書一 第十四条に規定する国の一覧表

中東及び南アジア
アフガニスタン、バハレーン、バングラデシュ、ブータン、インド、イラン・イスラム共和国、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、レバノン、モルディブ、ネパール、オマーン、パキスタン、カタル、サウディ・アラビア、スリ・ランカ、シリ

サ

イスラム、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノールウェー、ポルトガル、サン・マリノ、スペイン、スウェーデン、イスス、トルコ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国

サイラス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイスランド、ノールウェー、ポルトガル、サン・マリノ、スペイン、スウェーデン、イスス、トルコ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国

サイラス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイスランド、ノールウェー、ポルトガル、サン・マリノ、スペイン、スウェーデン、イスス、トルコ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国

サイラス、デンマーク、フィンランド、フランス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイス

ス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイス

ス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイス

ス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイス

ス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイス

ス、ドライ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイス

ロンビア、朝鮮民主主義人民共和国、エジプト、
フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、
インド、インドネシア、イラン・イスラム共和国
国、イスラエル、イタリア、日本国、メキシコ、
オランダ、ノールウェー、ペキスタン、ペルー、
ボーランド、ルーマニア、大韓民国、ロシア連
邦、スロヴァキア、南アフリカ共和国、スペイン、
スウェーデン、イスス、トルコ、ウクライナ
大、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連
合王国、アメリカ合衆国、ヴィエトナム及びザ

包括的核実験禁止条約の議定書

第一編 國際監視制度及び國際テレ外せ

二三

1. 國際監視制度は、第四条16に規定する監視施設及びその各通信手段から成る。

2
国際監視制度に含められる監視施設は、この議定書の附属書一に掲げる施設から成る。国際

監視制度は、関連する運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。

3 機関は、第二条の規定に従い、締約国、締約国以外の国及び適当な場合には国際機関との協

力及び協議の上、国際監視制度を設け、並びに国際監視制度の運用、維持及び将来合意される変更又は発展を調整する。

4
国際監視制度の施設を受け入れ又はその他の方法によつてこれについて責任を負う締約国又は締約国外の国及び技術事務局は、国際法に従い、これらの国の管轄若しくは管理の下にある区域内又はその他の場所において監視施設、

7
主要観測所網は、この議定書の附属書一の表
IAに掲げる五十の観測所から成る。これらの
観測所は、地震学的監視及び地震学上のデータ

観測所から成る。すべての観測所は、大気中の関連する粒子状物質の存在を監視することができるものとする。これらのうちの四十の観測所

された実験施設は、国際データセンターに対し分析の結果を提供するものとし、その提供に当たり、放射性核種監視及び放射性核種に関する

6
締約国は、この条約の遵守の検証に役立つよう、地震学上のデータの国際的な交換について協力することを約束する。その協力には、世界的規模の主要な及び補助的な地震学的監視観測所網の設置及び運用を含む。これらの観測所は、合意された手続に従って国際データセンターニューヨークに送付される。

設が適切に機能するためには、執行理事会が認める適切な技術上の援助を提供する。
国際監視制度の施設を受け入れ又はその他の方法によってこれについて責任を負う締約国又は締約国以外の国と機関との間の4の協力の方針については、協定又は適切な場合には取決めで定める。

測所のデータについては、国際データセンターがいつでも要請することができるものとし、コンピュータのオンライン接続を通じて直ちに利用することができるようにする。

11 る。
める技術上及び運用上の要件を満たすものとす
る。

10
大気中の放射性核種を測定する観測所網は、
二つ(表2)を設ける(図10)

の試料の通常の分析を実施するため新たに新たな主機器を購入する。二二二バーデル。二二二の公

の協力には、世界的規模の放射性核種監視観測所網及び公認された実験施設の設置及び運用を含む。当該観測所網は、合意された手続に従つて国際データセンターに対しデータを提供す

設で適切な設備を有するものは、更に、必要な場合には、放射性核種監視観測所の試料の追加的な分析を実施するために技術事務局によって利用される。技術事務局は、必要な場合には、執行理事会の同意を得て、手動式の監視観測所

9
測所のデータについては、国際データセンターがいつでも要請することができるものとし、コンピュータのオンライン接続を通じて直ちに利用することができるようとする。

C 放射性核種監視

締約国は、この条約の遵守の検証に役立つよう、大気中の放射性核種に関するデータの国際的な交換について協力することを約束する。そ

放射性核種監視観測所網は、関連する運用を
引書に従い技術事務局によって公認される実験
施設であつて機関との契約に基づいて及びサー
ビス」ととに有料で放射性核種監視観測所の試料
の分析を実施するためのものの支援を受ける。
この議定書の附属書一の表2Bに掲げる実験所
る。

の国際的な交換のための運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。主要観測所のデータは、直接又は国内のデータセンターを通じ国際データセンターに対してもオンラインで継続的に送付される。

主要観測所網を補足するため、百二十の観測所を有する補助観測所網は、国際データセンターレに対する要請に応じて、直接又は国内のデータセンターを通じて情報を提供するものとし、そのために使用される補助観測所は、この議定書の附属書一の表1Bに掲げる。補助観測所は、地震学的監視及び地震学上のデータの国際的な交換のための運用手引書で定める技術上

は、更に、この条約が効力を生ずる時に関連する希ガスの存在を監視することができるものとする。このため、会議は、その第一回会期において、希ガスを監視することができる四十の観測所をこの議定書の附属書一の表2Aに掲げ、観測所のうちのいずれとするかについて準備委員会が行う勧告を承認する。会議は、その第二回の年次通常会期において、当該観測所網の全体にわたって希ガスの監視を実施するための計画について検討し及び決定する。事務局長は、希ガスの監視の実施の態様についての報告で今議に提出するものを作成する。すべての観測所は、放射性核種監視及び放射性核種に関する

官報(号外)

12 締約国は、この条約の遵守の検証に役立つようく水中音波に関するデータの国際的な交換について協力することを約束する。その協力には、世界的規模の水中音波監視観測所網の設置及び運用を含む。これらの観測所は、合意された手続に従って国際データセンターに対してデータを提供する。

13 水中音波監視観測所網は、この議定書の附属書一の表3に掲げる観測所から成るものとし、六の水中聴音器観測所及び五のT相観測所から成る。これらの観測所は、水中音波監視及び水中音波に関するデータの国際的な交換のための運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。

14 締約国は、この条約の遵守の検証に役立つようく微気圧振動に関するデータの国際的な交換について協力することを約束する。その協力には、世界的規模の微気圧振動監視観測所網の設置及び運用を含む。これらの観測所は、合意された手続に従って国際データセンターに対してデータを提供する。

15 微気圧振動監視観測所網は、この議定書の附属書一の表4に掲げる観測所から成るものとし、六十の観測所から成る。これらの観測所は、微気圧振動監視及び微気圧振動に関するデータの国際的な交換のための運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。

16 国際データセンターは、国際監視制度の施設が得たデータ(公認された実験施設において実施された分析の結果を含む)を受領し、収集し、処理し及び分析し、これについて報告し、並びにこれを保管する。

17 國際データセンターが合意された任務を遂行するに当たって使用する手続及び事象の標準的な選別のための基準、特に標準的な資料を作成し及び締約国に対する標準的な範囲のサービスを提供するための手續及び基準については、国際データセンターのための運用手引書で定め及ぼし漸進的に充実させる。準備委員会が当初作成するこれらの手續及び基準については、会議がその第一回会期において承認する。

18 國際データセンターが作成する標準的な資料は、通常の業務として、国際監視制度によって得られたデータで未処理のものについて自動処理による方法を用い及び人による対話式の分析を行ふ。当該標準的な資料は、締約国に對して無料で提供される。当該標準的な資料は、事象の性質についての最終的な判断を示すものではなく、その判断については、締約国の責任で行う。当該標準的な資料には、次のものを含む。

(a) 國際監視制度によって探知されたすべての信号の一覧表、事象の標準的な一覧表及び事象の標準的な報告。事象の標準的な一覧表及び事象の標準的な報告には、国際データセンターガその位置を確認した事象に關し標準的要約した概要

(b) (a)から(c)までに規定する国際データセンターガ作成する標準的な資料の一部であつて各締約国の要請に応じて選択されるもの

(c) 國際データセンターが入手し及び保管するデータ並びに国際データセンターが作成する資料を要約し並びに国際監視制度及び国際データセンターの任務の遂行及び運用状況を要約した概要

(d) (a)から(c)までに規定する国際データセンターガ作成する標準的な資料の一部であつて各締約国の要請に応じて選択されるもの

(e) 國際データセンター及び国際監視制度の施設が保管するデータ又は作成された資料の必要な部分を入手することについての締約国の特別の要請に応じてデータ又は作成された資料を提供すること(国際データセンターのデータベースへの対話式の電子的なアクセスを認めることを含む)。

(c) 締約国が特定の事象の原因を明らかにすることができるよう、当該締約国の要請に応じ、国際監視制度によって得られたデータ及び当該締約国が提供したその他の関連するデータの専門家による技術上の分析によって当該締約国を援助すること。その援助については、これが通常払われる努力によるものであるときは、無料で行う。当該技術上の分析の結果は、当該締約国が作成した資料とされるが、すべての締約国は、これを利用することができます。	含まされていない信号及び事象の新たな要素について算定するに当たり当該締約国が提供するコンピュータ・アルゴリズム又はソフトウェアを使用することによって技術上の援助を行うこと。当該援助については、これが通常払われる努力によるものであるときは、無料で行う。その成果は、当該締約国が作成した資料とされる。	46の規定に従って承認された日から六十日を超えてはならない。ただし、同条49の規定に従って最長七十日延長することができる。
21 国際データセンターは、締約国が要請する場合には、自分が作成した標準的な資料につき当該締約国が指定する事象の選別のための基準を定期的かつ自動的に適用し、及びその分析の結果を当該締約国に提供する。そのようなサービスは、当該締約国に対して無料で行われる。そのような事象の選別のための処理の成果は、当該締約国が作成した資料とされる。	22 国際データセンターは、要請がある場合には、締約国に対して次のことを行う。(a) データ又は作成された資料を選択し及び選別するための要件を定めることについて技術上の援助を行うこと。(b) 國際データセンターのための運用手引書に	23 国際データセンターは、継続的に、国際監視制度の施設、通信の接続及び自己の処理システムの運用状況を監視し、並びに当該運用状況について報告するものとし、これらの施設、通信の接続及び処理システムを構成する要素の運用上の性能が関連する運用手引書で定める合意された基準に達していない場合には、責任を有する者に対して直ちに通報する。
24 第一部 現地査察	A 一般規定	5 査察命令に特定する査察区域が二以上の締約国の領域又はその管轄若しくは管理の下にある規定は、適宜、査察区域が及ぶ各締約国について適用する。
25 1 この部に定める手続については、第四条に規定する現地査察に関する規定に従って実施する。	6 査察区域が被査察締約国の管轄若しくは管理の下にあり、かつ、他の締約国の領域内に存在する場合又は入国情点から査察区域へのアクセスが認められるために被査察締約国以外の締約国が査察を通過する必要となる場合に、当該被査察締約国は、この議定書に従って、査察に関する権利を行使し、及び査察に関する義務を履行する。この場合において、当該査察区域がその領域内に存在する締約国は、当該査察を容易にし、及び査察団がその任務を適時かつ効果的な方法で遂行することができるようにするために必要な援助を提供する。当該査察区域に到着するためにその領域を通過することが必要とされる締約国は、その通過を容易にする。	7 査察区域が被査察締約国の管轄又は管理の下にあり、かつ、この条約の締約国でない国の領域内に存在する場合には、当該被査察締約国は、査察がこの議定書に従って行われることを確保するために必要なすべての措置をとる。その管轄又は管理の下にある区域をこの条約の締約国でない国の領域内に有する締約国は、自国について指名された査察員及び査察補の受け入れがあつてはならない。
26 2 現地査察は、その要請の原因となつた事象が発生した区域において実施される。	8 査察区域が締約国の領域内に存在し、かつ、この条約の締約国でない国の管轄又は管理の下に存在する場合には、当該締約国は、現地査察がこの議定書に従って行われることを確保するため、国際法の規則及び慣行の範囲内で、被査察締約国及び当該査察区域がその領域内に存在する締約国に対して求められる必要なすべての措置をとる。当該締約国は、当該査察区域へのアクセスを確保することができない場合には、アクセスを確保するためには、必要なすべての措置を証明する。	9 査察団の規模については、査察命令を適正に遂行するためには必要な最小限度に保つ。被査察締約国の領域内に存在する査察団の構成員の総数は、掘削が実施されている間を除くほか、いかなる時点においても四十人を超えてはならない。要請締約国及び被査察締約国の国民は、査察団の構成員となることはできない。
27 3 現地査察の区域は、連続的なものとし、その面積は、千平方キロメートルを超えないものとする。当該現地査察の区域においては、いかなる方向にも五十キロメートルを超える直線距離があつてはならない。	10 事務局長は、個々の要請における事情を考慮して、査察団の規模を決定し、並びにその構成員を査察員及び査察補の名簿から選定する。(例えば、通信手段、通訳、輸送、作業場所、宿泊、食事、医療)を提供し又はそのための措置をとる。	11 被査察締約国は、査察団が必要とする便宜として、査察団の構成員を決定し、並びにその構成員を査察員及び査察補の名簿から選定する。

官 報 (号 外)

12	機関は、査察が終了した後合理的に短い期間内に、被査察締約国の領域内における査察団の滞在及び任務の遂行のための活動に係るすべての費用(11及び49に定めるものを含む。)について当該被査察締約国に償還する。	及び査察補の資格及び職業上の経験の記述と共に通報する。
13	現地査察の実施のための手続は、現地査察のための運用手引書でその詳細を定める。	B 恒常的な措置
14	査察員及び査察補の指名	18 締約国は、指名のために提案された査察員及び査察補の当初の名簿の受領を直ちに確認する。締約国が当該名簿の受領を確認した後三十日以内に書面により受け入れない旨を宣言する場合を除くほか、当該名簿に含まれる査察員及び査察補は、受け入れられたものとされる。締約国は、その反対する理由を当該宣言に含めることができる。提案された査察員又は査察補は、受け入れられない場合には、受け入れない旨を宣言した締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、現地査察の活動に従事せず又は参加しない。技術事務局は、反対する旨の通報の受領を直ちに確認するものとし、反対する締約国及び受入れに反対される査察員又は査察補を提案した締約国に対し、これらの査察員又は査察補の指名が当該反対する締約国について停止する日付を確認する。技術事務局は、査察命令に掲げられている査察員又は査察補を査察団から除外することを求めてはならない。
15	査察員及び査察補については、締約国又は技術事務局の職員の場合には事務局長が現地査察の目的及び任務に関連する専門的知識及び経験に基づいて指名のために提案する。提案された者は、18の規定に従って事前に締約国によって承認される。	19 事務局長又は締約国が査察員及び査察補の名簿についての追加又は変更を提案する場合にはいつでも、当初の名簿について定められた方法と同様の方法で代替の査察員及び査察補の指名が行われる。締約国は、自國が提案した査察員又は査察補がその任務を遂行することができなくなった場合には、技術事務局に対して直ちに通報する。
16	締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、事務局長に対し、査察員及び査察補の指名のために自国が提案する者の氏名、生年月日、性別、地位、資格及び職業上の経験を通報する。	20 技術事務局は、査察員及び査察補の名簿を當時最新のものとし、並びに当該名簿についての追加又は変更をすべての締約国に通報する。
17	技術事務局は、この条約が効力を生じた後六十日以内に、すべての締約国に対し、事務局長及び締約国が指名のために提案した査察員及び査察補についてその氏名、国籍、生年月日、性別及び地位を記載した当初の名簿を当該査察員	21 現地査察を要請する締約国は、第四条61の規定に基づき、査察員及び査察補の名簿に掲げられる査察員のうちのいずれかの査察員が自國が派遣するオブザーバーとしての任務を遂行するよう提案することができる。
22	締約国は、いつでも、既に受け入れられてい る査察員又は査察補の受入れに反対する権利を有する。ただし、23の規定が適用される場合は、この限りでない。当該締約国は、書面により、受入れに反対する旨を技術事務局に通報するものとし、反対する理由をその通報に含めることができる。当該反対する締約国による反対は、技術事務局がその通報を受領した後三十日で効力を生ずる。技術事務局は、その通報の受領を直ちに確認するものとし、反対する締約国及び受入れに反対される査察員又は査察補を提案した締約国に対し、これらの査察員又は査察補の指名が当該反対する締約国について停止する日付を確認する。	26 締約国は、18に規定する査察員及び査察補の当初の名簿又は19の規定に従ってその後変更された当該名簿を受け入れた後、自國の国内の手続に従い、査察員又は査察補の申請により、査察員及び査察補が査察活動を行う目的で自国の領域内に入国し及び滞在することができるようにならざる文書を発給する義務を負う。このため、当該締約国は、当該申請を受領した後四十八時間以内に又は査察団が自國の領域内の入国情点に到着した後直ちに、必要な査証又は旅行証明書を発給する。これらの文書は、査察員又は査察補が査察活動を行う目的で当該締約国の中領内に滞在することができるようにするために必要な文書を発給する。
23	査察の通告を受けた締約国は、査察命令に掲げられている査察員又は査察補を査察団から除外することを求めてはならない。	27 査察団の構成員は、その任務を効果的に遂行するため、次の(i)から(ii)までに規定する特権及び免除を与えられる。特権及び免除は、この条約のために査察団の構成員に与えられるものであり、当該構成員の個人の一身上の便宜のためには、査察員及び査察補の指名が妨げられる等現地査察の目的的効果的な遂行が阻害されると認められる場合には、この問題を執行理事会に送付する。
24	締約国により受け入れられる査察員及び査察補の数は、適切な数の査察員及び査察補の利用を可能にするのに十分なものでなければならない。事務局長は、締約国が提案された査察員又は査察補を受け入れないことによって十分な数の査察員及び査察補の指名が妨げられる等現地査察の目的的効果的な遂行が阻害されると認められる場合には、この問題を執行理事会に送付する。	(a) 査察団の構成員は、一千九百六十一 年四月十八日の外交関係に関するウイーン条約第二十一条の規定に基づいて外交官が享受する不可
25	査察員及び査察補の名簿に掲げられる査察員は、関連する訓練を受ける。当該訓練についての日程を調整する。	侵を与えるものではない。特権及び免除は、被査察締約国の領域内に到着してから当該構成員を出発するまでの全期間にわたって当該構成員に与えられ、その後は、当該構成員の公の任務の遂行に当たって既に行われた行為に関する特権及び免除である。

	(外)号報官	(b) この条約に基づいて査察活動を行う査察団の住居内及び事務所の構内は、外交関係に関するウイーン条約第三十一条の規定に基づいて外交官の住居に与えられる不可侵及び保護を与えられる。
(c)	査察団の書類及び通信(記録を含む。)は、外交関係に関するウイーン条約第三十条の規定に基づいて外交官のすべての書類及び通信に与えられる不可侵を享受する。査察団は、技術事務局と通信するために暗号を使用する権利を有する。	
(d)	査察団の構成員が携行する試料及び承認された装置は、この条約に定めるところに従つて不可侵とし、及びすべての関税を免除される。有害な試料は、関連規則に従つて輸送する。	
(e)	査察団の構成員は、外交関係に関するウイーン条約第三十一条の1から3までの規定に基づいて外交官に与えられる免除を与える。	
(f)	この条約に基づく活動を行う査察団の構成員は、外交関係に関するウイーン条約第三十一条の規定に基づいて外交官に与えられる賦課金及び租税の免除を与える。	
(g)	査察団の構成員は、いかなる関税又は関係する課徴金も支払うことなく、個人的な使用のための物品を被査察締約国の領域内に持ち込むことを許可される。ただし、輸出人が法令によって禁止されており又は検疫規則によつて規制されている物品を除く。	
(h)	査察団の構成員は、一時的な公の任務をする外国政府の代表に与えられる通貨及び為替に関する便益と同一の便益を与える。	
28	(i) 査察団の構成員は、被査察締約国の領域内で個人的な利得を目的とするいかなる職業活動又は商業活動にも従事してはならない。	
29	査察団の構成員は、被査察締約国以外の締約国の領域を通過する場合には、外交関係に関するウイーン条約第四十条の規定に基づいて外交官が享受する特権及び免除を与える。当該査察団の構成員が携行する書類及び通信(記録を含む。)、試料並びに承認された装置に関しては、27(c)及び(d)に規定する特権及び免除が与えられる。	
30	査察団の構成員は、その特権及び免除を書きされることなく被査察締約国の法令を尊重する義務を負い、及び査察命令と両立する限り当該被査察締約国がこの議定書に規定する特権及び免除の濫用があつたと認める場合には、濫用があつたか否かを決定するため及び、濫用があつたと決定するときは、これが繰り返されることを防止するため協議を行う。	
31	事務局長は、査察団の構成員に対する裁判権から免れるが、この正義の実現を阻害するものである。	
32	締約国は、この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に、入国情点を指定し、及び技術事務局に対し必要な情報を提供する。当該入国情点については、査察団が少なくともいずれかの入国情点からいかなる査察区域へも二十四時間以内に到着することができるようなものとする。技術事務局は、すべての締約国に対して入国情点の所在地を通報する。入国情点については、出国地點とすることもできる。	
33	締約国は、技術事務局に通報することにより、入国情点を変更することができる。その変更は、すべての締約国に対して適切な通報が行われるようにするため、技術事務局が変更の通報を受領した後三十日で効力を生ずる。	
34	技術事務局は、入国情点の数が査察の適時の実施のために不十分であり又は締約国が提案する入国情点の変更の結果査察の適時の実施が妨げられると認める場合には、このような問題を解決するために当該締約国と協議を行う。	
35	査察団は、商業上の定期航空便を利用することによって適時に入国情点へ移動することができない場合には、不定期航空便を利用することができる。締約国は、この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に、査察団及び査察に必要な装置を輸送する不定期航空便のための外交上の許可番号を技術事務局に通報する。航空路については、外交上の許可を与えるための特権及び免除を与える。ただし、27(d)の	
36	会議は、その第一回会期において、現地査察のための承認された装置の間に使用される装置の一覧表について検討し及びこれを承認する。締約国は、当該一覧表に掲げるべき装置について提案することができ、現地査察のための運用手引書で定める装置の使用基準については、当該装置が使用される可能性のある場所における安全及び秘密の保護に考慮を払つたものとする。	
37	現地査察の間に使用される装置は、69に規定する査察の活動及び技術の中核的な装置並びに現地査察の効果的かつ適時の実施のために必要な補助的な装置から成る。	
38	技術事務局は、すべての種類の承認された装置が必要に応じて現地査察のために利用可能であることを確保する。技術事務局は、個々の現地査察に際してこれに必要な装置が調整され、維持され及び保護されていることを正当に証明する。技術事務局は、被査察締約国が入国情点において装置を点検することを容易にするため、その証明が確かなものであることを示すための文書を提供し、及びそのための封印をその装置に施す。	
39	技術事務局は、その保持する装置を適切に保管するものとし、当該装置の維持及び調整について責任を負う。	
40	技術事務局は、適当な場合には、一覧表に掲げる装置の提供を受けることについて締約国と取決めを行う。当該締約国は、当該装置の維持及び調整について責任を負う。	

官報(号外)

C 現地査察の要請、査察命令及び査察の通告

現地査察の要請

41 現地査察の要請には、第四条37の規定に従つて少なくとも次の事項を含める。

(a) 当該要請の原因となつた事象が発生したと推定される位置の地理学的経緯度及び地表又は水面からの垂直距離並びにこれらについての誤差の範囲

(b) 査察が行われる区域の境界線として提案する境界線(2及び3の規定に適合するもの)で地図に表示されたもの

(c) 査察が行われる一若しくは二以上の締約国の名称又は査察が行われる区域の全部若しくは一部がいずれの国の管轄若しくは管理の下にない旨の記述

(d) 当該要請の原因となつた事象が発生した場所の予想される環境

(e) 当該要請の原因となつた事象が発生したと推定される時刻及びこれについての誤差の範囲

(f) 当該要請の根拠となるすべての資料

(g) 提案するオブザーバーがある場合には当該オブザーバーについての詳細

(h) 第四条の規定による協議及び説明の手続の結果又は適当な場合には当該協議及び説明の手続が行われなかつた理由の説明

査察命令

42 現地査察の命令には、次の事項を含める。

(a) 現地査察の要請に関する執行理事会の決定

(b) 査察が行われる一若しくは二以上の締約国の名称又は査察が行われる区域の全部若しく

は一部がいずれの国の管轄若しくは管理の下にもない旨の記述

(c) 査察区域における査察團の予定される活動の種類

(d) 査察区域における査察團の予定される活動の種類

(e) 査察團が使用する入国地点

(f) 適切な場合には通過地点又は基地点

(g) 査察團長の氏名

(h) 査察團の構成員の氏名

(i) 提案されたオブザーバーがある場合にはその氏名

(j) 査察区域において使用される装置の一覧表

(k) 提案されたオブザーバーがある場合にはその氏名

(l) 査察区域において使用される装置の一覧表

(m) 査察区域において使用される装置の一覧表

(n) 査察区域において使用される装置の一覧表

(o) 査察区域において使用される装置の一覧表

(p) 査察区域において使用される装置の一覧表

(q) 査察区域において使用される装置の一覧表

(r) 査察区域において使用される装置の一覧表

(s) 査察区域において使用される装置の一覧表

(t) 査察区域において使用される装置の一覧表

(u) 査察区域において使用される装置の一覧表

(v) 査察区域において使用される装置の一覧表

用することができるよう事務局長が被査察締約国に要請する装置の一覧表

43 被査察締約国は、事務局長の通告を受領した後十二時間以内に、当該通告の受領を確認する。

D 査察の事前の活動

44 被査察締約国は、入国地点における活動及び査察区域への移動

45 査察團の到着の通告を受けた被査察締約国は、その領域への査察團の即時の入国を確保する。

46 技術事務局は、入国地点への移動のために不定期航空便が利用される場合には、被査察締約国に入る前の最終の飛行場から入国地点までの当該不定期航空便に利用される航空機の飛行計画を、当該飛行場からの出発予定期刻の六時間前までに、国内当局を通じて当該被査察機に提出する。当該飛行計画は、民間航空機について適用される国際民間航空機関の手続に従つて提出される。技術事務局は、当該飛行計画の備考欄に外交上の許可番号及びその航空機が査察のための航空機であることを示す适当的な注釈を含める。軍用航空機が利用される場合には、技術事務局は、被査察締約国に対しその空域に入ることについての事前の許可を要請する。

47 被査察締約国は、査察團が到着予定期刻までに入国地点に到着することができるようにするため、自國の空域に入る前の最終の飛行場から当該査察團の出発予定期刻の三時間前までに、46の規定に従つて提出される飛行計画が承認されることを確保する。

48 査察團長及び被査察締約国の代表者は、必要な場合には、基地点、入国地点並びに必要な場合

49 被査察締約国は、入国地点並びに必要な場合に飛行計画及び必要に応じて入国地点から査察区域までの飛行計画について合意する。

50 被査察締約国は、査察命令に合致する承認された装置を査察團が自國の領域に持ち込むこと並びにこの規約及びこの議定書に従つて当該装置を使用することについていかなる制限も課してはならない。

51 被査察締約国は、54に規定する時間的な枠組みを害することなく、装置が承認されており及び38の規定に従つて証明されていることを、入国地点において査察團の構成員の立会いの下に点検する権利を有する。当該被査察締約国は、査察命令に合致せず、承認されておらず又は38の規定に従つて証明されていない装置を排除することができる。

52 査察團長は、入国地点に到着した後直ちに、被査察締約国の代表者に対し、査察命令及び査察團が作成した査察のための当初の計画であつてその行う活動を明記したものを持出する。

もつとも、この規定は、54に規定する時間的な枠組みを害するものではない。査察團は、当該

官外(号)

被査察締約国の代表者から、適宜地図その他の文書を用いた説明を受ける。当該説明には、関連する自然環境の特徴、安全及び秘密の保護に関する事項並びに査察のための受入れに関する措置を含める。当該被査察締約国は、査察の目的に関係しないと認める査察区域内の場所を明示することができる。

53 査察団は、事前の説明を受けた後、適当な場合には、被査察締約国の意見を考慮した上、査察のための当初の計画については、当該被査察締約国の代表者が利用することができるものとする。

54 被査察締約国は、査察団を援助するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行うものとし、査察団が入国地点に到着した後三十六時間以内(57に規定する時間的な枠組みの範囲内別段の合意がされる場合を除く)に査察団、50及び51に規定する承認された装置並びに荷物が入国地点から査察区域まで安全に移動することを確保するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行う。

55 査察団は、その到着した区域が査察命令に記された査察区域であることを確認するため、位置を決定するための承認された装置を使用する権利を有する。被査察締約国は、その使用について査察団を援助する。

56 査察団は、この条約及びこの議定書に従つてその任務を遂行する。

57 査察団は、できる限り速やかに、いかなる場

合にも入国地点への到着の後七十二時間以内に、査察区域において査察活動を開始する。

58 査察団の活動は、その任務の適時のかつ効果的な遂行を確保するよう並びに被査察締約国にとっての不便及び査察区域に対する障害ができる限り少なくなることを確保するように行われる。

59 被査察締約国は、43(e)の規定により査察団が査察区域において使用する装置を利用可能なものとするよう要請される場合又は査察が行われる間にそのように要請される場合には、可能な範囲内でその要請に従う。

60 査察団は、現地査察が行われている間、特に次の権利を有し、及び次の義務を負う。

(a) 査察を進める方法を査察命令に合致するよう及び被査察締約国が管理されたアクセスに関する規定に従つてとる措置を考慮して決定する権利

(b) 査察の効果的な実施を確保するために必要な応じて査察のための計画を修正する権利

(c) 査察のための計画に対する被査察締約国の勧告及び修正案について考慮する義務

(d) 査察が行われている間に生ずるあいまいな点に関して説明を要請する権利

(e) 69に規定する技術のみを使用し及び査察の目的に関連しない活動を差し控える義務。査察団は、査察の目的に関係する事実を収集し及び記録するものとし、査察の目的に明らかに関係のない情報を求め又は記録してはならない。収集された資料であつて収集後に関連しないことが判明したものについては、被査察締約国に返還する。

E 査察の実施

一般規則

(f) 現地査察の要請の原因となつた事象の性質に関する資料及び説明であつて被査察締約国が提供するその国内の監視網その他の出所から得られたものについて考慮し及びこれを査察団の報告に含める義務

(g) 被査察締約国に対しその要請に応じて査察区域において収集された情報及び資料の写しを提供する義務

(h) 被査察締約国との秘密並びに安全上及び保健上の規則を尊重する義務

(i) 被査察締約国は、現地査察が行われている間、特に次の権利を有し、及び次の義務を負う。

(a) 査察団に対して査察のための計画の修正についていつでも勧告する権利

(b) 査察団と連絡を保つために代表者を指名する権利及び義務

(c) 自国の代表者を、査察団がその任務を遂行する間当該査察団に同行させ、及び当該査察団が行うすべての査察活動に立ち会わせる権利。もともと、そのために当該査察団の任務の遂行が遅滞させられ又はその他の態様で妨げられてはならない。

(d) 査察に関連すると認める追加の情報を提供し並びに査察に関連すると認める追加の事実を収集し及び記録することを要請する権利

(e) すべての写真、ビデオテープ、測定結果及び試料を検査し並びに査察の目的に関係しない機微に係る場所を撮影した写真及びビデオテープ又はこれら的一部のすべてを保有する権利。被査察締約国は、すべての写真、ビデオテープ及び測定結果の写しを受領する権利

(f) 現地査察の要請の原因となつた事象の性質に関する資料及び説明であつて被査察締約国が提供するその国内の監視網その他の出所から得られたものについて考慮し及びこれを査察団の報告に含める義務

(g) 被査察締約国に対しその要請に応じて査察区域において収集された情報及び資料の写しを提供する者を自国より提供する権利を有する。当該カメラを操作する者が提供されない場合には、写真又はビデオの撮影に封印を施す権利を有する。被査察締約国は、査察団が要請する写真又はビデオの撮影のためカメラを操作する者を自国より提供する権利を有する。当該カメラを操作する者を封印を施す権利を有する。被査察締約国は、査察団に對し現地査察の要請の原因となつた事象の性質に関する資料及び説明であつて自国の国内の監視網その他の出所から得たものを提供する権利

(h) 査察団に對し査察が行われている間に生ずるあいまいな点について解決することに必要な説明を行う義務

(i) 査察団の構成員は、現地査察が行われている間を通じて、相互に及び技術事務局と通信する権利を有する。このため、査察団の構成員は、被査察締約国が自己に對して他の電気通信手段の利用を認めない場合には、当該被査察締約国の同意を得て、正当に承認されかつ証明された自己の装置を使用することができます。

62 査察団の構成員は、第四条61の規定に従い、オブザーバーが査察団の入国地点又は基地点への到着の時から合理的な期間内に当該査察団が使用した入国地点又は基地点に到着するよう調整するために技術事務局と連絡を保つ。

63 要請締約国は、オブザーバーが査察団の入国地点又は基地点への到着の時から合理的な期間内に当該査察団が使用した入国地点又は基地点に到着するよう調整す

官報(号外)

64	オブザーバーは、査察が行われている間を通じて、被査察締約国に所在する要請締約国の大使館又は大使館が存在しない場合には要請締約国と連絡を取る権利を有する。
65	オブザーバーは、査察区域に到着する権利並びに被査察締約国によって当該査察区域へのアクセス及び当該査察区域内におけるアクセスが認められる権利を有する。
66	オブザーバーは、査察が行われている間を通じて、査察團に対し勧告を行う権利を有する。
67	査察團は、査察が行われている間を通じて、査察の実施及び調査結果についてオブザーバーに常時通報する。
68	被査察締約国は、査察が行われている間を通じて、11の規定に基づいて査察團が享受する便宜と同様の便宜でオブザーバーが必要とするものを提供し又はそのための措置をとる。被査察締約国の領域内におけるオブザーバーの滞在に係るすべての費用については、要請締約国が負担する。

69	査察の活動及び技術
70	(h) 放射性試料を得るために掘削 査察團は、第四条46の規定に従って現地査察が承認された後二十五日の期間、69の(a)から(e)までに規定する活動を実施し及び技術を使用する権利を有するものとし、同条47の規定に従つて査察の継続が承認された後、69の(a)から(g)までに規定する活動を実施し及び技術を使用する権利を有する。査察團は、同条48の規定に従つて執行理事会によって掘削が承認された後にのみ、これを実施する。査察團は、同条49の規定に従つて査察期間の延長を要請する場合には、69に規定する活動及び技術のうち査察命令の遂行を可能にするために実施し又は使用しようとするものをその要請において明示する。
71	査察團は、査察区域の概要を把握し、地上に地表又は水面及び地表又は水面及びこれらに下においてガンマ線監視及びエネルギー弁別解析を行うことによって、地表又は水面の上、地表又は水面及び地表又は水面の下における放射能の水準を測定すること。
72	査察團は、査察区域の概要を把握し、地上に地表又は水面及び地表又は水面の下における固体、液体及び気体を環境試料として採取し及びこれらを分析すること。
73	査察区域を限定し及び事象の性質の決定を容易にするための受動的な地震学的余震監視及びこれらを分析すること。

74	地表又は水面及び角礫帶を含む。の存在を調査し及びその位置を発見するための共鳴地震計測及び能動的な地震探査
75	被査察締約国は、査察の目的に関係しない機微に係る場所の上空における飛行を制限し又は、例外的な場合において正当化する合理的な根拠があるときは、禁止する権利を有する。その制限は、飛行高度、通過及び旋回の回数、空中停止の時間、航空機の種類、搭乗する査察員の人数並びに測定又は監視の種類について課すことのできるものである。
76	上空飛行について、被査察締約国が航空規則に従つて提出され、かつ、承認される飛行計画に従つて実施する。被査察締約国が飛行安全規則は、上空飛行が実施されている間を通じて、あらゆる合理的な努力を払う。
77	上空飛行の間の着陸は、通常、休憩又は燃料補給のためにのみ許可される。
78	上空飛行は、査察團が要請する高度であつて、実施される活動、視界の状態、被査察締約国との航空規則及び安全規則並びに査察の目的に関係しない機微に係る情報を保護する当該被査察締約国の権利に適合するもので実施される。上空飛行を実施する高度は、地表又は水面から千五百メートルを超えてはならない。

79	上空飛行について、実施するための装置を航空機内において使用することができる。 (a) 双眼鏡 (b) 受動的位置決定装置 (c) ビデオカメラ (d) 携帯用カメラ
80	航空機に搭乗する査察員は、73の規定によって実施される追加的な上空飛行に当たって、次のもののための持運び可能かつ容易に設置可能な装置も使用することができます。
81	上空飛行は、比較的低速の固定翼航空機又は回転翼航空機によって実施される。これらの航空機は、機体下の地表を妨げられることなく広く見渡すことができるものでなければならぬ。そのためあらゆる合理的な努力を払う。
82	被査察締約国は、関連する運用手引書で定める技術上の要件に従つて適宜事前に装備された自國の航空機及び乗務員を提供する権利を有する。そのような航空機及び乗務員が提供されない場合には、技術事務局が航空機を提供し又は

う権利を有する。被査察締約国は、査察団の要請により、合意される手続に従つて現地における試料の分析のために援助を提供する。査察団は、試料の必要な分析を現地において実施することは、試料ができないことを明らかにする場合に限り、現地外における分析のために、機関が指定した実験施設に試料を移送する権利を有する。

99 被査察締約国は、採取された試料が分析される場合にはその一部を保有する権利を有するものとし、採取された試料と同一のものを採取することができる。

100 被査察締約国は、使用されなかつた試料又はその一部を返還するよう要請する権利を有する。

101 指定された実験施設においては、現地外における分析のために移送された試料の化学的及び物理的分析を実施する。そのような分析の詳細は、現地査察のための運用手引書で定める。

102 事務局長は、試料の警備、保全及び保存について並びに現地外における分析のために移送される試料の秘密を保護することを確保することについて主要な責任を負う。事務局長は、現地査察のための運用手引書で定める手続に従つてこれをを行う。事務局長は、いかなる場合においても、次のことをを行う。

(a) 試料の採取、取扱い、移送及び分析を規律する嚴重な制度を設けること。

(b) 種々の分析を実施するために指定された実験施設を公認すること。

(c) 指定された実験施設における設備及び手続の標準化並びに移動式の分析用装置及びこれに関連する手続の標準化を監督すること。

(d) 指定された実験施設の公認並びに移動式の分析用装置及びこれに関連する手続について質の管理及び総合的な水準を監視すること。

103 試料については、現地外における分析が実施される場合には、少なくとも一の指定された実験施設において分析する。技術事務局は、分析の速やかな処理を確保する。試料については、技術事務局が責任を負うものとし、使用された試料又はその一部は、技術事務局に返還される。

104 技術事務局は、査察の目的に関連する試料の実験施設における分析の結果を取りまとめる。事務局長は、第四条63の規定に従い当該分析の結果を被査察締約国に對しその意見を述べるところができるように直ちに送付し、その後執行理事会及び他のすべての締約国に送付するものとし、これらの送付に当たり指定された実験施設が使用した設備及び用いた方法に関する詳細な情報を含める。

105 事務局長は、いずれの国も管轄又は管理の下にもない区域における現地査察の場合には、適速に到着することを容易にするために通過地点又は基地点について合意する。

106 その領域内に通過地点又は基地点が存在する締約国は、査察を容易にするため、査察団並びにその荷物及び装置を査察区域へ輸送し並びに11に規定する関連する便宜を提供することを含むできる限りの援助を行う。機関は、当該援助を行った締約国が負担したすべての費用について当該援助を行った締約国に償還する。

107 事務局長は、執行理事会の承認を得て、いずれの国の管轄又は管理の下にもない区域における現地査察の場合の援助を容易にするための取決めについて締約国と交渉することができる。いずれの国の管轄又は管理の下にもない区域について現地査察の要請が行われる前に締約国が当該区域においてあいまいな事象についての調査を実施した場合には、執行理事会は、第四条に規定する審議において当該調査の結果を考慮することができる。

108 査察団は、査察が完了した後、査察団のとりあえずの調査結果を検討し及びあいまいな点を解消するために被査察締約国の代表者と会合する。査察団は、被査察締約国の代表者に対し、標準様式に従つて書面にしたとおりあえずの調査結果を98の規定に従つて査察区域から持ち出す試料その他の資料の一覧表と共に提供する。当該調査結果には、査察団長が署名する。被査察締約国の代表者は、その内容について知られたことを示すために当該調査結果に連署する。この会合については、査察の完了の後二十四時間以内に完了する。

109 出国

110 査察団及びオブザーバーは、査察の事後の手続が完了した後、被査察締約国の領域からできる限り速やかに退去する。被査察締約国は、査察団を援助するため並びに査察団、装置及び荷物が出国地點まで安全に移動することを確保するためにその権限の範囲内で可能なすべてのことを行つ。使用される出発地點は、被査察締約国及び査察団が別段の合意をする場合を除くほか、入国地點と同一の地點とする。

111 (a) 当該化学的爆発が発生する場所の地理的位置

(b) 当該化学的爆発を生じさせる活動の性質並びに当該化学的爆発の全般的な概要及び頻度

(c) 可能な場合にはその他の関連する詳細

3 締約国は、任意に、かつ、相互に受け入れ可能な態様に従い、1及び2に規定する自国の領域内の場所を査察するよう技術事務局又は他の締約国の代表者を招請することができる。

4 締約国は、国際監視制度の観測所の特性を把握するため、その特性を把握するための化学的爆発を実施し又は予定されている他の目的のための化学的爆発に関連する情報を提供するために技術事務局と連絡を保つことができる。

表1A 主要観測所網を構成する地質学的監視観測所の表

官 報 (号 外)

平成九年六月六日

参議院会議録第三十一号(その一) 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

表1B 惡助観測所網を構成する地震学的監視観測所の表

注 「三成分から群列へ」とは、その施設が一の三成分から成る観測所として国際監視制度における運用を開始し、その後群列観測所に変更されることを意味する。

53 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16

MBC	モールド・ベイ、ノースウエスト準州
I NK	イヌヴィック、ノースウエスト準州
R PN	リモン・ベルデ
L VC	バイチアトゥアン
B JT	昆明
K MI	シャーシャン
S SE	西安
X AN	ラロトンガ
R AR	ラス・ファンタス・デ・アバングレス
J TR	VRAC ブラノフ
S F J	スナー・ストロムフィヨア、グリーンランド
A TD	アルタ・トンネル
K EG	コッタミーヤ
F URI	フリ
M SV F	モナサヴ、ヴィティ・レヴ
N NO UC	ポート・ラゲール、ニュー・カレドニア
K OG	クールー、仏領ギアナ
B A M B	バンベイ
I SAN AE	観測所、南極
R DG	ラビール
B ORG	ボルガルネス
未定	未定
P AC I	チビノン、西ジャワ
J A Y	ジャヤプラ、イリアン・ジャヤ
S WI	ソロン、イリアン・ジャヤ
P SI	バラバット、スマトラ
K API	カッパン、南スラウェシ
K U G	クパン、東メサトゥンガラ
K RM	ケルマン
M S N	マスジエデ・ソレイマン
M BH	エイラット
P AR D	パロッド
J NU	大分、九州
J OH	国頭、沖縄
J H J	八丈島、伊豆諸島

北緯七十六・二度	南緯二十七・二度
北緯六十八・三度	南緯二十二・六度
北緯四十四・〇度	北緯三十一・二度
北緯二十五・二度	北緯三十一・一度
北緯四十九・三度	北緯四十七・〇度
北緯六十七・〇度	北緯二十一・二度
北緯十一・五度	北緯十一・九度
北緯二十九・九度	北緯八・九度
北緯十七・八度	南緯二十一・八度
南緯二十二・一度	北緯五・二度
北緯五・二度	南緯一・七度
南緯七十一・七度	北緯三十五・三度
北緯三十五・三度	南緯五・〇度
南緯二・五度	南緯〇・九度
南緯一・二度	北緯二・七度
北緯六十四・八度	北緯十五・〇度
未定	南緯六・五度
北緯三十一・九度	北緯三十二・六度
北緯二十九・八度	北緯三十七・五度
北緯三十二・六度	北緯三十三・一度
北緯三十七・五度	北緯三十三・一度
北緯三十三・一度	北緯三十三・一度
北緯二十六・八度	北緯三十三・一度
北緯三十三・一度	北緯三十三・一度

西經百十九・四度	西經百九・四度
西經六十八・九度	東經百十六・二度
東經百五十九・八度	東經百一・八度
東經百二十一・二度	東經百八・九度
東經百五十八・九度	西經八十五・〇度
東經十六・六度	西經百五十九・八度
東經五十一・六度	西經五十一・六度
東經四十二・九度	東經三十一・八度
東經三十八・七度	東經三十八・七度
東經百七十八・一度	東經百六十六・三度
東經五十二・七度	西經五十二・七度
東經十三・六度	東經十三・六度
西經二・九度	東經二十四・九度
西經九十一・五度	西經九十一・三度
西經二十一・三度	未定
東經百七・〇度	東經百四十・七度
東經百三十一・三度	東經九十九・九度
東經百二十三・六度	東經百十九・八度
東經五十七・一度	東經四十九・三度
東經十四・三度	東經百二十一・九度
東經百二十八・三度	東經三十四・九度
東經百三十五・三度	東經百二十三・六度
東經十四・三度	東經百三十九・八度

官 報 (号 外)

91 90 89 88 87 86 85 84 83 82 81 80 79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54

J	K	A	上川朝日、北海道
C	J	父島、小笠原	アスコフ
B	R	V	ボロヴォイエ
U	R	K	クルチャトフ
T	I	K	アクチュビンスク
I	X	A	アラ・アルチヤ
L	I	T	アンタナナリボ
G	L	K	コワ
Y	A	E	テピチュ、ユカタン
Y	K	V	トゥサンデペティ、ベラクルス
S	E	U	ラ・パス、パハ・カリフォルニア・スール
R	Y	M	ミデルト
O	Y	T	ツメブ
N	A	S	エヴェレスト
O	R	P	ウレウェラ、北島
N	A	I	スピッツベルゲン
N	A	R	ヤン・マイエン
N	A	S	ワーディ・サリン
N	A	M	ポート・モレスビー
N	A	G	ビアラ
N	A	B	カハマルカ
N	A	A	ナナ
D	A	J	ダバオ、ミンダナオ
T	G	P	タガイタイ、ルソン
M	R	I	ムンテレ・ロシュ
K	I	R	キーロフ
K	I	V	タラヤ
O	B	O	オブニンスク
S	E	N	アルチ
A	R	A	セイムチャン
T	L	S	ヤクーツク
U	Y	R	ウルガル
B	I	Y	ビリビノ
I	L	K	チクシ

北緯四十四・一度	北緯三十二・五度	北緯二十七・一度	北緯四十二・六度
北緯五十三・一度	南緯十八・九度	北緯五十一・七度	北緯五十一・四度
北緯五十四・五度	北緯三十二・八度	北緯五十一・二度	北緯四十八・〇度
北緯三十二・八度	北緯四十三・五度	北緯二十八・〇度	北緯二十四・二度
北緯三十九・二度	南緯四十三・五度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
南緯三十八・三度	北緯四十三・五度	北緯三十八・〇度	北緯三十八・〇度
北緯七十八・二度	南緯四十三・五度	北緯三十八・一一度	北緯三十八・一一度
南緯五・三度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
南緯七・〇度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
南緯十二・〇度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯七・一一度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯十四・一度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯四十五・五度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯五十八・六度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯四十四・〇度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯五十五・一度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯五十六・四度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯六十二・九度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯五十一・七度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯六十二・〇度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯六十八・〇度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度
北緯七十一・六度	北緯三十九・二度	北緯三十九・一一度	北緯三十九・一一度

東經三十七・六度
東經四十一・六度
東經四十二・二度
東經五十八・六度
東經五十九・〇度
東經四十七・六度
東經四十九・六度
西經八十八・三度
西經九十四・四度
西經百十・二度
西經四・六度
東經十七・四度
東經八十六・八度
東經百七十・九度
西經百七十七・九度
東經百七十七・一度
東經十六・四度
西經八・七度
東經五十八・〇度
東經百四十七・二度
東經百五十一・一度
西經七十八・〇度
西經七十六・八度
東經百三十五・六度
東經百三十九・九度
東經二十五・九度
東經四十九・四度
東經四十二・七度
東經三十六・六度
東經五十八・六度
東經百三十九・七度
東經百五十二・四度
東經百三・六度
東經百一十九・七度
東經百三十二・三度
東經百六十六・四度
東經百一十八・九度

三成分	群列	群列	群列	三成分
三成分	三成分	三成分	三成分	三成分
三成分	三成分	三成分	三成分	三成分
三成分	三成分	三成分	三成分	三成分
三成分	三成分	三成分	三成分	三成分

官 報 (号 外)

43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6

オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア

アアアアア
ラム共和国

島 イン、北部特
ズヴィル、ク
ーリー島
、西オースト
デ・ジャネイ
エ

島 イン、北部特
ズヴィル、ク
ーリー島
、西オースト
デ・ジャネイ
エ

群馬 ンガ
マス サン・クリ
イト市 トウ

タ テ、タヒテイ
・タ・ピット
オン ト・フランセ
ンヌ、仏領ギ
ン・デュルヴ
インスラント、
アヴィーク

・ルンブル
ショット

インズランド 別地域 ラリア 口
プリティシユ スウェスト准州
ースウエスト準州 ニューファウ
スター島

・ロロハニア
州
準州
ンドランド

北緯三十五°	南緯五十四°
北緯二十六°	南緯三十二°
北緯三十六°	南緯三十一°
北緯四十七°	南緯二十二°
北緯四十九°	南緯八°・〇度
北緯七十四°	北緯四・二度
北緯六十二°	北緯四十九°
北緯二十七°	北緯五十三°
北緯三十九°	北緯五十三°
北緯三十五°	北緯三十五°
北緯二十三°	北緯二十三°
南緯二十一°	北緯五・五度
南緯一〇度	北緯五・五度
南緯四十九°	北緯五十六°
南緯四十七°	北緯四十七°
北緯六十四°	北緯四十七°
未定	北緯二十九°
北緯三十五°	北緯三十五°
北緯二十六°	北緯二十六°
北緯三十六°	北緯三十六°
北緯四十七°	北緯四十七°
北緯六十四°	北緯六十四°
未定	北緯二十九°
北緯三十二°	北緯三十二°
北緯二一・六度	北緯二一・六度
北緯十八°・〇度	北緯十八°・〇度

度 五〇 度 三五〇 四九〇 ○一 度 度 度 二〇 八八 度 一度 一〇 五七 三 度 五九 度 度 〇 度 一 度

東經百
東經九
東經八
東經七
東經六
東經五
東經四
東經三
東經二
東經一
東經百
東經十
東經四
東經百
東經百
東經十
東經四
東經百
東經百
東經十
東經四
未定

十七・〇度	三十六・八度	四十六・八度	五十九・〇度	三十一・七度
十五・〇度	三十五・〇度	三十六・〇度	五十九・〇度	三十二・二度
十四・九度	三十四・五度	三十四・五度	五十九・〇度	三十三・二度
十四・九度	三十四・五度	三十四・五度	五十九・〇度	三十三・二度
十三・〇度	三十三・〇度	三十三・〇度	五十九・〇度	三十三・二度
十三・〇度	三十三・〇度	三十三・〇度	五十九・〇度	三十三・二度
十三・〇度	三十三・〇度	三十三・〇度	五十九・〇度	三十三・二度
十三・三度	三十三・三度	三十三・三度	五十九・八度	三十一・九度
八・四度	八・四度	八・四度	五十九・八度	三十一・九度
十六・二度	十六・二度	十六・二度	五十九・八度	三十一・九度
十六・二度	十六・二度	十六・二度	五十九・八度	三十一・九度
三・三度	三・三度	三・三度	五十九・八度	三十一・九度
十五・六度	十五・六度	十五・六度	五十九・八度	三十一・九度
十四・〇度	十四・〇度	十四・〇度	五十九・八度	三十一・九度
十二・七度	十二・七度	十二・七度	五十九・八度	三十一・九度
十一・〇度	十一・〇度	十一・〇度	五十九・八度	三十一・九度
十・九度	十・九度	十・九度	五十九・八度	三十一・九度
十二・〇度	十二・〇度	十二・〇度	五十九・八度	三十一・九度
二十七・九度	二十七・九度	二十七・九度	五十九・八度	三十一・九度
三十九・〇度	三十九・〇度	三十九・〇度	五十九・八度	三十一・九度
五十七・〇度	五十七・〇度	五十七・〇度	五十九・八度	三十一・九度
十八・〇度	十八・〇度	十八・〇度	五十九・八度	三十一・九度
五・〇度	五・〇度	五・〇度	五十九・八度	三十一・九度
一・五度	一・五度	一・五度	五十九・八度	三十一・九度
七・〇度	七・〇度	七・〇度	五十九・八度	三十一・九度

官報(号外)

表2B 放射性核種監視のための実験施設の表

実験施設について責任を負う国																実験施設の名称及び所在地													
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	アルゼンティン オーストラリア オーストリア ブラジル カナダ 中国 フィンランド フランス イスラエル イタリア 日本国 ニュージーランド ロシア連邦 南アフリカ共和国 連合王国 アメリカ合衆国	国立核規制委員会 オーストラリア放射線研究所 オーストリア研究センター 放射線防護測定研究所 ヘルス・カナダ オタワ、オンタリオ 放射線原子力安全センター ヘルシンキ 原子力庁 モンレリ ソレック原子力研究センター ヤヴェ 日本原子力研究所 東海、茨城 国立放射線研究所 クライストチャーチ 国際環境保護庁研究所 ローマ 原子力公社 ペリンダバ ブラックネスト原子兵器機関 チルトン マックレラン中央研究所 サクラメント、カリフォルニア	ブエノス・アイレス メルボルン、ヴィクトリア ザイバースドルフ リオ・デ・ジャネイロ ヘルシンキ モンレリ ヤヴェ 東海、茨城 ローマ モスクワ チルトン カリフォルニア
観測所について責任を負う国																所 在 地													
ケープ・ルーヴィン、西オーストラリア クイーン・シャーロット諸島、ブリティッシュ・コロンビア ファン・フェルナンデス島 クロゼ諸島 グアドループ クラリオン島 フローレス 英領インド洋地域又はチャゴス群島 トリスタン・ダ・クニャ アセンション ウェーク島																緯 度	經 度	形 式											
南緯三十四・四度 北緯五十三・三度 南緯三十三・七度 南緯四十六・五度 北緯十六・三度 北緯十八・二度 北緯三十九・三度 南緯七・三度 南緯三十七・二度 南緯八・〇度 北緯十九・三度																東経百十五・一度 西経百三十一・五度 西経七十八・八度 東経五十二・二度 西経六十一・一度 西経百十四・六度 西経三十一・三度 東経七十二・四度 西経十二・五度 西経十四・四度 東経百六十六・六度	T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相 T相	水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器 水中聴音器											
アメリカ合衆国 連合王国 連合王国 ポルトガル メキシコ フランス チリ カナダ オーストラリア オーストラリア 日本国 ニュージーランド ロシア連邦 南アフリカ共和国 連合王国 アメリカ合衆国																表3 水中音波監視観測所の表													

平成九年六月六日 参議院会議録第三十一号(その一) 包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

1 国際データセンターによる事象の標準的な選別ための基準は、国際監視制度のすべての監視技術によって得られるデータを総合的に処理する過程において決定される事象の標準的な特徴付けの要素に基づくものとする。事象の標準

議定書の附屬書二
国際データセンターに

による事象の標準的な選別のための特徴付けの

的な選別においては、世界的の規模の選別のための基準及び可能な場合には地域的な相違を考慮するための補足的な選別のための基準²を使用することができる。

事象が発生した位置
事象が発生した深度

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求めるの件

バブル・ペルス信号の有無及びバブル・ペルスの遅延

4 國際監視制度の微気圧振動監視によって探知される事象については、特に、次の要素を使用することができる。

信号の周波数成分及び信号の分散
信号の継続時間
最大振幅

5 國際監視制度の放射性核種監視によって探知される事象については、特に、次の要素を使用することができる。

通常存在する天然放射性核種及び人工放射性核種の濃度

特定の核分裂生成物及び放射化生成物の濃度であつて通常観測される濃度を超えるもの
一の特定の核分裂生成物の他の特定の核分裂生成物に対する比率及び一の特定の放射化生成物の他の特定の放射化生成物に対する比率

右の議案を提出する。
平成九年六月二一日

提出者

地方行政委員長 峰崎 直樹

参議院議長 斎藤 十朗殿

行政書士法の一部を改正する法律案 運輸施設整備事業団法案

次のように改正する。

第一条の二を第一条の三とし、第一条を第二条の二とし、同条の前に次の二条を加える。

(目的)

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。

第五条中「第六号」を第七号とし、第三号から第五号までを「一」とし、第一号の次に次の二号を加える。

三 破産者で復権を得ないもの

第七条第一項第一号中「第四号」を「第五号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十九条第一項中「第一条」を「第一条の二」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(罰則)

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 行政書士となる資格を有しない者で、日本行政書士会連合会に対し、その資格につき虚偽の申請をして行政書士名簿に登録させたも

田「十万円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 第十九条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二十三条第三号を削る。

第二十四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

参議院議長 斎藤 十朗殿

運輸委員長 直嶋 正行

審査報告書 運輸施設整備事業団法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成九年六月二一日

項ただし書に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の行政書士法第五条第三号の規定は、この法律の施行の日以後に破産者となつた者に係る行政書士の資格について適用する。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(行政書士法の一部を改正する法律の一部改正)

4 行政書士法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

一 費用

本法施行に伴い、運輸施設整備事業団に対する新たな出資金として、平成九年度一般会計予算に三億円が計上されている。

運輸施設整備事業団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年五月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
參議院議長 斎藤 十朗殿

運輸施設整備事業団法案

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員及び職員(第九条—第十九条)

第三章 業務(第二十条—第二十四条)

第四章 財務及び会計(第二十五条—第三十七条)

第五章 監督(第三十八条—第三十九条)

第六章 雜則(第四十条—第四十三条)

第七章 罰則(第四十四条—第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 運輸施設整備事業団は、鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を推進するための助成その他の支援を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立を図ることも

に、運輸技術に関する基礎的研究に関する業務

を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の需要に応ずる鉄道(軌道を含む。)をいた。

な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

空運送の円滑化を図り、もって国民经济の健全による。

(定義)

第一條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 鉄道事業 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業及び軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業をいう。

二 鉄道事業者 鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者をいう。

三 新幹線鉄道 全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)による新幹線鉄道をいう。

八 旅客船貨渡業者 海上旅客運送事業者の事業の用に供する船舶(以下「国内旅客船」という。)の貨渡し(期間借船を含む。第十号において同じ。)をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十二条において準用する同法第二十条第一項の規定による船舶貨渡業の届出をしたものをいう。

九 海上貨物運送事業者 海上運送法第十九条の五第一項若しくは第二十条第一項の規定による届出をした者又は内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十一号)第二条第一項の規定による内航運送業の許可を受けた者をいう。

十 貨物船貨渡業者 貨物船(油送船を含む。以下同じ。)の貨渡し又は運航の委託をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十条第一項の規定

都市(その周辺の地域を含む。)における旅客輸送の需要に応ずる鉄道(軌道を含む。)を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送業者をいう。

七 海上旅客運送事業者 海上旅客運送事業者、旅客船貨渡業者、海上貨物運送事業者及び貨物船貨渡業者をいう。

八 海上運送事業者 海上旅客運送事業者、旅客船貨渡業者、海上貨物運送事業者及び貨物船貨渡業の許可を受けたものをいう。

九 海洋汚染防止設備 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十六号)第五条第一項に規定するビルジ等排出防止設備、同条第二項に規定する水バ

ラスト等排出防止設備、同条第三項に規定する分離バーストタンク若しくは貨物船原油洗浄設備又は同法第九条の三第一項に規定する

有害液体物質排出防止設備をいう。

十 連輸技術 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の

陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資する技術のうち運輸省の所掌に係るものであつて、その水準の著しい向上により、陸上

運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他の

国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

十一 連輸技術 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の

陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資する技術のうち運輸省の所掌に係るものであつて、その水準の著しい向上により、陸上

運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他の

国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

十二 連輸技術 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の

陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資する技術のうち運輸省の所掌に係るものであつて、その水準の著しい向上により、陸上

運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他の

国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

十三 連輸技術 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設の機能の向上その他の

陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化に資する技術のうち運輸省の所掌に係るものであつて、その水準の著しい向上により、陸上

運送、海上運送及び航空運送の利用者の利便の増進、これらの運送の安全の確保その他の

国民生活の向上に相当程度寄与するものをいう。

六五

三 鉄道軌道整備法(昭和二十八年法律第六百六十九号)第八条第七項又は踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第百九十五号)第七条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。

四 前三号に規定するもののほか、鉄道施設(軌道施設を含む。)の建設又は改良(これらに関する調査を含む。)に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対するこれらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一部について、予算で定める国庫の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

官報(号外)

額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 附則第七条第一項の規定により事業団が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。)第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権第

三十四条において「特定債権」という。)に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額

二 第一項第三号の規定による貸付金(附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。)第二十条第一項第三号の規定による

貸付金を含む。)の償還、第七項の協定に基づく寄託金(旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。)の返還又は第四十条の規定による納付金の納付があったときは、当該債権金、返還金及び納付金の額の合計額

三 当該事業年度における附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務の償還及び

四 その他当該業務の実施に関し必要な事項(事業の認定)

五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 事業団は、前二項に規定する業務のほか、運輸大臣の認可を受けて、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

4 事業団は、第一項第一号から第三号までに掲げる業務については、次条第一項の規定に基づいて運輸大臣が定める業務実施方針に従って行うものとする。

5 第一項第一号から第三号までの規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる

6 第一項第一号及び第三号の規定による助成は、第二十二条第一項の規定による認定を受けた事業について行るものとする。

7 事業団は、第一項第一号に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行ふものとする。

一 新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の業務に関する事項

二 当該業務に係る助成条件の基準に関する事項

三 当該業務の対象となる事業の基準及び当該事業を行う者の要件に関する事項

四 その他当該業務の実施に関し必要な事項(事業の認定)

第二十二条 第二十一条第一項第一号又は第三号の規定による助成を受けて新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良又は主要幹線鉄道若しくは都市鉄道に係る鉄道施設の建設若しくは改良に関する事務を行おうとする鉄道事業者は、運輸省令で定めることによる。事業認定申請書を運輸大臣に提出し、当該事業についてこれらの規定に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業及び当該事業を行おうとする者が業務実施方針に定められた前条第一項第一号の基準及び要件に適合しており、かつ、業務実施方針に定められたその他の事項に照らして当該事業に係る新幹線鉄道、主要幹線鉄道又は都市鉄道の整備を促進

したもの、同様とする。

2 業務実施方針においては、前項の事業団の業務に関する事項を定めるものとする。

一 新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の整備に関する基本的な方向

二 当該業務の対象となる事業の基準及び当該事業を行う者の要件に関する事項

三 当該業務に係る助成条件の基準に関する事項

四 その他当該業務の実施に関し必要な事項(事業の認定)

第二十二条 第二十一条第一項第一号又は第三号の規定による助成を受けて新幹線鉄道に係る鉄道施設の改良又は主要幹線鉄道若しくは都市鉄道に係る鉄道施設の建設若しくは改良に関する事務を行おうとする鉄道事業者は、運輸省令で定めることによる。事業認定申請書を運輸大臣に提出し、当該事業についてこれらの規定に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。

2 運輸大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業及び当該事業を行おうとする者が業務実施方針に定められた前条第一項第一号の基準及び要件に適合しており、かつ、業務実施方針に定められたその他の事項に照らして当該事業に係る新幹線鉄道、主要幹線鉄道又は都市鉄道の整備を促進

官報(号外)

することができるとして認めることは、前項の規定による認定をするものとする。	
3 運輸大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業又は当該事業を行う者が業務実施方針に定められた前条第二項第二号の基準又は要件に適合しなくなったと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他業務実施方針に照らして当該事業を第二十条第一項第一号又は第三号に掲げる業務の対象とすることが適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
4 運輸大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、その旨を事業団に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときも、同様とする。	
(業務の委託)	
第一二三条 事業団は、運輸大臣の認可を受けて定める基準に従って、第二十条第一項第十号に掲げる業務の一部を委託することができる。	
(業務方法書)	
第一四四条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運省令で定める。	
第四章 財務及び会計	
(事業年度)	
第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。	
(事業計画等の認可)	
第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	
(財務諸表等)	
第二十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「の条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出し、その承認を受けなければならない。	
2 事業団は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。	
(業務方法書)	
第一四四条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。	
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運省令で定める。	
第三十一条 事業団は、運輸施設整備事業団債券(以下「事業団債券」といふ。)を発行することができる。ただし、長期借入金の借入れ及び事業団債券の発行は、次の各号のいずれかの場合に限り、行うことができる。	
一 第二十条第一項第四号から第九号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第一項の業務	
二 第二十条第一項第四号から第十号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第一号に掲げる業務以外の業務	
三 前二号に掲げる業務並びに納付金(利益及び損失の処理並びに納付金)	
第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第一号に掲げる業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)は、積立金として積み立てなければならない。	
2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。	
3 事業団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書及び決算報告書を各事務所に備えて置かなければならない。	
第三十条 事業団は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第一号に掲げる業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	
4 前項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。	
第三十一条 事業団は、運輸施設整備事業団債券(以下「事業団債券」といふ。)を発行することができる。ただし、長期借入金の借入れ及び事業団債券の発行は、次の各号のいずれかの場合に限り、行うことができる。	
一 第二十条第一項第四号から第十号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第一項の業務	
二 第二十条第一項第四号から第十号までの業務及びこれらに附帯する業務並びに同条第一号に掲げる業務以外の業務	
三 前二号に掲げる業務並びに納付金(利益及び損失の処理並びに納付金)	
第二十九条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額(前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第一号に掲げる業務に係る勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)は、積立金として積み立てなければならない。	
2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。	
3 事業団は、前条第一号に掲げる業務に係る勘定及び同条第一号に掲げる業務に係る勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。	
4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。	

官 報 (号 外)

年法律第八十九号。附則第九条第一項において「旧機構法」という。附則第十三条第一項の交付金及び旧基金法第二十条第一項第一号の交付金を含む。)の交付を受けて行った新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業について、政令で定めるところにより算定される剰余金を生じたときは、当該剰余金の額に相当する金額の納付金を事業団に納付しなければならない。
(解散)

第四十一条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二条 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第三項若しくは第八項、第二十四

条第一項、第二十六条、第三十条第一項、第二

项ただし書若しくは第六項、第三十二条又

は第三十四条第二項若しくは第三項の規定によ

る認可をしようとするとき。

二 第二十条第七項第四号、第二十四条第二

项、第三十四条第三項又は第三十七条の規定

により運輸省令を定めようとするとき。

三 第二十一条第一項の規定により業務実施方

針を定め、又は変更しようとするとき。

四 第二十二条第一項の規定による認定又は同

条第三項の規定による認定の取消しをしよう

とするとき。

五 第二十七条第一項又は第三十五条の規定による承認をしようとするとき。

六 第三十三条第一号又は第一号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第四十三条 不動産登記法(明治三十一年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十四条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八条第一項の規定に違反して登記する」とを怠つたとき。

三 第二十条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十八条第二項の規定による運輸大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条第一号又は第一号の規定による指定をしようとした者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十七条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 運輸大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 公團の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお從前の例による。この場合において、公團の決算元結の期限は、解散の日から起算して四月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が公團の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける公團に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、運営なく、その旨を運輸大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

3 第四条附則第一条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第一項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、運営なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

(船舶整備公團の解散等)

第六条 船舶整備公團(以下「公團」という。)は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

第五条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

第六条 船舶整備公團(以下「公團」という。)は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

第七条 鉄道整備基金(以下「基金」という。)は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2

事業団の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、事業団を規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同條第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)」とあるのは、「施行日の前日以前の日から運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から事業団の成立の日の前日まで引き続き鉄道整備基金の事業所又は事務所に使用される者に限る。)であつて事業団の成立の日ににおいて事業団の被保険者(事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所(厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。)であるものに使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。)であるもの、事業団の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であった者であつて事業団

の成立の日において事業団の被保険者であるもの及び事業団の被保険者（事業団の成立の日の前日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であった者で

は、第七条の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第十三条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(業務の特例)

第十四条 事業団は、当分の間、第二十条第一項から第三項までに規定する業務のほか、次の業務を行ふ。

3 事業団は、第二十条第一項から第三項まで及
び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則
第十一条第二項に規定する基金が承継した債務の
うち附則第七条第一項の規定により事業団が承
継するものの償還及び当該債務に係る利子の支
払(これらに係る借り入れに係る債務の償還及び
当該債務に係る利子の支払を含む。)に関する業
務、機構が改正前改革法第二十二条の規定によ
り日本国有鉄道から承継した新幹線鉄道に係る
鉄道施設に係る当該承継に伴う所有権の移転の
登記に関する業務その他同項の規定による権利
及び義務の承継に伴い必要となる業務を行つも
のとする。

— 日本鉄道建設公團法附則第十三条第六項の規定による國の無利子貸付金の貸付け及び日本の補助金の交付を受け、これを財源として、日本鉄道建設公團に対し、無利子貸付金を貸し付け、及び補助金を交付する」と。

二 前号の業務に附帯する業務を行つこと。
事業団は、当分の間、第二十条第一項から第三項まで及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行ふものとする。

一 旧公團法第十九条第一号の規定により改造した国内旅客船を海上旅客運送事業者又は旅客貨渡業者に使用させ、及び当該国内旅客船をこれらの者に譲渡すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

の成立の日において事業団の被保険者であるもの及び事業団の被保険者(事業団の成立の日の前日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であった者であつて事業団の成立の日において事業団の被保険者であるものを除く)であつて事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用されるに至った日において運輸施設整備事業団法(平成九年法律第4号)第二十条第一項第四号から第十号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの」とする。

3 事業団については、平成八年改正前の共済法第一条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第五十四条第一項から第五項までの規定を適用する。

4 前項の場合において、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十一年法律第九十三号)第三十一条第一項及び第三十八条の二の規定の適用については、事業団を平成八年改正前の共済法第一条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に運輸施設整備事業団という名称を使用している者について

3
されがもの」
事業団については、平成八年改正前の共済法
第一条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等
とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第
五十四条第一項から第五項までの規定を適用す
る。

4 前項の場合において、日本国有鉄道改革法等施行法(昭和六十二年法律第九十三号)第三十八条第一項及び第三十八条の二の規定の適用については、事業団を平成八年改正前の共済法第一

条第一項第八号に規定する旅客鉄道会社等とみなす。

報 (号外)

（印紙税法の一部改正）
運輸施設整備事業団法（平成九年法律第号）

第三十一条 印紙稅法(昭和四十二年法律第二十一

別表第一 中船舶整備公団の項及び鉄道整備基
金の項を削り、奄美群島振興開発基金の項の次
に次のように加える。

運輸施設整備事業団法(平成九年法律第号)

(登録免許税法の一部改正)

別表第一 中船整備公団の項及び鉄道整備基金の項を削り、奄美群島振興開発基金の項の次に次のように加える。

運輸施設整備事業團法(平成九年法律第号)

(全国新幹線鉄道整備法の一部改正)
第三十三条 全国新幹線鉄道整備法の一部を次の
よう改定する。

附則第十八項中「鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)」を「運輸施設整備事業団法(平成九年法律第一号)」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条の二第一項第六百六十五号中「船舶整備公団」を削り、「新東京国際空港公団」の下に「運輸施設整備事業団」を加え、「鉄道整備基金」を削る。

附 布決議

審査報告書

文教委員長 清水嘉与子

10

一 委員会の決定の理由

本法律案は、大学等において多様な知識又は

本法律案は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不斷に行われる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要であることにかんがみ、大学等における教育研究の進展に寄与するため、任期を定めることができる場合その他教員等の任期について必要な事項を定め、大

学等への多様な人材の受け入れを図らうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

181

本法施行のため 別に費用を要しない。

一層充実し、雇用環境を整備すること。
高等教育の活性化と充実を図るため、各地の

四　国公立大学の教員については、一般の公務員制度との均衡等に配慮して、任期付き教員の給与等の処遇の改善を検討すること。

五 任期付き教員の異動が円滑に行われるよう、教員・研究者に関する人材情報の収集提供活動を一層充実へ、豊田県境を整備すること。

六 高等教育の活性化と充実を図るため、各地の 一層充実し、雇用環境を整備すること

大学が優れた教員を確保できるよう、教育研究条件の整備を検討すること。

七 私立大学における任期制の実施については、労働協約事項の対象となる」とを認識し、制度の円滑な運用に努めること。

右決議する。

大学の教員等の任期に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大学 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一條に規定する大学をいう。
- 二 教員 大学の教授、助教授、講師及び助手をいう。

三 教員等 教員及び国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)第二章の二から第三章の六までに規定する機関(第六条において「大学共同利用機関等」という。)の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者をいう。

四 任期 国家公務員としての教員等若しくは地方公務員としての教員の任用に際して、又は学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいふ。以下同じ。)と教員との労働契約において定められた期間であつて、国家公務員である教員等にあっては当該教員等が就いていた職若しくは他の國家公務員の職特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に、地方公務員である教員にあっては当該教員が就いていた教員等にあっては当該教員等が就いていた職若しくは同一の地方公共団体の他の職(特別職に属する職及び非常勤の職を除く。)に引き続き任用される場合又は同一の学校法人と

(国立又は公立の大学の教員の任期)

第三条 国立又は公立の大学の大学管理機関(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第四条第二項に規定する大学管理機関をいい、同法第二十五条第一項第一号の規定により読み替えたものを含む。次項において同じ。)は、当該大学の教員(常時勤務の者に限る。以下この条及び次条において同じ。)について、次条の規定による任期を定めた任用を行う必要があると認めるときは、教員の任期に関する規則を定めなければならない。

2 国立又は公立の大学は、前項の規定により大学管理機関が教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の教員の任期に関する規則に記載すべき事項及び前項の公表の方法については、文部省令で定める。

第四条 任命権者は、前条第一項の教員の任期に関する規則が定められている大学について、教育公務員特例法第十条の規定に基づきその教員を任用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、任期を定めることができる。

3 学校法人は、前項の教員の任期に関する規約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。

2 学校法人は、前項の規定により教員との労働契約において任期を定めようとするときは、あらかじめ、当該大学に係る教員の任期に関する規則を定めておかなければならない。

4 学校法人は、第二項の教員の任期に関する規則を定め、又はこれを変更したときは、これを公表するものとする。

5 第一項の規定により定められた任期は、教員が当該任期中(当該任期が始まる日から一年以内の期間を除く。)にその意思により退職するこ

組織の職に就けるとき。

二 助手の職で自ら研究目標を定めて研究を行うことをその職務の主たる内容とするものに就けるとき。

三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けると同意を得なければならない。

(私立の大学の教員の任期)

第五条 学校法人は、当該学校法人の設置する大学の教員について、前条第一項各号のいずれかに該当するときは、労働契約において任期を定めることができる。

二 任命権者は、前項の規定により任期を定めて教員を任用する場合には、当該任用される者の同意を得なければならない。

三 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けると

就けるとき。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 大学の教員等の任期に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年五月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(目的)

第一条 この法律は、大学等において多様な知識又は経験を有する教員等相互の学問的交流が不斷に行われる状況を創出することが大学等における教育研究の活性化にとって重要である」とことにより、大学等への多様な人材の受け入れを図り、もって大学等における教育研究の進展に寄与することを目的とする。

内において、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度及び建築物の敷地面積の最低限度を定める地区とする。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号中「第四項」を「第五項」に改める。

第五十二条第一項中「第八項ただし書」を「第九項ただし書」に、「にある」を「の」に改め、同

条第二項中「第四項、第八項及び第十項」を「第

五項、第九項及び第十一項」に改め、「第六十八

条の五第一項」の下に、「第六十八条の五の二

(第一号イを除く。第四項において同じ。)」を、

「限る。」の下に「第四項において同じ。」を加え、

同条第十一項中「第六項、第七項」を「第七項、

第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同

条第十項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を

同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項と

し、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、

同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」

を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同

条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第

五項」を「第六項」に改め、同項を同条第六項と

し、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項

の次に次の二項を加える。

4 第二項、次項、第九項及び第十一項、第五

十九条第一項及び第三項、第五十九条の二

第一項、第六十条第一項、第六十八条の三

(第二項第一号イ及び第三項第一号ロを除く。)、第六十八条の四第一項、第六十八条の三

五第一項、第六十八条の五の二、第六十八条の

八、第六十八条の九並びに第六十八条第九

項に規定する建築物の延べ面積には、共同住

宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の

床面積は、算入しないものとする。

第五十九条の二第一項中「第五項」を「第六項」

に改める。

第六十八条の三第四項中「第八項ただし書」を

「第九項ただし書」に、「にある」を「の」に改める。

第六十八条の七第五項中「同条第五項」を「同

条第六項」に改める。

第六十八条の八中「それぞれ」の下に「当該建

築物の当該条例による制限を受ける区域内にあ

る部分に係る」を加え、「第五十一條第四項、第

十項及び第十一項」を「第五十一條第五項、第十

一項及び第十一項」に改める。

第六十八条第一項中「第十項」を「第十一項」に

改める。

第六十八条の二中「第五項」を「第六項」に改め

る。

第五十九条第一項第五号中「第四項」を「第五

項」に改める。

別表第三中「第四項及び第五項」を「第五項及

び第六項」に改める。

第三条 建築基準法の一部を次のように改正す

る。

第一条第二十号中「特別用途地区」の下に

「高層住居誘導地区」を加える。

第五十二条第一項各号列記以外の部分中

「、第一種中高層住居専用地域」を「若しくは第

一種中高層住居専用地域」に改め、「準住居地城」の下に「内の建築物(第五号)に掲げ

る建築物を除く。」を加え、同項に次のただし

書を加える。

ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築

物である場合において、次項の規定により建

築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が

書を加える。

第五十二条第一項第三号中「準工業地域、

工業地域又は」を「若しくは準工業地域内の建築

物(第五号)に掲げる建築物を除く。」又は「工業地

域若しくは」に改め、同項中第五号を第六号と

し、第四号の次に次の二号を加える。

当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。

第五十二条第一項第三号中「準工業地域、

工業地域又は」を「若しくは準工業地域内の建築

物(第五号)に掲げる建築物を除く。」又は「工業地

域若しくは」に改め、同項中第五号を第六号と

し、第四号の次に次の二号を加える。

当該建築物がある第一種住居地域、第二

種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は

準工業地域に関する都市計画において定めら

れた第三号に掲げる数値の一・五倍以下でな

ければならない。

第五十二条第一項第三号中「準工業地域、

工業地域又は」を「若しくは準工業地域内の建築

物(第五号)に掲げる建築物を除く。」又は「工業地

域若しくは」に改め、同項中第五号を第六号と

し、第四号の次に次の二号を加える。

当該建築物がある第一種住居地域、第二

種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は

準工業地域に関する都市計画において定めら

れた第三号に掲げる数値の一・五倍以下でな

ければならない。

第五十二条第一項第一号中「地域」の下に

「、地区」を加え、同項第二号中「若しくはハ」を

「、ハ若しくはニ」に、「又はハ」を「ハ又はニ」

加える。

第五十六条第一項第一号中「地域」の下に

「、地区」を加え、同項第二号中「若しくはハ」を

「、ハ若しくはニ」に、「又はハ」を「ハ又はニ」

に改め、同号イ中「第二種中高層住居専用地域」を「若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は」に、「又は準住居地域内の建築物」を「若しくは準住居地域内の建築物(ハ)に掲げる建築物を除く。」に改め、同号ロ中「商業地域、準工業地域、工業地域又は」を「若しくは準工業地域内の建築物(ハ)に掲げる建築物を除く。」又は商業地域、工業地域若しくは」に改め、同号ハを同号二とし、同号ロの次に次のよう^うに加える。

ハ 高層住居誘導地区内の建 二・五

築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の一以上であるもの第五十六条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

(高層住居誘導地区)

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

2 前項の場合において、建築物の敷地が高層住居誘導地区的内外にわたるときは、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

第五十六条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積は、高層住居誘導地区と、同項第二号中「低層住宅に係る良好な住居」とあるのは市街地と読み替えるものとする。

(高層住居誘導地区)

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

第五十六条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

2 前項の場合において、建築物の敷地が高層住居誘導地区的内外にわたるときは、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

第五十六条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

2 前項の場合において、建築物の敷地が高層住居誘導地区的内外にわたるときは、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

第五十六条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積は、高層住居誘導地区と、同項第二号中「低層住宅に係る良好な住居」とあるのは市街地と読み替えるものとする。

(高層住居誘導地区)

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

第五十六条第五項中「地域」の下に「地区」を加える。

第五十七条の二 高層住居誘導地区内においては、建築物の敷地面積に対する割合は、高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められたときは、当該最高限度以下でなければならない。

2 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

3 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第一項第二号へ「同条第一項第一号ト」に改められる。

第五十二条第四項に規定する共同住宅の共用の廊下及び階段を除く。」を加え、「建築基準法第五十二条第十項第一号」を「同条第十一項第一号」に改める。

3 高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められた場合については、第五十四条の二第一項及び第三項の規定による建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の限度とみなして、同条第二項の規定を適用する。

別表第三中「ある地域」の下に「地区」を加え、同表の一の項欄中「第二種住居地域、準住居専用地域」を「若しくは第二種中高層住居専用地域」を「若しくは準住居地域内の建築物(四)に掲げる建築物を除く。」又は工業地域内の建築物又は」に、「又は準住居地域内の建築物」を「若しくは準住居地域内の建築物(四)

の項に掲げる建築物を除く。」に改め、同表中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居専用地域又は準工業地域内に掲げられた高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの
三十五メートル	一・五

官 報 (号 外)

平成九年六月六日 参議院会議録第三十一号(その二)

明治二十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
虎門一〇五番四号 東京第一郵便局
大藏省印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体三〇〇円 配本料別々